

令和4年度

包括外部監査の結果報告書

県下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

令和5年2月

岩手県包括外部監査人

公認会計士 宮澤義典

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	1
5	外部監査の方法	2
	(1) 監査着眼点	2
	(2) 実施した主な監査手続	2
6	外部監査の実施期間	2
7	包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
8	利害関係	2
第2	監査対象の概要	3
1	組織	3
2	流域下水道事業の概要	4
3	流域下水道事業会計の決算	5
第3	外部監査の結果及び意見	7
I	個別検出事項	7
1	事業評価	7
	(1) 事業効果と成果指標の整合性	9
	(2) アウトカム指標の設定	10
	(3) 事業効果の開示	11
2	経営戦略	13
	(1) 持続可能性の検証	14
	(2) 持続可能な人員計画の検証	16
	(3) 民間的経営手法の活用	17
	(4) 地方公営企業法の適用範囲	21
	(5) 経営戦略の適時更新	24
3	会計・財産	26
	(1) 人件費に係る計理の方法	26
	(2) 消費税の課税区分	28
	(3) 一般会計繰出金の会計処理	29
	(4) 一般会計繰入金の会計処理	31
	(5) 退職給付引当金の会計処理	34
	(6) 固定資産減損の兆候判定	36
	(7) キャッシュ・フロー計算書の表示区分	40
	(8) セグメント情報の開示	41

(9) 固定資産台帳と関連記録の整合性	44
(10) 無償使用	46
(11) スtockマネジメント計画のコスト縮減効果	47
4 契約	49
(1) 委託評価の実施	51
(2) 委託料の精算	54
(3) 随意契約理由の合理性	56
(4) 予定価格の事前公表	59
5 市町村に対する関与	61
(1) 最適化への関与	62
(2) 長期的収支見通しの開示	64
(3) 広域化・共同化推進による合理化の余地	68
(4) 不明水対策	69
6 出資法人管理	71
(1) 事業目的と目標設定の整合性	71
(2) 経営課題の識別	72
(3) 派遣職員の人件費負担	76
(4) 区分経理の適切性	77
II 持続可能性の確保と県民への説明責任	81
添付資料 1. 広域化・共同化計画	83
添付資料 2. 社会資本総合整備計画	97
添付資料 3. 社会資本総合整備計画 事後評価書	98
添付資料 4. 投資・財政計画（収支計画）	99
添付資料 5. 抜本的な改革等の取組状況	103
添付資料 6. 処理区域内人口密度の状況（市町村別）	104
添付資料 7. 公社の運営評価結果	105

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。また、原則、金額の注記がないものについては、税込額を記載しています。

包括外部監査の結果報告書

「県下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

岩手県包括外部監査人 公認会計士 宮澤義典

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下同じ。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

県下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

監査対象機関は、以下のとおりである。

県土整備部下水環境課

北上川上流流域下水道事務所

公益財団法人岩手県下水道公社（以下「公社」という。）

3 特定の事件を選定した理由

下水道をはじめとする生活排水処理施設は健康で快適な生活環境を確保し、併せて公共用水域の水質保全を図るための根幹的な施設である。岩手県（以下「県」という。）における汚水処理人口普及率は83.6%（令和2年度末）と全国平均（同92.1%）との差は縮小傾向にあり、「いわて県民計画（2019～2028）」第1期アクションプラン「政策推進プラン」に掲げる目標（令和4年度末における汚水処理人口普及率86.5%）に向けて概ね計画どおり進捗している。

一方、将来人口減少や下水道施設の老朽化への対策等、県下水道事業をとりまく経営環境は厳しくなるものと推測され、より一層厳しさを増す県財政状況を考慮すると、県下水道事業の経営改善は喫緊の課題と考えられる。

よって、県下水道事業に係る財務事務の執行や管理の状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象期間

令和3年度とするが、必要に応じて過年度及び令和4年度の一部についても監査対象に含めている。

5 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- ① 組織運営の合理化や規模の適正化が図られているか
- ② 流域下水道事業に係る経営戦略策定は適切か
- ③ 会計事務の執行や財産の管理は適切か
- ④ 委託等の契約は適切か
- ⑤ 市町村に対する関与は適切か
- ⑥ 出資法人管理は適切か

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

- ① 予備調査
 - 監査対象業務の関連資料を入手し、分析・質問することにより、当該業務の現状と課題を把握した。
- ② 本監査
 - 予備調査の結果に基づき、「(1) 監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性（3E）並びに合規性の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行った。

6 外部監査の実施期間

令和4年4月1日から令和5年2月9日まで

7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	井口立和
公認会計士	張敬典
公認会計士	矢川裕士
下水道技術検定 第1種	古川星矢

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

第2 監査対象の概要

1 組織

監査対象である県土整備部下水環境課及び北上川上流流域下水道事務所の分掌事務と現員は以下のとおりである。

室課	担当	分掌事務	現員(名)
下水環境課	下水管理	(1) 汚水処理施設の維持管理に係る助言に関する事 (2) 浄化槽の整備に関する事	15
	流域下水道	(1) 流域下水道事業の経営に関する事 (2) 流域下水道事業の出納及び決算に関する事 (3) 流域下水道の維持管理に関する事 (4) 流域下水道の設置及び改築に関する事	
	下水事業	(1) 汚水処理の総合的な企画及び調整並びに推進に関する事 (2) 公共下水道及び集落排水施設に関する事	
北上川上流流域 下水道事務所	—	(1) 流域下水道建設工事に関する事 (2) 流域下水道の管理に関する事	21

出所：分掌事務は岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）、現員は各室課作成資料

(注) 現員は令和4年4月1日現在を表す。下水環境課の現員には県土整備企画室兼務職員を含む。

今回の包括外部監査では、上表の分掌事務を総称し「県下水道事業」の用語を使用した。

2 流域下水道事業の概要

流域下水道は 2 つ以上の市町村の汚水処理するために都道府県が設置する広域的な下水道であり、県では 2 つの流域下水道事業を実施している。

流域下水道	北上川上流流域			磐井川
処理区	都南	花北	胆江	一関
処理区域面積	9,941ha (7,342ha)	5,913ha (4,711ha)	3,779ha (2,321ha)	2,043ha (1,338ha)
処理人口	341,160 人 (326,311 人)	115,320 人 (120,325 人)	64,270 人 (58,829 人)	40,850 人 (36,020 人)
終末処理場	都南浄化センター	北上浄化センター	水沢浄化センター	一関浄化センター
処理場能力	162,000 m ³ /日 (195,600 m ³ /日)	48,010 m ³ /日 (48,010 m ³ /日)	33,200 m ³ /日 (22,700 m ³ /日)	21,200 m ³ /日 (13,400 m ³ /日)
流入水量日平均	124,893 m ³ /日 (133,115 m ³ /日)	37,718 m ³ /日 (36,835 m ³ /日)	25,270 m ³ /日 (16,220 m ³ /日)	14,094 m ³ /日 (9,574 m ³ /日)
管渠延長	83.3 km (83.1 km)	42.7 km (42.7 km)	20.7 km (20.7 km)	8.9 km (8.9 km)
着工年度	昭和 49 年度	昭和 54 年度	昭和 61 年度	昭和 57 年度
一部供用年度	昭和 55 年度	昭和 62 年度	平成 4 年度	平成 2 年度
関連市町	盛岡市 滝沢市 矢巾町 雫石町	花巻市 北上市	奥州市 金ヶ崎町	一関市 平泉町

出所：下水環境課資料、維持管理年報（公社）をもとに包括外部監査人が作成

（注）上段は全体計画、下段（ ）は令和 3 年度実績を表す。

3 流域下水道事業会計の決算

流域下水道事業は令和 2 年度から地方公営企業法を一部適用している。流域下水道事業会計の決算の状況は以下のとおりである。

■ 貸借対照表

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度
有形固定資産	83,481,732	79,976,028
（土地）	2,249,671	2,249,671
（建物）	8,523,312	8,110,651
（構築物）	50,821,310	48,723,671
（機械及び装置）	21,690,719	20,667,190
無形固定資産	24,738	18,501
投資その他の資産	4,534	4,534
流動資産	1,899,045	2,099,783
（現金預金）	1,491,273	2,013,911
資産合計	85,410,052	82,098,848
固定負債	13,142,798	11,606,537
（企業債）	13,132,791	11,593,714
流動負債	1,599,840	2,364,696
（企業債）	1,024,149	1,540,466
繰延収益	59,637,789	56,808,586
負債合計	74,380,428	70,779,820
資本金	8,678,472	8,678,472
剰余金	2,351,151	2,640,556
（資本剰余金）	1,834,953	1,834,953
（利益剰余金）	516,198	805,603
資本合計	11,029,623	11,319,028
負債資本合計	85,410,052	82,098,848

出所：岩手県流域下水道事業会計決算

(注) 消費税等の会計処理は税抜き方式によっている。

■損益計算書

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度
営業収益	4,212,517	4,276,871
（市町村負担金）	4,124,936	4,206,407
営業費用	8,449,954	8,699,556
（処理場費）	2,527,671	2,717,294
（総係費）	325,429	304,544
（減価償却費）	5,341,166	5,378,133
営業損失	4,237,437	4,422,684
営業外収益	5,220,369	5,113,130
（他会計補助金）	923,281	841,173
（長期前受金戻入）	4,209,092	4,233,195
営業外費用	424,290	399,650
（支払利息及び企業債取扱諸費）	239,548	218,249
（一般会計繰出金）	184,742	180,269
経常利益	558,640	290,794
特別利益	13,708	-
特別損失	56,151	1,390
当年度純利益	516,198	289,404
前年度繰越利益剰余金	-	516,198
当年度未処分利益剰余金	516,198	805,603

出所：岩手県流域下水道事業会計決算

（注）消費税等の会計処理は税抜き方式によっている。

■キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,278,416	2,079,126
（当年度純利益）	516,198	289,404
（減価償却費）	5,341,166	5,378,133
（長期前受金戻入額）	△4,209,092	△4,233,195
（未収金の増減額（△は増加））	△394,643	321,900
（未払金の増減額（△は減少））	△12,847	251,643
投資活動によるキャッシュ・フロー	189,188	△527,769
（有形固定資産の取得による支出）	△360,968	△1,931,761
（有価証券の取得による支出）	△1,000,000	△1,000,000
（有価証券の売却による収入）	1,000,000	1,000,000
（国庫補助金による収入）	167,446	1,028,357
（工事負担金による収入）	385,671	376,686
財務活動によるキャッシュ・フロー	△944,663	△1,028,718
（建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出）	△1,063,103	△1,024,149
資金増加額	522,941	522,638
資金期首残高	968,331	1,491,273
資金期末残高	1,491,273	2,013,911

出所：岩手県流域下水道事業会計決算

（注）消費税等の会計処理は税抜き方式によっている。

第3 外部監査の結果及び意見

I 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によって区分したものである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項)	違法 (法令、条例、規則等の違反) 不当 (違法ではないが、①行為の目的が、その法令等の予定するものとは別のものである ②法令等の運用の仕方が不十分である、又は不適切である ③社会通念上、適切でないもの)
意見	監査の結果に添えて提出する意見 (地方自治法第 252 条の 38 第 2 項)	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

個別検出事項を監査着眼点に基づく監査上の論点ごとに整理して記載したのは、今回の監査対象の範囲外においても県が財務事務の点検を行う場合の参考になると判断したことによる。

1 事業評価

県が実施している事業評価の区分と今回の監査対象を整理すると以下のとおりである。

区分	事業評価の目的	県下水道事業に係るもの (令和 3 年度)	監査対象
政策評価	県政の総合的な計画の課題等を検証し、その結果を次の政策等に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図ること	政策評価レポート 2022 政策評価等の実施状況報告書 (令和 4 年 11 月 岩手県) (注)	—
事務事業評価	政策評価の対象と連動し、構成事業の「活動内容指標」と「成果指標」の状況を評価した上で、事業の必要性や有効性等を考慮し「今後の方向」を取りまとめること	下表を参照 (注)	同左
公共事業評価	道路、河川、農業農村整備等の社会資本整備を目的とする事業の効率化及び重点化を図るとともに、その実施過程の透明性の向上を図ること	該当なし	—
大規模事業評価	大規模公共事業 (総事業費が 50 億円以上) を対象に、より一層詳細で慎重な評価を行うことで、県民への説明責任を果たすとともに、事業の効果的・効率的な推進に資すること	流域下水道事業 4 処理区 (継続評価)	—

(注) 県下水道事業に係るものは、政策分野「IV 居住環境・コミュニティ」、政策項目「21 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります」、具体的推進方策「②自然と調和した衛生的で快適な生活環境の保全」に含まれる。

このうち、事務事業評価の状況は以下のとおりである。

番号	事業名	事業概要	決算額 (千円)	活動内容指標					成果指標				
				指標名	単位	計画値	実績値	達成度	指標名	単位	目標値	実績値	達成度
299	浄化槽設置整備事業費補助【下水環境課】	浄化槽の設置・改築を行う者に対し市町村が補助する経費に対して補助する。(個人設置型)	92,217	浄化槽設置者への補助	市町村	27	27	A	合併処理浄化槽普及率	%	14.8	13.8	B
300	浄化槽下水道事業債償還基金費補助【下水環境課】	市町村が行う浄化槽施設の整備に係る下水道事業債の元利償還に充てるための減債基金等積み立て経費に対して補助する。	33,075	市町村の下水道事業債償還基金への補助(浄化槽事業)	市町村	9	9	A	合併処理浄化槽普及率	%	14.8	13.8	B
301	下水道事業債償還基金費補助(農業集落排水)【下水環境課】	市町村の農業集落排水施設整備に係る下水道事業債の元利償還に充てるための基金積立に対して補助する。	25,113	市町村の下水道事業債償還基金への補助(農集排事業)	地区	16	16	A	機能強化対策実施箇所数	箇所	6	6	A
302	下水道整備促進対策費【下水環境課】	市町村が行う公共下水道施設の整備に係る下水道事業債の元利償還に充てるための減債基金等積み立て経費に対して補助する。	32,332	市町村の下水道事業債償還基金への補助(公共下水道)	市町村	17	17	A	公共下水道普及率	%	62.5	62.7	A

出所：令和4年度事務事業評価調書（岩手県）

また、県では社会資本総合整備計画の事前評価や事後評価を実施しているが、県下水道事業に関連する社会資本総合整備計画は「添付資料2. 社会資本総合整備計画」、事後評価は「添付資料3. 社会資本総合整備計画 事後評価書」を参照されたい。

(1)事業効果と成果指標の整合性

事務事業評価の対象事業である「301 下水道事業債償還基金費補助（農業集落排水）」の成果指標は「機能強化対策実施箇所」とされている。この機能強化対策実施箇所に係る状況は以下のとおりである。

着手年度 (着手地区数)	地区	事業実施期間	広域化・共同化計画との関連 (施設統廃合予定)
令和2年度 (7地区)	A地区	R2～4	他地区に接続見込み
	B地区	R2～5	流域関連公共下水に接続見込み
	C地区	R2～5	
	D地区	R2～3	統廃合の可否等検討
	E地区	R2～4	
	F地区	R2	統廃合予定なし
	G地区	R2	
令和3年度 (6地区)	H地区	R3～4	
	I地区	R3～6	他地区に接続見込み
	J地区	R3～6	統廃合の可否等検討
	K地区	R3	流域関連公共接続済
	L地区	R3～4	統廃合予定なし
	M地区	R3～4	

出所：広域化・共同化計画等をもとに包括外部監査人が作成

【現状の問題点（意見）】

成果指標である「機能強化対策実施箇所」の中には、将来的な統廃合を予定している、又は検討中の施設が含まれているため、事業効果と成果指標の整合性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、将来的に公共下水道への接続が予定されている場合でも、適切な処理施設の機能維持のために農業集落排水事業による機能保全が必要であり、関係者とも調整しながら設定したものである。また、他県においても同じ指標を用いていることから成果指標として適切なものである、とのことである。

しかし、現成果指標のみでは事業の効率的な運営の視点も踏まえた事業効果まで評価できるか疑問があると考えられる。事業効果と成果指標に不整合が生じている印象は否めない。

【解決の方向性】

個々の事業特性を考慮のうえ、事業効果とより整合する成果指標を設定する。

事務事業の性質上、活動内容指標と成果指標の設定が難しいものについては、いずれか一方のみを設定することが認められているため、成果指標の設定が困難な場合、活動内容指標のみとすることも考えられる。

(2)アウトカム指標の設定

社会資本整備総合交付金の事前評価において、当該計画の成果目標（定量的指標）の設定は以下のとおりである。

	当初現況値 (R2 当初)	中間目標値 (R4 末)	最終目標値 (R6 末)
管渠・ポンプ場・処理場におけるストックマネジメント計画策定率 ストックマネジメント計画策定済み施設数（箇所）／ストックマネジメント計画策定すべき施設数（管渠＋ポンプ場＋処理場）（箇所）	0%	94%	100%
処理場における改築更新実施率 改築更新に着手した設備数（箇所）／ストックマネジメント計画に基づき改築更新を実施すべき設備数（箇所）	0%	43%	100%

出所：社会資本総合整備計画（令和2年1月22日 岩手県）

【現状の問題点（意見）】

県が設定している計画の成果目標（定量的指標）が、事業効果を適切に評価できるかどうか問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から成果指標の設定は適切なものである、とのことである。

- 下水道の改築更新は、現状と同程度の行政サービスを適切に継続して提供していくため、また、事故の発生や水質の悪化を防止するために実施しているものであることから、アウトプットを改築更新の実施数、整備延長及び増設実施数とし、アウトカムを改築更新実施率、整備率及び増設実施率として、施設全体の健全度合と増設等の進捗をそれぞれ率で評価する成果指標としている。
- 下水道は、持続的かつ安定的な行政サービスを提供する施設である。そのため、事後的な保全ではなく、予防保全や時間計画保全の考え方を取り入れて計画を策定し、それに基づいた施設更新を行うことによって、目的である「持続的かつ安定的な行政サービスの提供」が可能となる。コスト縮減に特化した指標のみを設定すると、本来の下水道の趣旨であるサービス水準が安定的に行われているか、という視点が欠如し、事故等のリスク発生の懸念等を無視した指標となるおそれがある。よって、コスト縮減に特化した指標設定は適切ではないとして、設定していない。
- 当該計画は、国庫補助金を財源として実施する改築更新事業である。施設全体の老朽化を指標とすると、仮に、老朽化率の向上のために県単独費による支出によって老朽化率を向上させた場合、国庫補助金を受けないが、指標は向上するという現象が生じる。当該指標は、国庫補助事業を実施することによる成果を想定し、指標として設定することから、国庫補助事業以外の要素によって、成果指標が左右されるような設定をすることは適切ではないと考える。

- ▶ 成果指標の設定に当たっては、交付金事業の定量的な把握がし易い項目として、国や関係機関とも相談しながら設定したものである。

しかし、以下の点を考慮すると、事業効果の発現状況を明らかに評価できるアウトカム指標の設定も必要と考えられる。

- ▶ 県が策定したストックマネジメント計画については個別検出事項「3 (11) スtockマネジメント計画のコスト縮減効果」を参照されたいが、「ストックマネジメント計画策定率」のみでは、ストックマネジメントの事業効果であるコスト縮減効果が明らかでないこと
- ▶ 「処理場における改築更新実施率」は事業の進捗に伴い結果的に増加する指標であるため、アウトプット指標と考えられること

【解決の方向性】

計画の目標とより整合するアウトカム指標も設定する。計画の目標が「計画的な改築更新の実施により、適正な下水処理体制に万全を期す」の場合、例えば以下のような指標が考えられる。

現行の成果目標（定量的指標）	アウトカム指標（例）
ストックマネジメント計画策定率	ストックマネジメントによるコスト縮減額
処理場における改築更新実施率	設備老朽化比率

(3)事業効果の開示

社会資本総合整備計画の事後評価書については「添付資料3. 社会資本総合整備計画 事後評価書」を参照されたいが、当該計画の目標は「下水道整備の推進により、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に寄与する」とされている。

北上川流域別下水道整備総合計画における水質の目標と現況の説明は以下のとおりである。

(単位：BOD mg/L)

流域名・処理区名	目標	実績（測定値）			県の判断	
		環境基準値	H20 変更	R3 変更		R3
北上川上流流域	都南	A類型 (2 以下)	1. 1	0. 9～1. 4	1. 1	水質は悪化していない
	花北		1. 3	0. 9～1. 5	1. 1	水質は改善傾向
	胆江		1. 2	0. 9～1. 7	1. 2	水質は悪化していない
磐井川流域		C類型 (5 以下)	3. 4	0. 8～2. 1	1. 4	水質は改善傾向

出所：下水環境課作成資料

(注) 実績（測定値）のうち、「H20 変更」は平成 20 年度計画策定時の水質分析結果（平成 9～11 年度）の平均値、「R3 変更」は令和 3 年度計画策定時の水質分析結果（平成 19～29 年

度)を表す。

社会資本総合整備計画の事後評価では、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとされている。

6 地方公共団体等は、事後評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求めるよう努め、当該意見を地域住民に対し公表するものとする。また、事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すよう留意するものとする。

出所：社会資本整備総合交付金に係る計画等について（令和3年3月30日改正 国土交通省）

【現状の問題点（意見）】

事後評価上、事業効果の発現状況について「公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図ることができた」と評価しているため、当該事業効果の根拠の適切性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 流域下水道幹線の整備により関連公共下水道区域における下水道の普及が進んだことは、生活雑排水が未処理のまま排出される状況が改善されたことに直結している。北上川などの水質環境基準を達成しており、県民の生活がより衛生的（公衆衛生の改善）になり、未処理水の排水が改善され、公共用水域の汚濁負荷が減った（水質の保全）ことになる。
- 長期的な評価となる水質については、流域別下水道整備総合計画にて、汚濁解析のうえ、国とも協議しながら目標負荷量等を設定している。

しかし、事後評価書において、事業効果の発現状況を裏付ける合理的根拠まで示されていないため、実効性のある事後評価を行うための事業効果の開示がなされているといえるか疑問である。

【解決の方向性】

事後評価においては、事業効果の発現状況に係る合理的根拠（例えば水質測定の実績等）を明示する。

2 経営戦略

公営企業では、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められている。

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要です。

現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。このため、各地方公共団体においては、公営企業の経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討を行うことが求められます。

こうした中で、引き続き公営企業として事業を行う場合には、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要です。そのために、各公営企業において、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組まれるようお願いいたします。

出所：公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日 総務省）

県は「岩手県流域下水道事業経営戦略（平成 29 年 3 月策定）」（以下「流域下水道事業経営戦略」という。）を策定しているが、流域下水道事業経営戦略に掲げられている投資・財政計画（収支計画）は「添付資料 4. 投資・財政計画（収支計画）」を参照されたい。

また、経営戦略策定の留意点として、以下の説明がなされている。

⑧ 「経営戦略」は、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化、民間活用といった抜本的な改革の検討と相互に反映させる必要がある。また、各事業の所管省庁においても、各種計画の策定を求めているが、例えば、水道事業においては、水道事業ビジョン（個別施設計画）が、適切に策定されている場合は、そのビジョンを「経営戦略」として位置づけることが可能であり、他の事業においても部分的に活用することができるものがあることに留意すること。

さらに、抜本的な改革の検討については、結論を得るまでに相当の時間を要する。このため、抜本的な改革の検討の結論を待って「経営戦略」の策定をするのではなく、まずは、事業経営の現状と課題を踏まえながら、現行形態を前提としたものであっても「経営戦略」を早期に策定する必要がある。そのことは、日々の状況変化に対応しつつ、検討を継続していくことによって、その後の抜本的改革を含む各種の経営健全化の取組の影響・効果等を測る上での土台ともなるものであること。

出所：経営戦略策定・改定ガイドライン（平成 31 年 3 月 29 日 総務省）

流域下水道事業における抜本的な改革への取組状況については「添付資料 5. 抜本的な改革等の取組状況」を参照されたい。

(1) 持続可能性の検証

経営戦略策定における計画期間の考え方について以下の説明がなされている。

第1章 「経営戦略」の策定・改定に関する基本的事項

1 「経営戦略」の基本的な考え方

(1) 「経営戦略」の基本的な考え方

(中略)

③「投資試算」や「財源試算」は、経営に不可欠の主要な施設の維持更新の見通しを立てるため、施設の耐用年数等を踏まえて、計画期間に限らず可能な限り長期間（事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年から50年超）かつ複数の推計パターンで行い、その推計結果及びそれに基づく長期目標も設定すること。

2 「投資・財政計画」の策定

(中略)

(2) 計画期間の設定

計画期間は、事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要である。やむを得ず10年未満の「計画期間」とする場合には、その理由について議会、住民にわかりやすく説明することが必要である

なお、計画期間に関わらず、計画策定に当たっての将来の「投資・財政計画」に係る試算については、可能な限り長期間（事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年～50年超）かつ高位・中位・低位といった複数パターンで行うとともに、その結果や積算根拠も記載することが必要である。

出所：経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月29日 総務省）

【現状の問題点（意見）】

流域下水道事業経営戦略の計画期間は10年であるが、経営戦略の策定目的である流域下水道事業に係る持続可能性が適切に検証されているかどうか問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から、流域下水道事業経営戦略の計画期間を10年と設定しているのは適切である、とのことである。

- 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日 総務省）においても、施設・設備の新規・更新需要額の将来試算は、30～50年の期間が望ましいとしつつ、投資・財政計画の設定期間は、10年以上を基本としていること
- 経営戦略は、他の施策や社会情勢等の変化に応じた適切な計画期間の設定が重要であり、長期的な対応となる施設管理においては、内容に応じて実施する必要があると考えるが、必須でないこと
- 「10か年投資・財政計画試算」は、必要な都度更新し、関連市町と情報共有していること

しかし、以下の点を考慮すると、持続可能性の検証が十分に行われているといえるか疑問であ

る。

- 「10 か年投資・財政計画試算」（令和 4 年 10 月 下水環境課）によると、令和 7 年度以降、市町村負担金の引き上げが見込まれている（令和 13 年度計画では令和 3 年度実績比 16.5%増）。市町村における下水道事業の経営上、人口減少等も見込まれる中、市町村負担金の引き上げの受入れが可能か明らかでないこと
- 流域下水道事業経営戦略の策定に当たり、長期収支見通し（30～50 年）の試算が行われていないこと

【解決の方向性】

流域下水道事業の持続可能性を検証できるよう、関連市町と情報共有を図りながら、必要に応じて長期収支見通し（30～50 年程度）を試算し、その結果を経営戦略に記載する。

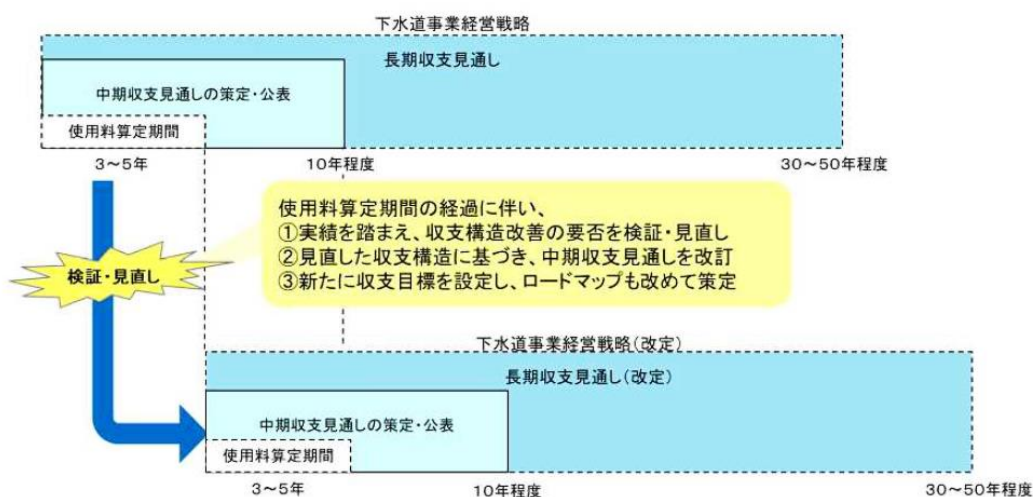


図 3.20 収支構造の適切性の検証・見直し（イメージ）

出所：今後の下水道事業に係る制度の方向性（令和 2 年 7 月 国土交通省 公益社団法人日本下水道協会）

(2) 持続可能な人員計画の検証

下水環境課・流域下水道事務所職員の年代別・職種別の下水道業務経験年数の状況（令和4年4月1日現在）は以下のとおりである。

経験年数	～20代		30代		40代		50代		60代～		合計
	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	
1年未満		1	1		1	1	2	2			8
1年	1	2				2	1	1			7
2年	2	2					1			1	6
3年	1	1	1	1		1			1		6
4年		2				1		1			4
5年								1			1
6年以上						1	1	2		2	6
合計	4	8	2	1	1	6	5	7	1	3	38

出所：下水環境課作成資料

（注）県土整備企画室兼務職員、会計年度任用職員を含む

公営企業における組織、人材を中長期的な視点から計画的な強化を図る必要性が示されている。

組織、人材等は公営企業が経営を安定的に継続するための重要な経営基盤であり、中長期的な視点から計画的な強化を図ることが求められる一方で、必要な住民サービスの安定的継続を前提とした上で、徹底した効率化・合理化に取り組むことが求められる。このため、次の点に留意の上、双方を両立させることが必要である。

（中略）

②人材の確保・育成

職員一人ひとりの意識改革を進め、企業意識の徹底を図るとともに、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材の育成に努め、個々の職員の能力を組織体としての経営能力の向上に適切に結び付けることが必要であること。

また、明確な目標設定と効果的な進行管理の徹底、民間の発想・手法の導入・応用、職員間での知見・ノウハウ等の組織的な継承等に計画的に取り組むこと等により、人材の育成に努めることが適当であること。

出所：公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日 総務省）

【現状の問題点（意見）】

公営企業が経営を安定的に継続するための重要な経営基盤である人材の確保・育成に関する取組施策の適切性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 令和2年度からの地方公営企業法適用から間もないこともあり、地方公営企業法適用の基本方針（平成27年6月策定）を踏まえ、また、地方公営企業移行時の人員配置計画等

により人員配置しており、必要に応じて見直しを行うこととしている。

- ▶ 下水道公社や業務委託等も活用しながら事業運営している。

しかし、以下の点を考慮すると、持続可能な人員計画の検証が行われているといえるか疑問である。

- ▶ 事務職の下水道業務経験年数がほぼ 3 年以内となっており、事業経営が短期的な視点に終始する可能性がある。この場合、中長期的な視点での経営意識の希薄化が懸念されること
- ▶ 技術職の年齢構成が偏っており、現状のままでは下水道技術の維持が困難になることが懸念されること
- ▶ 流域下水道事業経営戦略上、「持続可能な事業の実施のため、組織力の向上を目的とした技術の継承と人材の育成、確保に努めます」となっており、具体的な取組施策まで記載されていないこと

【解決の方向性】

経営戦略の改訂において、人材の確保・育成に関する具体的な取組施策の明確化を検討する。

(3) 民間的経営手法の活用

経営戦略の策定においては、民間的経営手法の活用を積極的に検討する必要があるものとされている。

第 2. 公営企業の計画的経営の推進に関する事項

3 効率化・経営健全化の取組

(2) 広域化や民間の資金・ノウハウの活用等の推進に関する事項

② 民間の資金・ノウハウの活用等の推進

地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PPP/PFI、民間委託等の手法により実施することが適当な事業・事務については、地方公共団体、公営企業による適切な管理監督のもとで、適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意しつつ、積極的かつ計画的に導入を検討すること。中でも、公共施設等運営権方式（いわゆるコンセッション方式）の PPP/PFI の導入は、「『日本再興戦略』改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、上水道事業及び下水道事業の実施案件について数値目標が設定されているなど、積極的に検討することが求められていること。

また、事業・事務を行う者は、公正かつ適正な手法により選定する必要があるほか、定期的な見直しや業務執行能力についての定期的な評価等を行うことが望ましいこと。

さらに、料金徴収事務、施設・設備管理業務をはじめとして、他の公営企業に委託することにより効率化が図られる事務については、積極的に委託を推進すべきであること。

なお、望ましい事業手法は、事業ごとに一律に定まるものではなく、受け皿となる民間企業

の存否や民間事業者とのコスト比較等、あくまでも地域や各事業者の実情を考慮し、各地方公共団体及び公営企業が主体的に決定すべきものである点に留意すること。

第3. 公営企業の経営に係る事業別留意事項

4 下水道事業

(1) 経営について

⑤ 民間的经营手法の活用については、地域や各事業者の実情を踏まえ、指定管理者制度や民間委託等の活用のほか、公共施設等運営権方式を含む PPP/PFI の活用を積極的に検討する必要があること。

出所：公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日 総務省）

流域下水道事業経営戦略では、民間活力の活用について、以下の説明がなされている。

<p>民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）</p>	<p>現在、包括的民間委託は、一関処理区のみ適用しています。他の処理区については、包括的民間委託の優位性がみられないことから、民間委託方式検証及び検討部会で検討した結果、仕様発注による業務委託としています。なお、包括的民間委託の検証及び検討については引き続き実施することとします。</p> <p>本戦略では、一関処理区のみ包括民間委託を適用するものとしています。</p> <p>指定管理者制度の活用は、指定管理者に下水道管理者としての権限を付与できないものがあることから、予定していません。</p> <p>PPP/PFI の活用についても、予定していません。</p>
---	---

出所：流域下水道事業経営戦略

包括的民間委託と仕様発注委託の比較について、以下の説明がなされている。

項目	包括的民間委託	仕様発注委託
①委託条件	<p>性能規定 想定水質及び想定水量の範囲内にある下水を受入れ、要求水準以下まで処理して放流するための一連の業務を提供</p>	<p>仕様規定 施設の運転方法等、仕様書に記載された内容を満足するための役務の提供</p>
②地方公共団体の役割	<p>施設の所有者・管理者 下水道管理者・施設の所有者としての責務は同じ</p> <p>契約履行状況の監視者 契約業務が適正に履行されているかどうか監視・評価</p>	<p>施設の所有者・管理者 下水道管理者・施設の所有者としての責務は同じ</p> <p>受託者の監督者 受託者が行う業務監督・指導</p>
③委託業務の範囲	<p>包括的委託 施設の運転管理業務、清掃業務、設備点検業務、緑地管理業務、物品管理業務（消耗品、燃料、薬剤等の受発注を含む）</p>	<p>限定的委託 施設の運転管理業務、清掃業務、設備点検業務、緑地管理業務等については、業務仕様が規定されている上、燃料、薬</p>

項目	包括的民間委託	仕様発注委託
	む)等を包括的に委託	剤等については支給される場合が多い
④契約年数	複数年度	原則単年度
⑤委託業務遂行における自由度	大きな自由度 性能が発揮されている限り、職員数等については民間企業の自由裁量が原則	限定的 監査への対応等のため、「下水道施設維持管理積算要領－終末処理場・ポンプ場施設編－」（以下、「積算要領」という。）に定めた人員の確保を求められることもある
⑥責任分担（契約に基づくもの）	明確に規定 想定水質及び想定水量の範囲内にある下水を受け入れた場合、受託者は責任を持って基準値以下まで下水を処理する必要がある	契約書上は明確な規定少なし（「甲乙協議」等で代替） 仕様書に記載された役務の提供を行っている限り、処理水が基準値を上回っていても、責任は地方公共団体にある
⑦維持管理効率化に向けたインセンティブ	働きやすい 民間企業の創意工夫が民間企業にとってのメリットにもつながることから維持管理業務の効率化が期待される	働きにくい 民間企業の創意工夫を反映できる余地が少なく、維持管理業務の効率化は期待しにくい
※性能発注ガイドライン P2 の表に一部加筆したもの。		

出所:処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(令和2年6月 公益社団法人日本下水道協会)

一方、令和3年度における民間活用の取組状況については「添付資料5. 抜本的な改革等の取組状況」を参照されたいが、民間活用による取組の効果額は年0.2百万円（令和3年度）とされている。

【現状の問題点（意見）】

民間的経営手法の活用の積極的な検討が求められているため、民間活用による取組効果の十分性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 一関処理区以外に包括的民間委託の優位性がみられないのは、公社からの意見等も踏まえ、合流式の処理区があることや施設設備の老朽化のため、民間事業者とのリスク分担の取り決めが難しい事情があると判断していること
- 民間的経営手法の他自治体の導入事例は適宜把握しており、また、他自治体の導入事例や検討状況は国土交通省からも情報提供を受けていることから、特段の支障は発生していないと考えているもの。
- 県としては現状を把握しつつ、適宜、検討会を行いながら進めている。発注者と受託者との関係になりうる者との対話というのは、公平性の観点から特に慎重に行わなければならないという認識であること。
- 包括的民間委託は、過去の検討状況から、条件不利な本県においては委託受注業者も限

られ、ヒアリングも難しいこと。

しかし、以下の点を考慮すると、民間的経営手法の活用の積極的な検討が十分に行われているといえるか疑問である。

- ▶ 合流式や施設老朽化であっても包括的民間委託の事例はあるが、「他の処理区については、包括的民間委託の優位性がみられない」は県及び公社による判断のみであり、民間事業者に照会したものではないこと
- ▶ 民間活用に係る取組の効果額が年 0.2 百万円（令和 3 年度）であり、流域下水道事業の事業規模（令和 3 年度の営業費用 8,699 百万円）と比較して取組の効果額が少ないと考えられること

【解決の方向性】

より一層民間の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保を図る観点から、性能発注の拡大余地を含めて、官民対話・民間提案の積極的な活用を検討する。

○地域課題の把握と必要な情報提供

地域の課題を把握した上で、その解決のために官民対話を実施することが重要である。特に、官民対話が有効であるのは、例えば、庁内検討だけでは、地域内の施設・土地の活用方法や運営方法の選択肢が限定的になっていると考えられる場合、市場性の有無や実現性の高い事業スキームが明確でない場合など、幅広く民間事業者からアイデア、意見を聞いて事業化に反映させることが地域の課題解決につながると想定される場合である。

このため、民間事業者に対して地域において何が課題となっているか、行政が求めるものは何か（公共サービスの質の向上、公共負担の削減、公的不動産の活用等地域経済の活性化）について、対話に必要な情報を広く民間事業者が認識できる形で提供することが、まず第一に必要である。この手段として、各自治体のHPにおける公表など一方向的な情報提供に加えて、双方向的なコミュニケーションを実現するため、地域内において、行政、民間事業者（学校法人やNPO法人を含む。）、金融機関等で構成する地域プラットフォーム等を設置し、意見交換等の相互コミュニケーションの機会を創出することも考えられる。ただし、目的はあくまで官民間の対話を促進することであり、形に拘らず、柔軟に運用していくことが重要である。

また、類似の事例の整理・分析をしておくことが重要であり、類似事例の経験を有する自治体職員や専門家への相談・意見交換をしておくことが有益である。ただし、準備段階においては、手法を限定せず、幅広いPPPメニューの中からより効果的なPPP手法を柔軟に選ぶ姿勢を持つことが重要である。

出所：PPP 事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（平成 28 年 10 月 内閣府 総務省 国土交通省）

(4)地方公営企業法の適用範囲

流域下水道事業では令和2年度から地方公営企業法を一部適用している。県は移行に係る事務量と今後の組織体制及び維持管理費等を考慮した場合、一部適用が最適であると判断した。これについての県における全部適用と一部適用の主な検証結果は、以下のとおりである。

項目		「全部適用」の場合	「一部適用」の場合
財務	経営状況	○	○
		官庁会計と比較し、より経営状況が明確となる。(発生主義、複式簿記、損益取引と資本取引に分離した経理等)	全部適用との差はない。
組織	意思決定 予算の迅速化	○	△
		管理者を設置し、管理者の判断と責任において事業体の運営を行う。企業としての独立性が確保できるため、意思決定および予算執行が迅速になる。	管理者を設置せず、意思決定、予算執行は従来通り知事が行う。
	組織体制の一元化	×	○
		流域下水道事業の実施運営にかかる組織と、その他の汚水処理事業に関する業務※を行う組織が分離される。 ※汚水処理事業全体の企画立案(県構想、流総)、その他の汚水処理事業(公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽)に関する事務および市町村指導等	従来と同様、一の組織で汚水処理事業全般を所掌でき、汚水処理事業(下水道、農業集落排水、浄化槽)の一体的な推進が可能となる。過去に実施し効果を上げている組織一元化も継続される。
移行後の人員		×	○
		・原則、管理者を設置する必要がある。 ・独立した企業として契約事務、人事給与事務等を組織単独で実施する必要があり事務量が増加する。職員の身分は企業職員となり、一般行政職員とは明確に区別されることから、専任の企業職員を多く増員する必要がある。	・管理者を設置する必要がない。 ・職員の身分は一般行政職員のままとなるため、知事部局が(兼務扱いで)企業の契約事務、人事給与事務を実施できる。従来とほぼ同様の事務処理体制を執ることで、人員の増を最小限にできる。

項目		「全部適用」の場合	「一部適用」の場合
その他	流域関連市町の負担金の軽減について	×	○
	適用範囲等に係るアンケート結果	×	○（流域関連全 10 市町）
	移行時の人員	×	△
		組織編成を伴うため、会計規定の制定をはじめ条例等の制定・改正数が多くなる。また知事部局とは完全に別組織となるため、出納・人事・情報システム・庁舎管理等、関係部局との調整事項が多くなる。このため移行準備に必要な人員も多く必要になる。	組織編成が必要ないため、全部適用に比べ条例等の制定・改正は少ない。全部適用と比べ、関係部局との調整事項も比較的少ない。
○：本県で優位性が得られるもの △：現状維持、または本県において許容できる範囲と判断されるもの ×：本県では効果が発揮できない、または現実的に対応が困難と判断されるもの			

出所：岩手県流域下水道事業に係る地方公営企業法適用 基本方針（平成 27 年 6 月 岩手県）

公営企業における効率的な組織の整備の必要性が示されている。

組織、人材等は公営企業が経営を安定的に継続するための重要な経営基盤であり、中長期的な視点から計画的な強化を図ることが求められる一方で、必要な住民サービスの安定的継続を前提とした上で、徹底した効率化・合理化に取り組むことが求められる。このため、次の点に留意の上、双方を両立させることが必要である。

①効率的な組織の整備

公営企業の組織については、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とする必要があること。

事業管理者については、より自律的な経営を行うことができるよう、その実質的な権限と責任の明確化を図る必要があること。

また、2 以上の公営企業を経営している地方公共団体にあつては、管理部門、検査部門等業務内容の共通する部門を統合するなど、それらの事業を通じての組織の見直しについても積極的に検討すること。

出所：公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日 総務省）

【現状の問題点（意見）】

流域下水道事業において地方公営企業法を全部適用する場合、流域下水道事業単独による方法の他、流域下水道事業との親和性が認められる企業局（電気事業、工業用水道事業）との組織統合による方法が考えられる。組織体制の一元化や移行後（または移行時）の人員の視点で、全部適用の場合、「本県では効果が発揮できない、または現実的に対応が困難と判断されるもの」

との県の検討結果が示されているが、企業局との組織統合によるメリット比較検討の十分性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、法適用範囲（全部適用または一部適用）における本県での優位性を比較検討の上、企業局との組織統合が前提となる全部適用ではなく、一部適用を採用することとしたものである、とのことである。

しかし、企業局との組織統合により以下のようなメリットが想定されるため、全部適用と一部適用のメリット比較検討が十分といえるか疑問である。

岩手県流域下水道事業に係る地方公営企業法適用 基本方針		左記に対する包括外部監査人の所見	
項目	「全部適用」の場合		
組織	組織体制の一元化	流域下水道事業の実施運営にかかる組織と、その他の汚水処理事業に関する業務※を行う組織が分離される。 ※汚水処理事業全体の企画立案（県構想、流総）、その他の汚水処理事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽）に関する事務および市町村指導等	<p>想定される以下のメリットが考慮されているか明確ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業局の管理部門との統合による配置人員の合理化や経営インフラの共同利用によるコスト削減 ▶ 技術職員の人員配置の最適化
	移行後の人員	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、管理者を設置する必要がある。 ・独立した企業として契約事務、人事給与事務等を組織単独で実施する必要があり事務量が増加する。職員の身分は企業職員となり、一般行政職員とは明確に区別されることから、専任の企業職員を多く増員する必要がある。 	
その他	移行時の人員	組織編成を伴うため、会計規定の制定をはじめ条例等の制定・改正数が多くなる。また知事部局とは完全に別組織となるため、出納・人事・情報システム・庁舎管理等、関係 部局との調整事項が多くなる。このため移行準備に必要な人員も多く必要になる。	企業局の既存の経営インフラの共同利用による事務負担軽減も想定されるため、一部適用の場合と比較し、どの程度の負担増加になるのか明確ではない。

【解決の方向性】

経営のあり方や事業手法の見直しの要否について、必要に応じて改めて検討のうえ、経営戦略を改訂する。

(5) 経営戦略の適時更新

経営戦略の事後検証、更新等について、以下の説明がなされている。

4 「経営戦略」の事後検証、更新等

「経営戦略」の期間は 10 年以上を基本とするが、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行うことが必要である。

見直しに当たっては、「経営戦略」の達成度を評価し、また、「投資・財政計画」やそれを構成する「投資試算」「財源試算」と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を「経営戦略」やそれを構成する各計画の修正、次期計画の策定等の形で企業経営に反映させる「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のサイクルを導入する必要があること。

「経営戦略」と実績の乖離が著しい場合には、「経営戦略」の見直しについて検討するとともに、経営のあり方、事業手法の見直しについて改めて検討すべきであること。

このサイクルの実効性を担保し、また、企業経営の中に定着させるためには、評価結果を予算編成や定員管理等に反映させるルールを確立することが望ましい。さらに、評価の過程において議会による審議、監査委員による監査等、学識経験者や地域住民等が参加した上での評価等の手順を踏むことによって、評価の客観性が確保されるように留意すべきであること。

あわせて、各種の経営指標等を活用して経営規模等の類似する民間企業を含む他の同種企業との経営状況の比較を行い、また同種企業における経営改善事例を積極的に活用した経営分析を行い、計画の達成に向けた経営健全化・効率化の推進に努めることが望ましいこと。

出所：公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日 総務省）

【公営企業会計の適用推進との関係】

Q22 現在、公営企業会計の適用に取り組んでおり、経営戦略の策定後に、公営企業会計を適用し、更にもう一度経営戦略の策定をやり直すのは非効率であり、公営企業会計の適用後に経営戦略の策定に取り組みたいと考えているが、どのように進めるのが適当なのか。

A22

○ 経営戦略の策定自体は、公営企業会計の適用事業を前提としているわけではなく、公営企業会計の非適用事業であっても、経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより経営基盤の強化等を推進する観点からは、一定の意義があるものである。

○ 経営戦略は将来の経営の見通しを策定するものであるから、経営戦略を策定しないとする事は、将来の見通しを立てずに経営を行うという意味と同義になり、適当ではない。

○ そのため、まずは現在の状態での経営戦略を策定し、その後、法適用等を実施した場合に、適宜、改定を行って、法適化後の実態に沿った推計になるよう、精緻化を図ることが望ましい。

出所：経営戦略の策定に関する Q&A（令和 4 年 1 月 25 日更新 総務省）

流域下水道事業経営戦略では、経営戦略の事後検証、更新等について以下のように記載されている。

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>経営戦略は、平成 32 年度の公営企業会計への移行に併せて見直しをする予定です。</p> <p>施設の建設や維持管理費用算定のもととなる流入量予測については、関連市町の排出量予測に基づき行うこととします。</p>
---------------------	---

出所：流域下水道事業経営戦略

【現状の問題点（意見）】

流域下水道事業経営戦略は平成 29 年 3 月策定であるため、経営戦略の更新の適時性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 経営戦略は、費用を負担する関連市町との協議や関係機関とも調整しながら、改訂に向けた検討を進めていく必要がある。
- 令和 2 年度からの企業会計への移行からこれまでの上記の関連市町等のやり取り等を踏まえ、令和 7 年度までに経営戦略を改訂することを予定しており、これに向けた調整を行っている。
- 経営戦略の重要な構成要素である投資・財政計画については、関連市町との維持管理負担金の改定協議に合わせて、改定期間分の投資・財政計画の見直しを行っているものであり、直近では、令和 3 年度改定協議の際、令和 4～7 年度の投資・財政計画を提示し、令和 4～6 年度の維持管理負担金を決定している。

しかし、以下の点を考慮すると、流域下水道事業経営戦略が適時に更新されているといえるか疑問である。

- 地方公営企業法の適用（令和 2 年 4 月）や市町負担金の負担方法を総括原価方式への見直し（令和 4 年 4 月）のような重要な経営環境の変化が生じており、経営戦略の適時更新の必要性が高いと考えられること
- 経営戦略は「3～5 年に一度見直し（ローリング）を行うことが必要」とされていること
- 流域下水道事業経営戦略では「平成 32 年度の公営企業会計への移行に併せて見直しをする予定」と記載されており、時間が経過していること

【解決の方向性】

重要な経営環境の変化が生じた場合、適時に経営戦略の見直し（ローリング）を行い、持続可能性を検証する。

⑨ 改定に当たっては、「経営戦略」に基づく取組における毎年度の進捗管理と一定期間（3～5 年毎）の成果の検証・評価した上で、より質の高い「経営戦略」にすること。

出所：経営戦略策定・改定ガイドライン（平成 31 年 3 月 29 日 総務省）

3 会計・財産

地方公営企業は受益者負担に基づく独立採算制により事業を行う仕組みをとっているため、以下の基本原則を有している。

	内 容	地方公営企業法
経費負担の原則	地方公営企業の特別会計においては、その経費は、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計により負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。	第 17 条の 2 第 2 項
料金決定の原則	料金は、公正妥当なものでなければならないが、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。	第 21 条第 2 項

また、独立採算の原則の例外として、経費の負担区分（地方公営企業法第 17 条の 2 第 1 項）によるものの他、補助（同法第 17 条の 3）、出資（同法第 18 条）、長期貸付け（同法第 18 条の 2）の形態で一般会計等からの繰出しが認められている。

流域下水道事業会計における一般会計繰入の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

	令和 2 年度	令和 3 年度	基準外繰入
分流式下水道等に要する経費	846,502	785,517	
人件費（激変緩和分）	75,275	55,656	○
賞与引当金	1,504	—	
合計	923,281	841,173	

出所：下水環境課作成資料

(1) 人件費に係る計理の方法

流域下水道事業に従事する職員の状況（令和 3 年度）は以下のとおりである。

	在籍職員数	流域下水道事業への従事職員数（注）	流域下水道事業会計から給与費を支弁した職員数
県土整備企画室	31	2 (3)	—
下水環境課	3	— (2)	—
	下水管理担当	2	—
	流域下水道担当	3	3
	下水事業担当	5	—
公社派遣	6	5	5
北上川上流流域下水道事務所	22	22	22

出所：下水環境課作成資料

（注）カッコ内は兼務者（外数）を表す

「流域下水道事業への従事職員数」と「流域下水道事業会計から給与費を支弁した職員数」に差異が生じているが、県の説明によると、本庁で行う流域下水道業務を担当する職員については、以下の内容で県及び関連 10 市町と合意の上決定し、令和 2 年度から実施している、とのことである。

- 流域下水道専任の担当チーム（県土整備企画室 2 名、下水環境課 3 名）を設置し、担当チーム以外の職員が行う流域下水道関連業務は県の固有業務として一般会計が負担するものと整理し、関連市町が維持管理負担金として負担する範囲は流域下水道専任職員分であることを明確にする
- 専任職員 5 名分の人件費は県が一般会計から直接支払い、標準的な給与費（地方交付税単価）として算出された額を流域下水道事業会計から一般会計へ負担金として拠出する
- 関連市町からの維持管理負担金の徴収及び流域下水道事業会計からの負担金の拠出は、令和 5 年度から 1 名分、令和 6 年度から 5 名分とする

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度以降
専任職員	5 名				
一般会計による人件費支払	5 名				
維持管理負担金の徴収	-	-	-	1 名	5 名
負担金の拠出	-	-	-	1 名	5 名

【現状の問題点（意見）】

令和 3 年度において、「流域下水道事業への従事職員数」と「流域下水道事業会計から給与費を支弁した職員数」に差異が生じており、かつ当該差異に係る費用が流域下水道事業会計の計理に反映されていないため、計理の方法（地方公営企業法第 20 条第 1 項）の適否が問題となる。

この点につき、県の説明によると、当該計理の方法は、一般会計から人件費を直接支払うことを含めて県及び関連 10 市町との合意に基づき実施しているものであり、計理の方法として問題ない、とのことである。

しかし、当該差異に係る費用を流域下水道事業会計の計理に反映しないのは、すべての費用をその発生の事実に基づいて計上しているとは考え難い。計理の方法として問題がないといえるか疑問である。

【解決の方向性】

地方公営企業の業務従事者相当に係る費用については、人件費または負担金として地方公営企業の計理に反映させる。

経費の負担の原則（地方公営企業法第 17 条の 2）の観点から受益者負担に馴染まないと判断したものについては、人件費（激減緩和分）に準じて一般会計繰入と整理し、一般会計負担を明確にすることが考えられる。

(2)消費税の課税区分

流域下水道事業会計における消費税の申告計算（令和3年度）は以下のとおりである。

	金額（千円）
課税標準額	4,313,013
消費税額	431,298
仕入税額控除	360,462
差引税額	70,836
中間納付税額	93,093
納付（還付）税額（注）	(22,257)

出所：下水環境課資料をもとに包括外部監査人が作成

（注）貸借対照表上の未払金（未払消費税等）または未収金（未収還付消費税等）残高と一致する。

また、市町負担金に係る消費税の課税区分（令和3年度）は以下のとおりである。

	金額（千円）	消費税の課税区分
維持管理負担金	4,206,407	課税
建設負担金	414,354	不課税

出所：下水環境課作成資料

（注）維持管理負担金は税抜金額を表す。

【現状の問題点（指摘）】

市町負担金に係る消費税の課税区分について、維持管理負担金は課税、建設負担金は不課税となっているため、消費税の課税区分の適否が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 有識者に相談した上で、建設負担金は建設改良費の財源であり、「法令又は交付要綱等がある補助金等」（消費税法基本通達 16-2-2 (2) イ）に該当するものとし、国庫補助金と同様、特定収入として不課税扱いとしていた
- 「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税（国税庁）」を参考に消費税申告を行っているものであり、消費税申告上、課税標準額に建設負担金は含まれていないものの、これに対応する課税仕入等に係る消費税を全額調整のうえ仕入税額控除を算出しているため、消費税の過少申告は生じていない

しかし、市町との契約に基づく役務提供の対価である点は維持管理負担金と相違がなく、消費税の課税の対象である「国内において事業者が行った資産の譲渡等」（消費税法第4条第1項）に該当するものと考えられるため、建設負担金に係る消費税の課税区分を「不課税」とすることは疑問である。

【解決の方向性】

流域下水道事業において税務の専門家の関与が不足しているおそれがあることから、専門家のさらなる関与を検討する。

(3)一般会計繰出金の会計処理

流域下水道事業における市町負担金の概要・考え方は以下のとおりである。

区分		概要・考え方
維持管理負担金	維持管理費分	維持管理費は、基本的に維持管理に要した費用としています。 維持管理に充てる市町の負担額は、3 箇年分の流入量当たりの単価を定め、それに流入量を乗じています。単価は、市町との協議により定めています。
	資本費回収分	資本費回収は、建設事業等の投資において県が実質的に負担した費用（建設事業等実施時に借入れた地方債に係る起債償還額のうち交付税措置分を除いたもの。）を対象としています。 費用は、県の実質的な負担を、一定年数で回収できるような収支計画を立てて算定しています。
	過去の維持管理費のための繰入金回収分	供用開始当初は処理単価が高く、その費用を維持管理負担金とすると負担金が高価となるため、負担の平準化を目的として維持管理費用の一部を県の一般会計からの繰入金で賄っていたものです。この繰入金については、後年度に維持管理負担金で回収することとしています。
建設負担金		建設負担金は、建設時に建設資金として関連市町の負担としているもので、建設費から国費を除いたものの 1/2 としています。

出所：流域下水道事業経営戦略

維持管理負担金収入は、維持管理費用の他、資本費及び繰入金回収費用の財源となっており、後年度の維持管理負担金収入による精算が予定されている。

区分	財源についての説明
維持管理負担金収入	維持管理負担金は、維持管理に要する費用のほか、資本費回収分と繰入金回収分で構成されます。 資本費回収分は、過去の建設事業において県が負担した費用を維持管理負担金で回収するものです。 繰入金回収分は、過去の維持管理費用において、市町に求めた維持管理負担金よりも維持管理費用が超過した場合に、県の一般会計から繰り入れた分を回収するものです。 維持管理負担金収入は、維持管理費用、資本費及び繰入金回収費用の財源となっています。 維持管理負担金単価は、負担の公平性の観点から、維持管理単価が高い供用開始直後と現時点との負担に格差がないよう、一般会計からの繰入や資本費回収という手法をとっており、全体として横ばいの計画としています。
資本費回収計画	資本費の回収は、市町村の維持管理負担金で維持管理費用が賄えるようになった後に行っています。 資本費回収は、一定年数で回収することを基本とし、平準化を図ることで行っています。
繰入金計画	起債償還額及び資本費回収額並びに起債償還額のうち交付税措置分を勘案して県の一般会計からの繰入金を計画しています。

出所：流域下水道事業経営戦略

後年度の維持管理負担金収入による精算予定額の状況（令和3年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

処理区	期首残高	増加	減少（注1）	期末残高
都南	（注2）	—	53,869	（注2）
花北		—	26,540	
胆江		—	64,403	
一関		—	35,457	
計	2,564,994	—	180,269	2,384,725

出所：下水環境課資料をもとに包括外部監査人が作成

（注1） 減少は一般会計繰出金（営業外費用）で処理されている。

（注2） 下水環境課より処理区別の資料提出を受けられなかったため、合計値のみ記載している。

【現状の問題点（意見）】

一般会計繰出金の経済的実態は、一般会計に対する資金返済と考えられる。流域下水道事業は令和2年度より地方公営企業法を適用しているため、資本取引と損益取引の区分の原則（地方公営企業法施行令第9条第3項）の観点から一般会計繰出金の会計処理の適否が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点を考慮すると、一般会計繰出金の会計処理は資本取引と損益取引の区分の観点から適切である、とのことである。

- 企業会計移行後の資本費は、減価償却費＋利子と定義される（出典：日本下水道協会発行「下水道使用料算定の基本的考え方」）ことから、減価償却費や利子を計上することとされている損益取引へ計上しているものである。
- 一般会計繰出金は、自治体間での資本費（減価償却費＋利子）の回収に関連した費用であり、予算・決算上は資金返済（元金償還等）という整理になっていない。また、市町との負担金改定協議の際にも同様の考え方で対応している。よって、減価償却費に関連するため、損益取引へ計上するべきものである。
- 資本的収支予算は、建設改良費、企業債の償還が主な支出であり、支出が収入を上回ることがあり、その場合は損益勘定留保資金等で補填できることとなっており、他の自治体の予算・決算書でも多くみられることから、資本費（減価償却費＋利子）と定義されているものを損益取引で収入として受けた上で、資本的収入支出の補填財源として損益勘定留保資金を充てることは、企業会計の経理上、適切な処理である。
- 仮に、一般会計繰出金を資本計上すると、繰出金相当分の収入を資本的収入へ計上する必要が生じる。そのような会計処理を行うと、減価償却費＋利子である資本費の減価償却費に計上する必要があり、その場合、関連市町の負担が増となり、これは減価償却費（非現金）の増となるため、関連市町の不利益につながるものであり、資本取引に区分することで、さらに関連市町の負担も増えるような会計とすることは適切ではないこと
- 他の自治体と同様、予算の執行段階で資金の不足がないように、裏付ける財源を補てん財源として明示し、補填財源として適切な項目を選択・明示していること

- ▶ 一般会計繰出金（営業外費用）はもともと負債計上されていない資本取引に類似した元金償還と認識しているものの、今後確実に減少し、将来的に費用計上が必要となることから、重要性に乏しいものとして、損益取引と整理していること
- ▶ 関連市町と継続的な協議を行い、一般会計繰出金の費用計上を早期に解消できるように取り組んでいること

しかし、一般会計繰出金の経済的実態は一般会計に対する資金返済であり、企業活動に伴う費用とは言い難く、損益計算の要素ではないと考えられる。県は重要性判断により損益取引と整理しているが、一般会計繰出金に係る精算予定額 2,384,725 千円（令和 3 年末現在）が重要性に乏しいといえるか疑問である。

【解決の方向性】

精算予定額の重要性を再考の上、重要性が乏しいと判断できない場合、資金返済が予定されている一般会計からの資金受入れは資本取引と整理し、他会計借入金として会計処理する。

取引の内容	現行の会計処理	資本取引と損益取引の区分と整合する会計処理
一般会計からの資金受入れ	他会計補助金（営業外収益）	他会計借入金の増加
一般会計に対する資金返済	一般会計繰出金（営業外費用）	他会計借入金の減少

(4) 一般会計繰入金の会計処理

他会計補助金に含まれる「分流式下水道等に要する経費」は分流式下水道等に要する資本費の一部について繰り出すための経費であるが、関連項目の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

		令和 2 年度	令和 3 年度
分流式下水道等に要する経費（注）	企業債償還元金	690,948 (150,656)	646,312 (148,496)
	支払利息	155,554 (34,086)	139,205 (31,773)
	計	846,502 (184,742)	785,517 (180,269)
企業債残高		14,156,940	13,134,181
うち一般会計負担見込額		9,139,967	9,699,518
一般会計負担比率		64.6%	73.8%

出所：下水環境課作成資料

（注）カッコ内は過年度資本費分（内数）を表す

建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し、一般会計等から繰入れを行う場合、長期前受金として処理するものとされている（地方公営企業法施行規則第 21 条第 3 項）。

これに関連して、以下の説明がなされている。

日付	番号	質問	回答
H24. 10. 12	2-10	一般会計等繰入金の勘定科目	
		各事業年度における償却資産の減価償却額と一般会計等繰入金の額との差額が重要でないときは、長期前受金に整理することなく収益化されることになるが（則§21③）、この際の収益の勘定科目はどのように設定すべきか。	長期前受金に整理することなく収益的収入として整理されるため、「長期前受金戻入」とは言えない。また、営業助成等のための他会計補助金とも区別する必要がある。そのため、「資本費繰入収益」等の勘定科目を別途設定するべきである。
H24. 12. 10	2-11	一般会計等繰入金の収益化方法	
		建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し、一般会計等から繰入れを行う場合、当該繰入金の額については補助金等の例により整理するものとする（則§21③）とされているが、具体的にどのように収益化を行うべきか。	企業債に対しどれだけ一般会計等が負担するかを繰入割合として決定した上で、当年度の減価償却費に繰入割合を乗じた金額を当年度の収益化額とする。ただし、当年度の収益化額は企業債に係る一般会計等繰入金の総現在高を限度とする。考え方及び具体的な処理手順については、別紙4参照。
H25. 6. 28	2-20	差額が重要でないとき」の解釈	
		建設改良費に充てた企業債に係る元金の償還に対する繰入金の収益化に関して、則§21③但書に規定されている「差額が重要でないとき」とは、どのような場合を想定しているのか。	「差額が重要でないとき」とは、資産の償却期間と企業債の償還期間がほぼ同一であることにより、原則どおり収益化した場合と当該年度に繰入金全額を収益化した場合を比較して、各公営企業の損益に与える影響に大きな差異がない場合を言う。
H25. 8. 9	2-21	建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金の収益化にかかる移行処理について	
		建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し、一般会計等から繰入れを行う場合の当該繰入金の収益化方法についてはQ&A2-11で示されているが、新会計基準適用前に繰り入れられた繰入金についても、移行処理を行わなければならないのか。	則附則§6⑥の規定により、移行処理を行わなければならない。当該繰入金にかかる収益化の考え方はQ&A2-11の方法と同様であり、具体的な処理手順としては、①これまで発行した企業債に対しどれだけ一般会計等が負担することになっているかを繰入割合として決定した上で、②移行前年度までの減価償却累計額に繰入割合を乗じた金額を資本剰余金から利益剰余金に振り替え、③現存する償却資産の残存価額に繰入割合を乗じた額を資本剰余金から長期前受金に振り替える。 ただし、移行時点での一般会計等繰入金の総現在高が減価償却累計額に繰入割合を乗じた金額に満たない場合は、当該一般会計等繰入金の総現在高を利益剰余金に振り替え、減価償却累計額に繰入割合を乗じた金額に満たなかった額は、後年度に、当年度の収益化を行った分に対し、総現在高に余剰が出た場合、移行時に満たなかった額を上限に、その余剰の範囲内で特別利益に計上し収益化する。

出所：地方公営企業会計基準見直しQ&A（総務省）

また、下水道事業の経営に関連して、以下の説明がなされている。

⑧ 分流式下水道等による経費の繰出基準を踏まえ、汚水処理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。

出所：公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日 総務省）

【現状の問題点（意見）】

流域下水道事業会計では、一般会計繰入金に係る長期前受金を受入時に全額収益化しているため、当該処理の適否が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 現在の企業債残高は主に設備関係（償却期間 20～30 年）のものが多く、企業債償還期間（30 年）と大きな乖離がないため「差額が重要でない」（地方公営企業法施行規則第 21 条第 3 項ただし書）に該当する。
- 企業会計移行前の企業債については、地方公営企業会計基準見直し Q & A 2-11（一般会計等繰入金の収益化方法）に沿って、移行時点で収益化を終えていない一般会計繰入金については長期前受金に計上のうえ収益化している。
- 企業会計移行後、資本費は「減価償却費＋利子」と定義し、現在の元金は設備の更新に伴い借入れをした企業債が多くを占めているため、償却期間（20～30 年）と償還期間（30 年）では償還期間の方が長いことから、一般会計繰入金は減価償却費として繰入しているが、重要性に乏しいため、便宜的に営業助成等のための他会計補助金としており、これは地方公営企業会計基準見直し Q & A 2-10 に沿って、長期前受金とは区別し、収益的収入として整理している。
- 勘定科目については、地方公営企業法施行規則の勘定科目を基本とし、（公社）日本下水道協会発行「下水道事業における公営企業会計導入の手引き」も参考にしながら当会計の財務規則を定めた上で、一般会計からの繰入金を他会計補助金の勘定科目に受けている。
- 一般会計からの資本費に係る繰入金は営業収益では受けていないため、営業助成のための他会計補助金とは区分している。また、営業外収益においても、児童手当に係る一般会計繰入金は他会計負担金として区分している。
- 他会計補助金には資本費の他に人件費激減緩和措置額が含まれているが、これは令和 5 年度以降はゼロになる一時的な暫定措置であり、その金額も他会計補助金全体としては少額であることから、将来的に他会計補助金には資本費のみが計上され、明確に区分されることが見込まれていたことから、施行規則や手引きに沿った勘定科目に区分して会計を進めて行くことが適当と、企業会計移行時に整理した上でこれまで進めてきたもの。

しかし、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対する一般会計繰入金は営業助成等のための他会計補助金と異なる性質のため、資本費繰入収益等、区分処理が適当と考えられる。県は重要性判断により他会計補助金に含めて処理しているものと考えられるが、資本費繰入収益相当額 646,312 千円（令和 3 年度）が金額的側面から重要性に乏しいといえるか疑問である。

【解決の方向性】

建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対する一般会計繰入金を長期前受金に整理することなく収益化する場合、「資本費繰入収益」等の勘定科目で処理する（地方公営企業会計基準見直し Q & A 2-10）。

(5)退職給付引当金の会計処理

流域下水道事業会計における退職給付引当金の推移（令和3年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

	期首残高	増加（繰入）	減少（取崩し）	期末残高
期末要支給額	98,941	570	570	98,941
最初適用事業年度の差異	△92,345	6,596	—	△85,748
上記以外	△397	28	—	△369
差引	6,199	7,194	570	12,823

出所：下水環境課作成資料

退職給付引当金の計上方法については、以下の注記がなされている。

<p>5 会計に関する書類に係る注記</p> <p>1 重要な会計方針</p> <p>(2) 引当金の計上方法</p> <p>ア 退職給付引当金</p> <p>職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額から他会計が負担すると見込まれる額を控除した額を計上している。</p> <p>なお、地方公営企業法適用時点の要支給額（98,940,193円）については、令和2年度から15年間にわたり、均等額を費用処理している。</p>

出所：流域下水道事業会計決算（令和3年度）

県の説明によると、以下を根拠に退職給付引当金を分割計上している、とのことである。

日付	番号	質問	回答
H29. 3. 17	5	「地方公営企業会計基準見直し Q&A」番号 3-12 では、「新規に法適用を行う公営企業が引当金を計上する場合は、開始貸借対照表に計上することはできず、法適用事業年度の損益計算書に引当金繰入額を計上した上で、法適用事業年度末の貸借対照表に計上すべきである。」とされていますが、法適用前の勤務期間に関して発生した退職給付引当金について、法適用年度から分割計上することは可能でしょうか。	法適用前の企業職員の勤務期間に関して発生した退職給付引当金については、法適用日に一括して特別損失に計上することが考えられますが、法適用後の公営企業の財政状態及び経営成績等を勘案し、その事業の運営上必要と考えられる場合には、地方公営企業会計基準の見直し時の取扱いと同様に、法適用年度以降 15 事業年度を限度として、法適用日における全企業職員の平均残余勤務期間内の一定の事業年度数で均等して分割して計上することは差し支えありません。また、当該退職給付引当金を分割計上する場合、費用処理期間が 5 年以内であり、かつ、費用処理額に金額的重要性がある場合に限り、特別損失として計上することも差し支えありません。なお、当該退職給付引当金を分割計上した場合は、その重要性に応じて、会計に関する書類の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上方法」において、その旨を注記することが必要です。

出所：「地方公営企業法の適用に関するマニュアル 第 4 編質疑応答集（令和 2 年 4 月 1 日時点）」（総務省）

また、退職給付引当金の経過措置の考え方について、以下の説明がなされている。

【退職給付引当金の経過措置】

- 正確な期間損益計算と財政状態の適正な表示の観点から、これまでに発生した事象に起因する引当金の計上不足額は、一括して特別損失に計上。
- ただし、企業会計や地方独法会計で経過措置が認められていることを踏まえ、一定期間の経過措置を認める(改正省令附則 § 5①)。
- 現在計上されている退職給与引当金は、退職給付引当金となるものとする(改正省令附則 § 5②)。

経過措置の内容

会計基準見直し時点での計上不足額については、全企業職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内(ただし、最長15年以内とする。)で計上することを可とする。
なお、経過措置の内容は、「注記」を行う。
＜経過措置の考え方＞
退職給付引当金は、現在勤務している職員に係る退職給付債務を認識し、必要額を計上しておくものである。
そのため、現時点で勤務している職員の平均残余勤務年数(法適用企業の平均=18年:20年度実績)や企業会計の経過措置(15年以内)も勘案

出所：地方公営企業会計制度の見直しについて（平成24年1月 総務省）

【現状の問題点】

■ 会計方針と会計処理の整合性（指摘）

退職給付引当金の算定基礎となる期末要支給額の計算がなされておらず、98,941千円（令和2年4月1日現在の要支給額）を基礎とした金額を定額計上している。

この点につき、県の説明によると、人事異動により本事業会計に従事する職員が入れ替わるものの、人数構成等に大きな違いはない。そのため、職員の平均残余期間の算出に当たっては、会計基準の見直しに関するQ&A（総務省）も参考に、職員個人に着目せず、法適用年度における期末要支給額をもって全職員の期末要支給額に等しいと整理し、退職給付引当金の必要額を算出している、とのことである。

しかし、退職給付引当金は、事業年度の末日において繰り入れるべき引当金（地方公営企業法施行規則第12条第2項第1号）なのであるから、会計方針（当年度の退職手当の期末要支給額を基礎に計上）と実際の会計処理に不整合が生じている。

■ 退職給付引当金の分割計上期間（意見）

退職給付引当金の分割計上期間は法適用日における職員の平均残余勤務期間以内（ただし15年を上限）であることから、県が適用している15年の適否が問題となる。

この点につき、県の説明によると、最初適用事業年度の初日における職員の定年退職日までの平均残余勤務期間は18.95年であることから、その範囲における地方公営企業法施行規則改正省令附則第5条（退職給付引当金に関する経過措置）に沿った期間を設定し、適切に処理している、とのことである。

しかし、経過措置の趣旨（考え方）を踏まえると、企業職員ではない県の場合、平均残余勤務

期間は定年退職日までではなく退職給付債務の算定期間（地方公営企業における勤務期間）とするのが合理的である。定期異動により流域下水道事業の業務従事期間が15年以上の該当者は限定的であることを考慮すると、県の平均残余勤務期間が15年以上あるとは考え難い。よって、退職給付引当金の分割計上期間15年の適用の合理性に疑問がある。

【解決の方向性】

退職給付引当金は地方公営企業において負担すべきものが対象である（地方公営企業法施行規則第12条第2項第1号）。県の退職手当に係る他会計精算が流域下水道事業の業務従事期間に応じて退職給付費用の負担額が定まるため、期末要支給額の算定対象者は期末在籍者のみならず、過年度の業務従事者も含む点に留意する。

また、経過措置適用の分割計上期間等を検討し、退職給付引当金の引当不足額が生じている場合、過年度損益修正（特別損失）として修正処理する。

(6)固定資産減損の兆候判定

流域下水道事業における土地の明細（令和3年度末現在）は以下のとおりである。

土地の用途	面積（㎡）	帳簿価額（千円）	㎡当たり帳簿価額（円）	備考（注）
北上浄化センター	109,322	480,819	4,398	24,800（北上-2）
水沢浄化センター	66,656	481,386	7,222	21,100（奥州-8）
一関浄化センター	37,967	781,912	20,595	43,400（一関-1）
上記以外		505,554		
合計		2,249,671		

出所：下水環境課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

（注）都道府県地価調査（調査基準日：令和4年7月1日、カッコは基準地番号）の価格を表す。

平成23年度包括外部監査結果報告において、浄化センター土地に関連する個別検出事項「利用計画の実現可能性」が記載されている。

(1)利用計画の実現可能性

県の下水道処理施設では、将来の施設増設を予定した敷地（未設となっている事業予定地）が含まれている。各施設における敷地と施設面積の状況は以下のとおりである。

浄化センター	敷地		施設面積		
	面積（㎡）	金額（千円）	既設（㎡）	未設（㎡）	未設割合
北上	115,450	491,405	20,556	11,105	35.1%
水沢	67,080	199,932	13,386	3,451	20.5%
一関	38,330	861,033	8,688	3,717	30.0%

各浄化センターの施設整備計画では、各計画区域内の人口推移等を反映した将来の計画汚水量の増加に合わせた施設増設を想定している。

各浄化センターにおける処理人口と処理水量（日最大）の状況は以下のとおりである。

浄化センター	関連指標	平成 22 年度		平成 32 年度		
		実績	処理能力	見込	計画	見込/計画
北上	処理人口（人）	110,666	—	112,847	139,420	80.9%
	日最大処理水量（m ³ /日）	45,410	41,060	—	75,810	—
水沢	処理人口（人）	49,115	—	54,110	69,500	77.9%
	日最大処理水量（m ³ /日）	16,762	22,700	—	40,200	—
一関	処理人口（人）	27,205	—	34,261	50,200	68.2%
	日最大処理水量（m ³ /日）	8,904	13,400	—	28,000	—

【現状の問題点（意見）】

当施設の事業予定地に係る利用予定は施設増設計画に依存するため、施設増設計画の実現可能性が問題となる。

この点につき、各浄化センターの処理人口推移に着目すると、ゆるやかなながらも処理人口の増加を見込んでいるが、計画目標年度（平成 32 年度）における処理人口（見込）は計画に対して、68～80%の水準となっている。

また、県の推計によると、各浄化センターの行政区域内人口の推移は以下のとおりであり、行政区域内人口の減少が見込まれている。

浄化センター	計画区域	行政区域内人口（人）		B/A
		平成 22 年（A）	平成 32 年（B）	
北上	花巻市	100,600	90,400	0.90
	北上市	94,300	91,000	0.97
水沢	奥州市	124,400	111,100	0.89
	金ヶ崎町	16,000	14,900	0.93
一関	一関市	118,800	103,800	0.87
	平泉町	8,400	7,500	0.89

出所：いわて汚水処理ビジョン 2010（資料編）

行政区域内人口と処理人口の地域的な範囲は必ずしも一致しておらず、また、整備率向上による処理人口の増加余地があるとはいえ、現在の事業計画が想定する処理人口について合理的な根拠付けは困難であり、事業計画の実現可能性には疑問が残る。現在の事業計画はあくまで段階的な施設整備を想定したものであるが、事業計画の見直しの過程で各浄化センターの処理人口計画が下方修正され、これに伴い各浄化センターにおける事業予定地に係る利用計画の縮小が懸念される。

【解決の方向性】

当施設の利用計画（利用計画の前提となる関連データを含む）を適時に見直し、利用計画の合理性を確保する。

なお、その結果、利用計画がなくなったまたは縮小となった事業予定地が生じた場合は、利活用の余地を検討する。

出所：平成 23 年度包括外部監査結果報告書

また、流域下水道事業経営戦略では「未利用地の活用について、今後検討することとします。」と記載されているが、県の説明によると、現時点で未利用地は存在せず、今後予定の取組としての記載である、とのことである。

県は令和2年度から地方公営企業法を適用しているが、地方公営企業に適用される固定資産の減損会計における「減損の兆候」は以下のように規定されている。

第4章 第1節 第3 減損会計	
1 固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は認識すべきものは、その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を帳簿価額として付し、減損処理を行わなければならない（規則第8条第3項第2号）。	
2 （省略）	
3 規則第41条第1号の「減損の兆候」とは、固定資産又は固定資産グループに減損が生じている可能性を示す事象をいい、例として次の事象が考えられる。	
(1) 固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること	
(2) 固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額が著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること	
(3) 固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること	
(4) 固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと	

出所：地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（平成24年総務省告示第18号）

日付	番号	質問	総務省回答
24.10.12	6-2	グループ化の単位の決定方法	お見込みのとおり。
		将来の使用が見込まれていない遊休資産については、キャッシュ・フローを生み出さないため、原則として、当該遊休資産を独立した固定資産グループとして扱うことになると思われるが、重要性の基準を適用し、重要性の乏しいものについては、他の資産及び資産グループから独立して取り扱わなくてもよいか。	

出所：地方公営企業会計基準見直しQ&A（総務省）

【現状の問題点（意見）】

一関浄化センターの土地については、以下の可能性を踏まえた固定資産減損の兆候判定の検討が必要と考えられる。

- 県が基準地とした「一関-1」の価格が下落している（平成17年7月1日66,000円から令和3年7月1日43,400円）ため、土地の取得年度と比較した場合、土地の価格が下落している可能性
- 事業予定地とはいえ、事業計画の蓋然性に乏しい場合、実質的な遊休土地と判断される可能性

このような可能性に対する固定資産減損の兆候判定の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から固定資産減損の兆候は認められない、とのことである。

- 一関浄化センターの土地は昭和50年から昭和54年にかけて取得しているが、現在の土地の価格は43,400円であり、帳簿価額を上回っていること
- 一関浄化センターの全体計画上の処理人口（40,850人）や処理場能力（21,200 m³/日）から事業予定地への施設増設が見込まれること

しかし、以下の点を考慮すると、一関浄化センターの土地に係る固定資産減損の兆候判定が適切といえるか疑問である。

- 都道府県基準地価格の推移から減損の兆候を把握することは「容易に入手できる評価額や指標を合理的に調整したもの」（固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第90項）と考えられるが、県が示している土地の価格（43,400円）は、近隣土地の地価公示の価格をそのまま適用したものであり、土地の価格の評価方法として合理的といえるか疑問であること
- 計画処理人口（40,850人）が当初計画（50,200人）から減少している点を考慮すると、事業予定地への施設増設する事業計画の蓋然性に乏しく、実質的な遊休土地と考えられること

【解決の方向性】

会計基準等に基づき、一関浄化センターの土地に係る以下の検討結果を明確にする。

- 割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較による減損損失の認識の判定
- 事業予定地が実質的な遊休土地ではないと判断できる合理的根拠

(7) キャッシュ・フロー計算書の表示区分

公営企業において、決算に併せて提出すべき書類の1つにキャッシュ・フロー計算書が定められている（地方公営企業法施行令第23条）。

キャッシュ・フロー計算書は、以下の3区分を設けるものとされている。

区分	目的	各区分に含まれる主なキャッシュ・フロー
業務活動	通常の業務活動の実施に係る資金の状態を表す	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供等による収入 原材料、商品又はサービスの購入による支出 国又は他の会計から交付される補助金のうち、固定資産の取得又は改良に充てるためのもの以外のもの サービスの提供等により取得した手形の割引による収入等、業務活動に係る債権・債務から生ずるキャッシュ・フロー その他、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フロー
投資活動	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表す	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産の取得及び売却によるキャッシュ・フロー 投資資産の取得及び売却によるキャッシュ・フロー 国又は他の会計から交付される補助金のうち、固定資産の取得又は改良に充てるためのもの
財務活動		<ul style="list-style-type: none"> 増減資による資金の収入・支出 借入れ・返済による収入・支出

出所：地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針第10章第2をもとに包括外部監査人が作成

流域下水道事業会計に係るキャッシュ・フロー計算書は「第2 監査対象の概要 3 流域下水道事業会計の決算」を参照されたい。

【現状の問題点（意見）】

キャッシュ・フロー計算書の記載誤りが懸念される項目が検出された。

（単位：千円）

	決算書	①	②	③	左記修正後
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,079,126				941,170
他会計補助金	—	△646,312			△646,312
未収金の増減額（△は増加）	321,900			△214,197	107,703
未払金の増減額（△は減少）	251,643		△277,447		△25,804
投資活動によるキャッシュ・フロー	△527,769				610,187
有形固定資産の取得による支出	△1,931,761		277,447		△1,654,314
国庫補助金による収入	1,028,357			214,197	1,242,554
一般会計からの繰入金による収入	—	646,312			646,312

■建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計からの繰入金（①）

県の説明によると、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計等からの繰入646,312千円は重要性に乏しいため、他会計補助金（営業外収益）に含めて処理してお

り、キャッシュ・フロー計算書上もこれと整合して業務活動によるキャッシュ・フローと整理している、とのことである。

しかし、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計等からの繰入金については、資金を受け入れる時点は異なるものの、その趣旨は固定資産の取得又は改良に充てるための国又は他の会計から交付される補助金等に準じたものと考えられるため、投資活動によるキャッシュ・フローに区分することが適当と考えられる（地方公営企業会計基準見直し Q&A 9-1）。当該金額 646,312 千円が重要性に乏しいものとして便宜的な処理が容認されるといえるか疑問である。

■有形固定資産の取得による支出（②）

県の説明によると、固定資産取得に係る未払金の増加額 277,447 千円は重要性に乏しいため、貸借対照表等の財務諸表との整合性をより重要視し、業務活動によるキャッシュ・フロー（未払金の増減額）に含めて処理している、とのことである。

しかし、当該金額 277,447 千円は投資活動によるキャッシュ・フロー（有形固定資産の取得による支出）であるから、重要性に乏しいものとして便宜的な処理が容認されるといえるか疑問である。

■国庫補助金による収入（③）

県の説明によると、資本的収入（負担金、補助金）に係る未収金等の増加額 214,197 千円は重要性に乏しいため、貸借対照表等の財務諸表との整合性をより重要視し、業務活動によるキャッシュ・フロー（未収金の増減額）に含めて処理している、とのことである。

しかし、当該金額 214,197 千円は投資活動によるキャッシュ・フロー（国庫補助金による収入）であるから、重要性に乏しいものとして便宜的な処理が容認されるといえるか疑問である。

【解決の方向性】

財務報告に係る内部統制の確保の観点から、専門家の関与の必要性十分性を検討する。

(8)セグメント情報の開示

地方公営企業会計では、セグメント情報に関する注記が求められている（地方公営企業法施行規則第 35 条第 4 号）。セグメント情報に関する注記は、地方公営企業を構成する一定の単位に関する事項であり、以下の事項とされている（地方公営企業法施行規則第 40 条第 1 項）。

- 報告セグメントの概要
- 報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

企業会計ではセグメント情報等の開示について以下のように規定されている。

基本原則
4. セグメント情報等の開示は、財務諸表利用者が、企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供するものでなければならない。
(中略)
事業セグメントの定義
6. 「事業セグメント」とは、企業の構成単位で、次の要件のすべてに該当するものをいう。
(1) 収益を稼得し、費用が発生する事業活動に関わるもの（同一企業内の他の構成単位との取引に関連する収益及び費用を含む。）
(2) 企業の最高経営意思決定機関が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
(3) 分離された財務情報を入手できるもの ただし、新たな事業を立ち上げたときのように、現時点では収益を稼得していない事業活動を事業セグメントとして識別する場合もある。
(以下省略)

出所：セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号）

流域下水道事業では4つの処理区別に事業が行われているが、処理区別の損益等の状況（令和3年度）は以下のとおりである。

(単位：千円)

	都南	花北	胆江	一関	合計
営業収益	2,082,287	1,042,983	674,201	477,401	4,276,871
(市町村負担金)	2,062,897	991,908	674,201	477,401	4,206,407
営業費用	4,512,939	2,106,568	1,220,113	859,936	8,699,556
(職員給与費)	81,537	29,100	15,978	10,909	137,524
(経費)	1,537,894	781,241	494,987	369,777	3,183,899
(減価償却費)	2,893,508	1,296,227	709,148	479,250	5,378,133
営業損失	2,430,652	1,063,585	545,912	382,535	4,422,684
営業外収益	2,602,988	1,300,835	756,924	452,383	5,113,130
(他会計補助金)	463,573	179,207	133,414	65,939	842,133
(長期前受金戻入)	2,137,491	1,121,268	623,262	351,174	4,233,195
営業外費用	170,309	74,198	101,688	53,456	399,650
(支払利息)	115,672	47,444	37,191	17,943	218,249
経常利益	2,027	163,052	109,324	16,392	290,794
維持管理負担金単価（排水量1m ³ あたり）	47円	81円	125円	149円	

出所：下水環境課作成資料

(注) 金額は税抜を表す。

一方、県では流域下水道事業は単一のセグメントであると整理し、セグメント情報の注記はなされていない。

【現状の問題点（意見）】

セグメント情報の開示にあたっては、企業会計におけるマネジメント・アプローチ（企業の最高意思決定機関が意思決定や業績評価において使用する企業活動を区分した事業単位ごとに開示する方法）の考え方を踏まえ、各地方公営企業の判断に委ねられるが、県の判断（単一セグメント）と県流域下水道事業の実態の整合性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、「地方公営企業法の適用に当たって」（総務省）において、下水道事業の事業単位として「事業別」が例示されており、また、流域下水道事業のみを実施している他都道府県においても、本県と同様に単一セグメントとするのが多数を占めており妥当である、とのことである。

しかし、下水道事業の事業単位として「事業別」が示されているのは例示に過ぎないのであるから、県における以下の点を考慮してもなお、流域下水道事業全体を単一セグメントと扱うことと整合したものといえるか疑問である。

- 処理区別に維持管理負担金単価や建設負担金が異なり、処理区別の損益の状況が示されていること
- 流域下水道事業経営戦略において、投資の平準化の考え方として「投資の平準化は、負担者である市町からも要望があることから、県全体ではなく、処理区単位で図ることとしています」とあり、処理区別の投資・財政計画（収支計画）が示されていること
- 処理区別に資本費回収額の管理がなされていること

【解決の方向性】

処理区を報告セグメントとしたセグメント情報の注記を検討する。

(9) 固定資産台帳と関連記録の整合性

固定資産台帳と財務諸表、下水道台帳の照合結果（令和3年度）は以下のとおりである。

■ 固定資産台帳と財務諸表の照合結果

（単位：千円）

		財務諸表	固定資産台帳	差異
土地	帳簿価額	2,249,671	2,249,671	—
建物	取得価額	8,935,750	8,935,750	—
	減価償却費	412,661	412,661	—
	減価償却累計額	825,099	825,099	—
構築物	取得価額	53,150,224	53,150,224	—
	減価償却費	2,213,276	2,213,276	—
	減価償却累計額	4,426,552	4,426,552	—
機械及び装置	取得価額	26,090,489	26,064,314	26,174
	減価償却費	2,730,455	2,730,455	—
	減価償却累計額	5,423,298	5,397,124	26,174
車両運搬具	取得価額	9,185	9,185	—
	減価償却費	4,054	4,054	—
	減価償却累計額	8,109	8,109	—
工具、器具及び備品	取得価額	51,905	51,813	92
	減価償却費	7,852	7,852	—
	減価償却累計額	14,907	14,814	92
リース資産	取得価額	13,838	13,838	—
	減価償却費	3,596	3,596	—
	減価償却累計額	8,858	8,858	—
建設仮勘定	帳簿価額	181,788	181,788	—

出所：下水環境課作成資料

（注）金額は税抜を表す。

■ 建設仮勘定の明細

資産名称	計上日	帳簿価額（千円）	工事完成年月
鶯宿幹線 5-3 工区（管渠）	R3.3.31	72,795	令和3年2月（注1）
鶯宿幹線 5-1 工区	R3.3.31	67,445	令和3年1月（注1）
管渠・マンホール（ポリエチレン管）	R4.3.31	41,548	令和4年2月（注1）
		181,788	

出所：下水環境課作成資料

（注1）鶯宿幹線の未供用工区関連工事であり、供用は令和6年4月を予定している。

（注2）金額は税抜を表す。

■固定資産台帳と下水道台帳の照合結果（構築物の管路延長、m）

	固定資産台帳	下水道台帳	差異
都南処理区：玉山幹線：砂込水管橋	30.5	30.5	－
都南処理区：小岩井幹線：7工区	176.4	176.4	－
花北処理区：江北幹線：2工区	118.8	118.8	－
胆江処理区：金ヶ崎幹線：6工区	397.0	397.0	－
一関処理区：一関幹線：1工区	75.76	75.76	－

出所：下水環境課作成資料

（注）下水道台帳上、管路延長が記録されているもののみ記載している。

【現状の問題点（意見）】

固定資産台帳と財務諸表の金額が不一致となる項目が検出された。

県の説明によると、不一致となる内容は除却資産に係る減価償却累計額の減額処理もれであるが、除却費自体は適切に計上しているため、損益や純資産への影響はない、とのことである。

しかし、損益等への影響はないとはいえ、財務諸表上の会計処理の誤りであると考えられる。

【解決の方向性】

決算時に固定資産台帳と関連記録を照合し、会計記録の適切性を検証する。

(10)無償使用

流域下水道事業の用に供する財産の多くは流域下水道事業会計に帰属しているが、一般会計に係る公有財産の無償使用が検出された。

用途	場所	使用料試算額（円）
流域下水道事業の事務室	県庁舎（県土整備部）	166,060

出所：管財課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注) 簡便的に、基本使用料等の年額 33,212 円×専任職員 5 名＝166,060 円で行政財産の使用許可による場合の使用料試算額を算出

【現状の問題点（意見）】

流域下水道事業会計として、一般会計の公有財産である県庁舎を無償使用している実態が認められるため、無償使用の適否が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から無償使用は適切である、とのことである。

- 本県の流域下水道事業は、地方公営企業法の財務規定等のみを適用する事業であり、また、同法第 7 条ただし書の規定により、管理者を置かず、知事が直接事業を実施しているものである。そのため、流域下水道事業を所管している下水環境課は、知事の補助機関として、企業職員ではない知事部局の職員が、県の事務を直接執行しているものであること
- その費用を負担しないことについて、管財課の確認を受けていること

しかし、以下の点を考慮すると、流域下水道事業の事務室を無償使用とすることが適切といえるか疑問である。

- 経費の負担の原則（地方公営企業法第 17 条の 2）より、下水環境課の事務室の使用対価のうち、流域下水道事業に要する部分を流域下水道事業会計が負担することが、より合理的であると考えられること
- 流域下水道事業は汚水処理のみであり、「汚水私費負担」が原則であること

【解決の方向性】

流域下水道事業会計において、必要に応じて適正な使用料等を負担する。

(11)ストックマネジメント計画のコスト縮減効果

下水道事業におけるストックマネジメントの目的について、以下のような説明がなされている。

第2節 スtockマネジメントの目的

1.1.2 目的

ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としている。本ガイドラインは、ストックマネジメントの導入・実践にあたっての基本的な考え方をとりまとめたものである。

【解説】

わが国の社会資本は、戦後の高度成長期に急速に整備が進められてきたが、これらの社会資本によるサービスの提供は、ストック（施設）が一定程度健全な状況に保たれて初めて可能となる。

これらの膨大なストックは、日々劣化し、点検・調査、修繕・改築のコストの増大を招くとともに、最悪の場合、管路の破損等による道路陥没や汚水の流出及び処理施設の停止による公共用水域の水質悪化などに陥るリスクもはらんでいる。これまで、そのリスクを把握し、適切に対応してきた技術職員が大量に退職時期を迎え、適切な技術継承ができず、結果として施設の適正な管理が困難になることも懸念される。一方、社会資本に求められる役割は多様化しており、人口減少やライフスタイルの変化も踏まえて、適切に機能を発揮できるようにしておく必要がある。

これらの課題に対応するためには、社会資本のストックを将来にわたって適切に点検・調査、修繕・改築していく必要があり、そのための手法としてストックマネジメントが着目されている。

このようなことから、本ガイドラインは、下水道事業におけるストックマネジメントの一層の普及促進を図るため、その基本的な考え方をとりまとめたものである。

出所：下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（平成27年11月 国土交通省）

県では下水道ストックマネジメント計画を策定しているが、当該計画におけるストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果は以下のとおりである。

	概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
北上川上流流域	約2,901百万円/年	概ね30年
磐井川流域	約127百万円/年	

出所：下水道ストックマネジメント計画（令和4年3月）

（注）標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、施設の健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を表す。

また、コスト縮減額の算定内訳は以下のとおりである。

(百万円)

	単純更新	改築実施計画 の合計額(注)	年額	コスト縮減額 (年)
計算式	A	B	C(B÷5年)	A-C
北上川上流流域	4,265	6,822	1,364	2,901
磐井川流域	560	2,164	433	127

出所：北上川上流流域下水道事務所作成資料

(注) 改築実施計画は5年（令和4～8年度）である。

【現状の問題点（意見）】

現行の下水道ストックマネジメント計画が示すコスト縮減効果の算出方法の適否が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 第1期ストックマネジメント計画は、平成29年度に初めて作成した計画であり、その時点では当該計画の算出方法が最も適切なものであり、「新たな事業計画とその根拠となるストックマネジメント実施方針の策定例について」に基づいた算出方法は採用していない。
- 縮減効果の実績等はこれから積み上がってくるものであり、縮減実績がない中での算出方法の設定であったことから、算出方法は適切であると考えている。
- なお、この算出方法については、国（国土交通省）からも別な算出方法を示されておらず、現計画も従前と同様の算出方法で作成し、国が受理していることから、算出方法に問題は無いものである。

しかし、コスト縮減額の算出期間は5年間（令和4～8年度）であるため、「コスト縮減効果の対象時期が概ね30年」というストックマネジメント計画の説明と効果算定の実態に齟齬が生じていると考える。

【解決の方向性】

コスト縮減効果について検討を行い、必要に応じて「新たな事業計画とその根拠となるストックマネジメント実施方針の策定例について」（平成28年10月17日 国土交通省）で示された様式をもとにコスト縮減効果を算出する。

4 契約

流域下水道事業における主な契約の状況（令和3年度）は以下のとおりである。

■委託

委託業務名	契約方法	契約額 (千円)	委託期間	契約の相手方
北上川上流流域下水道ほか北上浄化センターほか第Ⅲ期ストックマネジメント計画（全体計画等）策定業務委託	一般競争入札	112,873	R4. 1. 12 R4. 9. 30	(株)日本インシーク
積算資料作成業務等（9件）	随意契約	47,509		公社
都南浄化センター維持管理業務委託（H31→R3）	一般競争入札	2,654,736	H31. 4. 1 R4. 3. 31	ウォーターエージェンシー・東北公営共同企業体
北上浄化センター及び水沢浄化センター維持管理業務委託（H31→R3）	一般競争入札	1,940,676	H31. 4. 1 R4. 3. 31	水 ingAM(株)
一関浄化センター維持管理業務委託（H31→R3）	一般競争入札	665,368	H31. 4. 1 R4. 3. 31	ウォーターエージェンシー・東北公営共同企業体
都南浄化センター維持管理業務委託（R4→R6）	一般競争入札	2,673,000	R4. 4. 1 R7. 3. 31	ウォーターエージェンシー・東北公営共同企業体
北上浄化センター及び水沢浄化センター維持管理業務委託（R4→R6）	一般競争入札	2,138,400	R4. 4. 1 R7. 3. 31	水 ingAM(株)
一関浄化センター維持管理業務委託（R4→R6）	一般競争入札	715,000	R4. 4. 1 R7. 3. 31	ウォーターエージェンシー・東北公営共同企業体
流域下水道施設管理運営支援業務	随意契約	173,527	R3. 4. 1 R4. 3. 31	公社

出所：下水環境課作成資料

（注）抽出基準：契約額 100 百万円以上または公社との契約は全件

■ 工事

工事名	契約方法	契約額 (千円)	請負者
磐井川流域下水道一関浄化センター遠方監視設備更新工事	条件付一般競争入札	174,900	三菱電機(株)
北上川上流流域下水道中川汚水中継ポンプ場中央監視制御・除砂設備更新(電気設備)工事	条件付一般競争入札	211,985	(株)日立製作所
北上川上流流域下水道花巻高田汚水中継ポンプ場沈砂池設備更新(機械設備)工事	条件付一般競争入札	233,885	前澤工業(株)
北上川上流流域下水道 都南浄化センター 消化タンク加温設備更新(電気設備)工事	条件付一般競争入札	321,200	三菱電機(株)・(株)アイエムアイ特定共同企業体
北上川上流流域下水道 中川汚水中継ポンプ場 除砂設備更新(機械設備)工事	条件付一般競争入札	441,100	(株)日立プラントサービス
北上川上流流域下水道 都南浄化センター 消化タンク加温設備更新(機械設備)工事	随意契約	290,954	浅野アタカ(株)
北上川上流流域下水道 都南浄化センター 管理本館ほか建築付帯設備改修(機械設備)工事	条件付一般競争入札	251,900	(株)近藤設備
北上川上流流域下水道 都南浄化センター 管理本館ほか建築付帯設備改修(電気設備)工事	条件付一般競争入札	104,302	(株)金澤電気工業所
北上川上流流域下水道 都南浄化センター 管理本館ほか建築付帯設備改修(建築)工事	条件付一般競争入札	141,680	(株)高光建設

出所：下水環境課作成資料

(注) 抽出基準：契約額 100 百万円以上

(1)委託評価の実施

浄化センター維持管理業務委託の契約状況は以下のとおりである。

浄化センター	発注方式	契約年度								
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
都南	仕様発注	2,329,970 千円			2,654,736 千円			2,673,000 千円		
		ウォーターエージェンシー・東北 公営共同企業体			同左			同左		
北上		1,056,586 千円			1,940,676 千円			2,138,400 千円		
		水 ingAM(株)			水 ingAM(株)			同左		
水沢		454,724 千円								
		水 ingAM(株)								
一関	性能発注	594,258 千円			665,368 千円			715,000 千円		
		ウォーターエージェンシー・東北 公営共同企業体			同左			同左		

出所：下水環境課作成資料

(注1) 表中の上段は契約額、下段は受託事業者名を表す。

(注2) 契約方法は全て一般競争入札によるが、1者入札である。

仕様発注委託と性能発注（包括的民間委託）の比較説明については、個別検出事項「2（3）民間的経営手法の活用」を参照されたい。

浄化センター維持管理業務委託（仕様発注）における管理指標に対する評価の実施状況（令和3年度）は以下のとおりである。

管理指標 (単位)	処理区	管理指標値	実績	法定等による基準	県の評価
放流水質 BOD (mg/L)	都南	日平均 5 以下	4.0	15 以下	管理指標 値を満た している
	北上	日平均 5 未満	4.4		
	水沢		4.9		
エネルギー消 費原単位 (kWh/m ³)	都南	年平均 0.3333 以下	0.2900	—	
	北上	年平均 0.6090 未満	0.5320		
	水沢	年平均 0.5362 未満	0.5000		

出所：流域下水道事務所作成資料

(注) 放流水質 BOD の実績は日平均最大を表す。

このうち、エネルギー消費原単位の実績推移は以下のとおりである。

浄化センター	エネルギー消費原単位 (kWh/m ³)				令和3年度/ 平成27年度
	平成27年度	平成28年度	令和2年度	令和3年度	
都南	0.316	0.313	0.281	0.290	0.918
北上	0.590	0.589	0.530	0.532	0.902
水沢	0.503	0.51	0.500	0.500	0.994
一関	0.644	0.622	0.541	0.532	0.826

出所：維持管理年報（公社）をもとに包括外部監査人が作成

地方公共団体における民間委託に関するモニタリング及び評価について、以下のような説明がなされている。

V モニタリングのあり方

1 モニタリングの目的等

(1) モニタリングの目的

民間委託等の推進に当たっては、委託先等との間で合意されたサービスが安全かつ適正な水準で確実に履行されていることを確認するとともに、サービス向上の観点から、業務の実施過程で把握した課題について委託先等と協議を行い、継続的に業務改善を行っていくことも必要である。

(2) モニタリングの手法

モニタリングは、委託先等によるセルフモニタリング、地方公共団体による随時の調査、利用者アンケート、意見・苦情の受付、住民モニターなど複数の方法を多面的に組み合わせて行う必要がある。

(3) モニタリングの際の留意事項

モニタリングにあたっては、委託先等のノウハウ発揮や効率的な業務執行を阻害しないよう配慮が必要となる。

2 モニタリングの内容

(1) 契約において合意した事項の履行確認

民間委託等に当たっては、事前に安全管理や個人情報保護など委託先等に最低限遵守させなければならない事項について分析、洗い出しを行った上で仕様書を作成し、契約等で担保するとともに、仕様に定められた業務の确实かつ適正な水準での実施等を確認することが必要である。

(2) サービス向上のための取り組み（情報収集と協議）

民間委託等の目的は、効率的・効果的な公共サービス提供の実現にあり、委託先等との協議により、継続的に業務改善を行っていくことが必要である。また、委託先と契約等で合意していることを前提に、政策目的の実現に向けて達成すべき事項を評価するための指標を作成して、モニタリングをすることが考えられる。

3 モニタリング結果の反映

モニタリングをサービス水準の向上や業務の適正執行に活かしていくためには、結果に基づき、委託先等へインセンティブとペナルティを付与することが考えられる。

出所：「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書（概要）」（平成 19 年 3 月 地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会）

【現状の問題点（意見）】

浄化センター維持管理業務委託は複数年度にわたり多額の委託料が生じるため、委託評価の必要性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- ▶ 包括的民間委託など性能発注としている業務は、事業者の総合的な能力について事後評価を実施しているが、一関以外の維持管理業務は、仕様発注としていることから、他の委託業務と同様に評価は実施していない。
- ▶ 維持管理業務のモニタリングについては、毎月の定例打合せ（維持管理者、下水道公社、流域下水道事務所）において、仕様書の管理指標値及び管理基準に対する達成状況の把握など履行状況について確認するとともに、業務上の課題について意見交換や協議を実施している。
- ▶ 管理指標の範囲から外れた際には、原因究明を行うとともに、再発防止策を上記3者で検討し、対応を行っている。また、必要に応じて、上記再発防止策や維持管理者からの業務改善提案の内容等を次期維持管理業務の仕様書等に反映するなど、業務改善を継続的に図っている。

しかし、以下の点を考慮すると、仕様発注の浄化センター維持管理業務委託に係る委託評価が十分といえるか疑問である。

- ▶ 契約方法が一般競争入札であるとはいえ一者入札となっており、受託事業者の固定化がみられること
- ▶ 仕様発注であっても、浄化センター維持管理業務は下水道事業経営への影響が大きい委託業務と考えられること
- ▶ エネルギー消費原単位の実績推移に着目すると、浄化センター間で改善の程度に乖離が見られること

【解決の方向性】

浄化センター維持管理業務委託の業務委託仕様書に定める管理指標値や管理基準の達成状況の評価の精度を高める。

(2) 委託料の精算

流域下水道管理運営支援業務は実費弁済方式により精算する（業務委託契約書第 12 条）こととしており、委託料の内訳（令和 3 年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

	都南	花北	胆江	一関	共同焼却	総務	合計
人件費	20,957	18,120	11,072	8,712	-	31,910	90,774
再委託料	336	-	-	-	-	-	336
需用費 （修繕費）	21,712 (17,239)	11,118 (8,409)	10,943 (8,790)	2,177 (2,177)	1,529 (755)	-	47,480 (37,372)
事務費	8,847	2,448	1,055	632	215	5,962	19,160
消費税	5,185	3,168	2,307	1,152	174	3,787	15,775
合計	57,038	34,856	25,379	12,674	1,919	41,659	173,527

出所：委託料精算報告書

（注）受注者（公社）は委託料を委託料内訳書に定める科目ごとに区分して整理するとともに、他の会計と区分し、その経理を明らかにした関係書類を整備しなければならない（業務委託契約書第 8 条）

本件委託業務の内容は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <p>(1) 流域下水道施設の管理運営支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 維持管理計画策定支援業務 イ 予算要求資料等作成業務 ウ 設計書作成業務 エ 監理業務 オ 水質試験等管理業務 カ 簡易修繕、消耗品等の購入業務 キ エネルギー管理業務 ク 指定技術者の業務 ケ 産業廃棄物処理の実務に係る業務 コ 薬品等管理業務 サ 包括的民間委託に係る業務 シ その他の管理運営支援業務 <p>(2) 緊急時における対応業務</p> <p>(3) 調査研究業務</p> <p>(4) 普及啓発活動</p> |
|---|

出所：流域下水道施設管理運営支援業務仕様書

また、公社における区分経理については、詳細は個別検出事項「6（4）区分経理の適切性」を参照されたいが、経常費用 301,548 千円（令和 3 年度）の内訳は、公益目的事業会計 181,429 千円、収益事業等会計 76,127 千円、法人会計 43,992 千円となっている。

【現状の問題点（指摘）】

本件業務委託契約では実費弁済方式を採用しているため、委託料の対象経費の精算の適否が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から委託料の対象経費の精算は適切である、とのことである。

- 会社に対する業務委託については事務取扱方針に基づき、当該業務委託に係る会社の人件費及び物件費等業務に必要な経費を積み上げ計上し、実費額で精算していること
- 会社が作成した業務量調査集計表は3区分（公益目的事業、収益事業、その他）に大別されるが、「その他」を流域下水道管理運営支援業務委託の総務に係る費用を精算対象としていること
- 経理の明確化（業務委託契約書第8条）を求めているが、これは流域下水道施設管理運営支援業務委託における委託料の科目（各処理区、共同焼却、総務）を区分することと、会社が実施している他の受託事業との区分を明確にするよう定めているもの。そのため、委託料の精算において、会社の区分経理との整合性を求めているものではないこと。

しかし、以下の点を考慮すると、委託業務の対象とはならない会社の法人会計の管理費の一部が流域下水道管理運営支援業務委託料に含まれることで、委託料の過大精算が生じていると認められる。

- 会社の財務諸表（令和3年度）を確認すると、法人会計の経常費用43,992千円のうち、流域下水道管理運営支援業務委託の総務に係る費用41,660千円を控除すると、法人会計の管理費が2,322千円であり、会社の法人管理費の実態を表していないと考えること
- 業務量調査集計表における「その他」を流域下水道管理運営支援業務委託の総務の費用とした場合、会社の法人管理に係る業務従事時間が皆無となるため、会社の業務従事実態を適切に反映していないと考えること

【解決の方向性】

流域下水道管理運営支援業務委託に係る委託料の精算が実費弁済方式であるため、会社職員の業務従事記録である業務量調査集計表において、受託業務と法人管理業務が明確に区分されているか確認する。特に、会社は収益事業も実施しているため、委託料の精算に当たっては、一定の基準（例：事業収益比、直接人件費）で按分計算が行われている等に留意する。

(3) 随意契約理由の合理性

県が特命随意契約で公社に委託している積算資料作成業務等に係る契約の状況（令和3年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

委託業務名	委託期間	契約金額
北上川上流流域下水道 中川汚水中継ポンプ場 除砂設備更新（機械設備） 工事技術支援業務委託（R2→R3）	R02.07.17～ R04.03.15	6,963
北上川上流流域下水道 中川汚水中継ポンプ場 中央監視制御・除砂設備更新（電気設備） 工事技術支援業務委託（R2→R3）	R02.07.17～ R04.03.15	6,270
北上川上流流域下水道 都南浄化センター 消化タンク加温設備更新（機械設備） 工事技術支援業務委託（R2→R3）	R02.07.17～ R04.03.15	6,930
北上川上流流域下水道 都南浄化センター 消化タンク加温設備更新（電気設備） 工事技術支援業務委託（R2→R3）	R02.07.17～ R04.03.31	7,150
北上川上流流域下水道 都南浄化センター2系 消化タンク計装設備更新工事技術支援業務委託（R3→R4）	R04.02.04～ R04.05.13	5,115
北上川上流流域下水道 中川汚水中継ポンプ場 除塵設備ほか更新（電気設備） 工事技術支援業務委託（R3→R4）	R04.02.04～ R04.05.13	2,189
北上川上流流域下水道 中川汚水中継ポンプ場 除塵設備ほか更新（機械設備） 工事技術支援業務委託（R3→R4）	R04.02.04～ R04.05.13	4,301
北上川上流流域下水道 水沢浄化センター No.3,4 機械濃縮機更新（電気設備） 工事技術支援業務委託（R3→R4）	R04.02.04～ R04.05.13	4,301
北上川上流流域下水道 水沢浄化センター No.3,4 機械濃縮機更新（機械設備） 工事技術支援業務委託（R3→R4）	R04.02.04～ R04.05.13	4,290
	合計	47,509

出所：下水環境課作成資料

県の説明によると、本件業務は以下の点から「競争入札に適しない」（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）ため、公社との随意契約としている、とのことである。

- 設計積算等は民間等事業者に対してリスクの大きい業務であり、情報の機密保持や公正な事務執行が求められること
- 公社は、下水道施設の専門的かつ効率的維持管理等を行うため、県と流域関連市町村からの出捐により設立された法人であり、複数の電気、機械及び土木職等の専門の職員を長期継続して任用していることから、県に対する人的支援及び技術水準の維持、蓄積、次世代への継承が可能であること
- 業務遂行上、県と同等の技術水準が確保されていることが求められるが、これまでも市町村支援事業としての実績があり、誠実に業務を履行し、市町村の施設に問題が発生していないことから、当該業務を適正に遂行する信頼性があること

一方、県では発注者支援業務（積算資料作成業務を含む）を発注する場合は、民間コンサルタントへの発注を基本とすることとされている。

1 目的

公共土木施設整備等に関する各種工事や災害復旧工事（災害復旧に関連する工事等含む）の実施に際し積算資料作成業務や工事監督支援業務を外部委託することで、迅速かつ円滑な工事進捗を図るもの。

2 適用工事

岩手県県土整備部が発注する下水道及び建築・設備関係事業を除く工事に適用するものとする。

3 適用基準

設計業務等共通仕様書、特記仕様書、発注者支援業務積算基準等に基づき施行するものとする。

4 業務概要

(1) 積算資料作成業務

工事の積算に必要な設計図面、数量総括表（数量計算書）、積算基礎資料等の作成を行うものとし、次の内容を行う。

ア 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

(2) 工事監督支援業務

工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての適否の確認及び監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び設計変更協議用資料の作成等を支援するものとし次の内容を行う。

- ① 請負工事の契約の履行に必要な資料作成（指示・協議資料作成、工事受注者提出書類のチェック、その他必要書類作成）
- ② 請負工事の施工状況の照合等（使用材料、段階確認報告等）
- ③ 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- ④ 工事検査等への臨場

5 執行方針

発注者支援業務を発注する場合は、民間コンサルタントへの発注を基本とする。なお、同様の業務を公益財団法人岩手県土木技術振興協会に委託する場合は、「公益財団法人岩手県土木技術振興協会に対する業務委託の事務取扱要領」による。

出所：発注者支援業務委託実施要領（岩手県）

【現状の問題点（意見）】

県では発注者支援業務を発注する場合は、民間コンサルタントへの発注を基本とすることとされている。しかし、随意契約理由の観点から、下水道工事を対象外とする特殊性が認められるかどうか問題となる。

この点につき、県の説明によると、一般土木工事と異なり、下水道工事には以下の特殊性が認められる、とのことである。

- ▶ 民間コンサルタントへの発注を基本としている発注者支援業務は、東日本大震災による復旧・復興工事により、設計、施工段階における発注者側のマンパワー不足に対応するため導入した制度であること。
- ▶ 公社に委託している技術支援業務は一般土木工事の発注者支援業務とは異なり、積算業務として設計書（金入）の作成を含むことから、情報の機密保持や公正な事務執行の観点から民間コンサルタントへの発注に当たっては、極めて慎重な検討が必要であるもの。
- ▶ 流域下水道における設備更新工事は、一般土木工事と異なる積算システムを使用していること。
- ▶ 公社は、下水道に関する技術水準を維持するため、県及び市町村の出捐により設立された組織であること。

しかし、以下の点を考慮すると、発注者支援業務から下水道工事を対象外とし、公社への随意契約とする合理的理由が認められるか疑問である。

- ▶ 公社職員はみなし公務員の適用対象外であるが、情報の機密保持や公正な事務執行についてはみなし公務員の適用による対応が考えられること
- ▶ 個別検出事項「6（2）経営課題の識別」に記載のとおり、公社技術職員の年齢構成に偏りがみられるため、中長期的な視点で下水道に関する技術水準を維持できる体制を有していることへの透明性に疑問があること

【解決の方向性】

特命随意契約とする合理的理由がなければ、競争性を確保した契約方法への見直しを検討する。

(4) 予定価格の事前公表

工事契約に係る競争入札の状況（令和3年度）は以下のとおりである。

工事名	予定価格 (税抜)	入札者数	落札率	請負者
磐井川流域下水道一関浄化センター遠方監視設備更新工事	160,136	1	99.29	三菱電機(株)
北上川上流流域下水道中川汚水中継ポンプ場中央監視制御・除砂設備更新（電気設備）工事	199,823	1	96.58	(株)日立製作所
北上川上流流域下水道花巻高田汚水中継ポンプ場沈砂池設備更新（機械設備）工事	204,565	3	97.27	前澤工業(株)
北上川上流流域下水道 都南浄化センター消化タンク加温設備更新（電気設備）工事	292,799	1	99.72	三菱電機(株)・(株)アイエムアイ特定共同企業体
北上川上流流域下水道 中川汚水中継ポンプ場 除砂設備更新（機械設備）工事	409,295	1	97.97	(株)日立プラントサービス
北上川上流流域下水道 都南浄化センター管理本館ほか建築付帯設備改修（機械設備）工事	257,100	6	89.07	(株)近藤設備
北上川上流流域下水道 都南浄化センター管理本館ほか建築付帯設備改修（電気設備）工事	108,800	9	87.15	(株)金澤電気工業所
北上川上流流域下水道 都南浄化センター管理本館ほか建築付帯設備改修（建築）工事	128,800	4	100.00	(株)高光建設

出所：下水環境課作成資料

（注）抽出基準：予定価格 100 百万円以上の競争入札

県は平成 17 年度から全ての入札について、予定価格を事前公表しているが、予定価格の事前公表の弊害について、以下のような説明がなされている。

なお、公表の時期については、令第 4 条第 2 項及び第 7 条第 2 項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則としていることを踏まえ、適切に行うこととする。

口に掲げる予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

出所：公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定 平成 23 年 8 月 9 日一部変更）

2. 調査基準価格等の公表時期の見直しについて

調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、速やかに事前公表を取りやめること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

出所：ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について（平成 31 年 3 月 29 日 総務省 国土交通省）

【現状の問題点（意見）】

上記工事契約 8 件のうち落札率 99%以上が 3 件あるため、予定価格の事前公表による弊害が生じていないかが問題となる。

この点につき、県の説明によると、予定価格の事前公表は、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、また、予定価格に関わる不正排除にも有効なものであり、入札予定価格事前公表による弊害がないことは以下の対応により確認している、とのことである。

- ▶ 入札者に工事費内訳書の提出を義務付けるなど積算、施工能力の審査
- ▶ 落札率の推移、低入札・くじ引きの発生状況等を調査分析

しかし、予定価格の事前公表の理由として県が挙げている事項に関するメリット比較が明らかではないと考える。これについての包括外部監査人の所見は以下のとおりである。

	包括外部監査人の所見
入札の透明性の向上	原則とされる予定価格の事後公表でも入札の透明性は確保され则认为られる
発注者受注者双方の事務効率の向上	左記によるメリットがどの程度あるか明らかでない
予定価格に関わる不正排除	代替的な不正排除方法の検討が十分に行われているか明らかでない

落札率 99%以上の事案が少なからず発生しているため、入札価格の高止まりという予定価格の事前公表による弊害が生じていないか懸念される。

【解決の方向性】

入札結果公表情報の充実を図り、予定価格の事前公表による弊害が生じていないか、引き続き外部委員会等を活用し定期的に確認する。

5 市町村に対する関与

県では、県内における汚水処理施設の整備目標や普及促進等を定めた「いわて汚水処理ビジョン 2017（平成 30 年 1 月 岩手県）」（以下「いわて汚水処理ビジョン 2017」という。）を策定している。

県構想は、県下市町村の市街地のみならず農山漁村を含めた全域において、各汚水処理施設（下水道、集落排水、浄化槽など）の整備を適切な役割分担のうえ計画的に実施していくことを目的に策定しています。そして、県構想の策定、進捗管理及び見直しは県が主体となり、市町村と連携して進めています。

出所：いわて汚水処理ビジョン 2017

いわて汚水処理ビジョン 2017 に先立ち、国から「新下水道ビジョン（平成 26 年 7 月 国土交通省 公益社団法人日本下水道協会）」（以下「新下水道ビジョン」という。）が示されているが、新下水道ビジョンにおいて、下水道長期ビジョン実現に向けた地方公共団体の役割について以下のような説明がなされている。

下水道管理者としての地方公共団体は、管理の最終責任を担う事業主体として、時代のニーズに応じた事業運営を適切に行う。ただし、地方公共団体のみでは適切に実施することが難しい場合は、ほかの主体の「補完」を受けつつ適切な管理体制を構築する。市町村を包括する都道府県は、管内の下水道事業の適切な管理が行われるよう広域的な見地から適切なリーダーシップを発揮し、管内市町村の指導、総合調整、取りまとめ等を行う。

出所：新下水道ビジョン

また、県が策定した「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画（令和 4 年 8 月 岩手県）」（以下「広域化・共同化計画」という。）は、いわて汚水処理ビジョン 2017 の一部として位置づけられている。広域化・共同化計画については、「添付資料 1. 広域化・共同化計画」を参照されたい。

(1)最適化への関与

汚水処理の手法には、集合処理（例：公共下水道、農業集落排水施設）と個別処理（例：合併浄化槽）があり、市町村は最適な手法の選択や経営戦略の策定を通じて、最適化の検討を推進するものとされている。

最適化

○ 汚水処理の手法には、汚水を管渠で処理場に集めて処理する**公共下水道**や**農業集落排水施設**、各家庭で個別に処理する**合併浄化槽**等があり、市町村等は、各汚水処理施設の特徴等を勘案して、最適な手法を選択し、その区域を設定（最適化）。

○ H26年1月に国土省・農水省・環境省の3省が定めた都道府県構想策定マニュアルに基づき、**各都道府県は、区域を定める市町村等と連携して、都道府県構想(※1)の見直しを行っており、その中で、区域の見直し等を検討。**

※1 都道府県ごとに策定する汚水処理の総合計画であり、市町村等の各汚水処理施設の整備に係る方針・区域等を記載した計画をとりまとめるもの。H28年度末で29都道府県が同構想の見直しを完了し、平成30年度末までに全都道府県が見直し完了予定。

○ **総務省は、全ての市町村等に対して中長期的な経営の基本計画である経営戦略をH32年度末までに策定することを要請しており、その策定を通じて最適化の検討を推進。**

地域と整備手法の主な目安

地域	整備手法
市街化区域内	公共下水道
市街化区域外 (農業振興地域等)	農業集落排水施設 (対象人口1,000人程度) 等(※2)
市街化区域外(その他)	合併浄化槽(※3)

※2 他の整備手法として、自然公園地区等で整備する特定環境保全公共下水道や、他の集落排水施設(漁業、林業)などがある

※3 合併浄化槽は、主に市街化区域外で整備するが、市街化区域内で整備する場合は次のとおり

- ・公共下水道区域外
- ・公共下水道区域内であって、公共下水道の整備に相当の期間を要する場合

公共下水道区域の見直し(縮小)イメージ

出所：下水道事業についての現状と課題（平成30年2月 総務省）

また、人口減少など社会情勢の変化を踏まえ、下水道処理区域の縮小の可能性に関する説明がなされている。

5. 人口減少など社会情勢の変化を踏まえた制度改善のあり方

5-1 処理区域に関する制度改善のあり方

(1) 現状と課題

(下水道処理区域の縮小の可能性)

国土交通省は、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、関係省庁と連携し、平成26年1月に都道府県構想の見直しを全都道府県に要請した。これを受け、令和2年3月末までに全ての都道府県において都道府県構想の見直しが完了し、下水道計画区域の縮小など各汚水処理施設の計画区域が見直された。

一方、汚水処理人口普及率が90%を超え、汚水処理施設整備が概成に近づいている中、統廃合による施設更新の効率化といった現行の取組みのみならず、将来的には、下水道の既整備区域についても見直しの検討が課題となることが予想される。

出所：今後の下水道事業に係る制度の方向性（令和2年7月 国土交通省 公益社団法人日本下水道協会）

62

一方、県内市町村別の処理区域内人口密度の状況については「添付資料 6. 処理区域内人口密度の状況（市町村別）」を参照されたいが、これに関連する包括外部監査人の質問とこれに対する県の説明は以下のとおりである。

市町村名	包括外部監査人の質問	左記に対する県の説明
盛岡市	農業集落排水事業の処理区域内人口密度（令和 2 年度：4 人/ha）が低い要因	農業集落排水事業の実施主体は同市であることから、要因については把握していない。
滝沢市	農業集落排水事業がなくなった要因	平成 27 年度に市内全地区（1 地区）で公共下水道に接続済である。
紫波町	公共下水道について、全体計画人口より現在処理区域内人口が多くなっている要因	全体計画は、将来の人口減少を想定し長期的に推計したものであるが、当時の想定より人口減少が進展せず、結果として処理区域内人口の方が多くなった模様。なお、今後、令和 6 年度に全体計画と事業計画を変更予定である。
金ケ崎町	農業集落排水事業に係る全体計画面積が現在処理区域内面積より大きいですが、今後の新規整備計画の蓋然性 公共下水道の計画区域内人口密度（令和 2 年度：10 人/ha）が低い要因	農業集落排水区域は、集落あるいは複数集落単位で地元の意向等に配慮しながら市町村が設定することとなっているが、県や国への申請等は求められていないことから「全体計画面積＞現在処理区域内面積」となっている要因については把握していない。 また、人口密度についても同様、事業主体が同町であることから、要因については把握していない。
陸前高田市	計画区域内人口密度が処理区域内人口密度より高くなっている要因 公共下水道の計画区域面積が増加した要因（平成 26 年度 440ha から令和 2 年度 517ha）	公共下水道事業の実施主体は同市であることから、要因については把握していない。

出所：地方公営企業年鑑（総務省）、下水環境課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

【現状の問題点（意見）】

いわて汚水処理ビジョン 2017 における最適化の検討状況が問題となる。

この点につき、県の説明によると、公共下水道事業の実施主体は市町村であるため、汚水処理人口普及率等のいわて汚水処理ビジョン 2017 に掲げる目標値は、この実施主体である各市町村の計画を積み上げたものであり、各市町村が最適化について検討している、とのことである。

しかし、処理区域内人口密度の低い市町村も見受けられるため、最適化について県による市町村間の調整機能の強化の余地もあると考えられる。

【解決の方向性】

最適化の見地から、必要に応じて県は市町村間の調整機能における適切なリーダーシップを発揮する。

(2) 長期的収支見通しの開示

長期収支見通しの重要性や広域化・共同化の効果については以下の説明がなされている。

◆長期収支見通しの重要性について

カネに関する将来予測について、図 2-7 に示すとおり、長期的な収支見通しは特に規模の小さい自治体で厳しくなる傾向である。長期収支見通しは広域化・共同化の効果等（5 広域化・共同化メニューの効果検討で詳述）を検証しつつ、自治体ごとに長期収支見通しを検討することが重要である。

5-2 総合的な評価

広域化・共同化メニュー（ハード連携・ソフト連携）の効果試算結果をふまえて、長期的な収支見通しを試算するとともに、広域化・共同化によってもたらされる波及的な効果を整理し検討することにより、広域化・共同化によるブロック全体の総合的な評価を行う。

【解説】

総合的な評価では、市町村ごとに、広域化・共同化を実施する場合／実施しない場合の長期的な収支シミュレーション（30 年程度）を行う。

収支シミュレーションを行うにあたっては、国土交通省が公表している「下水道事業における長期収支見通しの推計モデル（Model G）」や総務省が公表している「経営戦略策定ガイドライン・マニュアル（平成 31 年 3 月）」に記載の方法等を活用する。

5-1 で示した広域化・共同化による定性的な評価を含め、表 5-6 に示すようなチェックリストを作成し、都道府県全体の最適の観点から持続性向上に向けた実効的な計画となっているか、ブロック毎に広域化・共同化の取組を総合的に評価する。

評価の結果、広域化・共同化の取組が不十分であれば、さらに広域化・共同化メニュー案の適用ができないか、検討を行う。

出所：「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」（令和 2 年 4 月 総務省 農林水産省 国土交通省 環境省）

また、広域化・共同化計画は、都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として位置づけられるが、都道府県構想策定時の住民関与と進捗状況等の見える化として、進捗管理のためのベンチマーク（指標）の目標値等を公表していくものとされている。

第8章 都道府県構想策定時の住民関与と進捗状況等の見える化

8-1 住民の意向の把握

都道府県構想の策定に際し、あらかじめ都道府県構想の案を公表・周知する等、住民の意向の把握に努める。

- (1) 住民の意向の把握・反映
- (2) 住民への計画（案）の公表

【解説】

汚水処理施設はそれぞれ特性が異なるとともに、施設によって住民負担、住民の義務等も異なることに留意し、地域毎に予定している汚水処理施設の整備手法や整備スケジュール等の都道府県構想（案）を公表・周知し、十分、住民の意見を把握した上で、適切に都道府県構想へ反映する必要がある。また、住民の意向は、事業実施優先度を判断する際の貴重な資料でもあることから、十分活用を図るよう留意すべきである。

なお、汚水処理事業を円滑に推進し、健全な事業運営を行うためには、都道府県構想や計画等事業の早い段階から、適切な情報提供を適宜行い、住民と認識を共有することが重要である。

住民の意向の把握、反映の方法として、①パブリックコメントの実施、②地元住民への説明会、③パブリック・インボルブメント（PI）の実施、④学識経験者を含む委員会の設置等、⑤その他の手法がある。住民の意向の把握、反映の方法の例を「Ⅱ 事例集」としてとりまとめたので実施の参考にされたい。

(1) 住民の意向の把握・反映

住民の意向の把握、反映の方法として、以下のようなものがある。

①パブリックコメントの実施

パブリックコメントは、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等から意見や情報を提出してもらい機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うものである。

パブリックコメントを実施する際は、各種整備手法の位置図やその設定根拠等を開示し、住民の意向の把握を行うこととする。

(中略)

(2) 住民への計画（案）の公表

都道府県構想（案）の計画図や各事業の対象面積、人口等の基本データ等をホームページや広報誌等により公表・周知することで住民の意向を把握し、これらの結果を考慮した都道府県構想を策定することが考えられる。

なお、公表・周知にあたっては、地域住民等に対し、計画案の内容をわかり易く表現することに留意する。

8-2 都道府県構想の進捗状況等の見える化

住民等に対する汚水処理事業に関する理解を得るため、策定した都道府県構想についてのベンチマーク（指標）の公表を行い、都道府県構想の見える化を図る。

【解説】

汚水処理事業を進めていく上では、汚水処理施設の整備の進捗のみならず、個別処理施設の維持管理等、住民等の理解と協力を得ることが重要となる。そのため、策定した都道府県構想の客観性・透明性の確保や、都道府県構想の着実な実行のため、都道府県構想の内容や目標に対する進捗状況を公表するといった、都道府県構想の見える化を図る。なお、都道府県構想の見える化を図るための取り組み事例を「Ⅱ 事例集」にとりまとめたので参考にされたい。

策定した都道府県構想については、ホームページや広報紙での公表する、パンフレットを作成して配布する等、広く周知できる方法により、都道府県民へ積極的に情報提供を図る。

なお、都道府県構想策定時においては、計画図や各事業の対象面積、人口等の基本データの他、進捗管理のためのベンチマーク（指標）の目標値や整備計画についても公表し、その後は、目標達成に向け、ベンチマーク（指標）を基にした進捗状況を定期的（例えば、1年毎等）に公表していくものとする。

なお、「Ⅲ 資料編 資料-4」にベンチマーク（指標）の一覧を掲載しているので参考とされたい。

出所：持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月国土交通省 農林水産省 環境省）

一方、広域化・共同化計画（素案）についての意見募集において、将来推計に対する県の考え方として以下の説明がなされている。

意見	検討結果（県の考え方）
2-3 将来推計 【広域化・共同化計画（素案）2. 汚水処理事業の現状と課題 5 頁目】の図9に「将来推計」が記載されています。 ・「使用料収入」「汚水処理費」「経費回収率」の他に「世帯数」「世帯あたりの使用料」があるとより身近に考えられると思います。 ・「将来推計」が「広域化・共同化」を実施しなかった場合の推計か実施した場合の推計かわかりません。「広域化・共同化」を実施しなかった場合と実施した場合の推計を併せて記載する必要があります。	将来推計における指標は、国の計画策定マニュアルを基に、必要な指標を設定しているものです。 図9の将来推計は現状における課題を示すために広域化・共同化を実施しない場合を記載しているもので、実施した場合の推計は、具体的な取り組みの実施時期等、今後市町村等と検討を進めていくこととなるため、記載は難しいものです。

出所：意見検討結果一覧表（岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画（素案）についての意見募集）

また、県流域下水道事業における広域化等の取組状況については「添付資料5. 抜本的な改革等の取組状況」を参照されたい。広域化・共同化計画は県全体を対象としたものであり、流域下水道事業はその一部に過ぎないが、県流域下水道事業における広域化等の取組の効果額は10百万円（令和3年度）とされている。

【現状の問題点（意見）】

広域化・共同化計画において、長期収支見通しが未開示であり、広域化・共同化の効果が不明確であるため、開示の十分性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- ▶ 県内8ブロック単位で、計画実施前の長期予測結果に対して、定量的な効果（汚水処理費の低減）を考慮した場合の経費回収率長期予測を試算しているが、県全体の経費回収率は80%（2022年）から69%（2040年（対策後））、62%（2052年（対策後））に推移すると予測していること
- ▶ 取組メニューが構想的なものがあり、今後、市町村との協議により取組が具体化していくことから、検討中の推計値を公表することは県民に誤解を与えるため、広域化・共同化計画には記載していないこと
- ▶ 広域化・共同化計画のソフト面の取組など、効果（定量的・定性的）の算定等の手法は研究段階であり、必ずしも確立されていない。そのため、国土交通省では、都道府県担当者等を対象とした会議等を開催し、その手法等について情報交換をしている段階であること

しかし、以下の点を考慮すると、長期的収支見通しの開示が行われていない広域化・共同化計画が十分なものといえるか疑問である。

- ▶ 経費回収率（対策後）の予測値は進捗管理のためのベンチマーク（指標）の1つと考えられるが、これが未公表では、広域化・共同化計画の策定目的である持続可能性の検証が可能であるか疑問であること
- ▶ 低下推移する経費回収率を改善するためには、受益者負担の増加も推測されるが、受益者負担の対象となる下水道ユーザー（県民）の十分な理解を得られるか疑問であること

【解決の方向性】

広域化・共同化の取組の十分性を検証できるよう、適切な指標も含め長期的な収支見通しの試算結果を開示し、広域化・共同化計画の進捗管理を行うことを検討する。

(3) 広域化・共同化推進による合理化の余地

汚水処理事業における広域化・共同化メニューの具体例として、以下のようなものが示されている。

広域化・共同化メニュー（例）	ハード/ソフト	具体実施メニュー（例）
◆経営統合	ハード/ソフト	
◆処理施設統廃合等	ハード	
◆汚泥処理の共同化	ハード	
◆人材育成の共同化	ソフト	・職員研修の共同開催等
◆各種計画業務の共同化	ソフト	・ストックマネジメント計画策定の共同化等
◆処理場・ポンプ場等の維持管理業務の共同化	ハード	・集中監視施設の共同設置
	ソフト	・運転監視業務の共同化 ・保守点検業務の共同化 等
◆管路維持管理業務の共同化	ソフト	・管路の点検調査業務の共同化 ・管路改築修繕業務の共同化 等
◆水質管理業務の共同化	ハード	・水質試験センターの共同設置
	ソフト	・水質検査業務の共同化 等
◆台帳システム整備・保守の共同化	ソフト	
◆企業会計移行業務の共同化	ソフト	
◆災害時対応の共同化	ソフト	・災害時し尿処理の共同化
	ソフト	・下水道 BCP 計画策定の共同化 ・災害時合同訓練

出所：「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」（令和2年4月 総務省 農林水産省 国土交通省 環境省）

広域化・共同化計画における広域化・共同化メニューについては、「添付資料1. 広域化・共同化計画」を参照されたい。

【現状の問題点（意見）】

広域化・共同化計画における広域化・共同化メニューに市町村間の汚水処理施設統廃合や経営統合がないため、広域化・共同化推進による合理化の余地の有無が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 市町村を跨ぐ広域化についても検討を行ったうえで、関係自治体合意のもと、今回の計画に記載しないこととしたものである
- 市町村を跨ぐ広域化については今後も継続的に議論はしていくこととしているが、地形的制約や広い県土を有するため、技術的に難しいところがある

しかし、以下の点を考慮すると、広域化・共同化推進による合理化の余地があると考えられる。

- 処理区域が隣接する市町村における「市町村間の汚水処理施設統廃合」
- 水道事業の広域化を推進している市町村における組織運営の合理化の可能性

【解決の方向性】

県に期待される役割が「管内の下水道事業の適切な管理が行われるよう広域的な見地から適切なリーダーシップを発揮」にあることを念頭に、県内市町村間の相互理解、検討が深まるよう必要な支援を行う。

(4)不明水対策

関連市町からの排水量と汚水流入水量の推移を処理区別に示すと以下のとおりである。

(単位：千m³)

処理区		令和2年度	令和3年度
都南	排水量(市町村)	46,057	45,010
	汚水流入水量(流域下水道)	49,647	48,587
	差異	3,590	3,577
	差異/汚水流入水量	7.2%	7.4%
花北	排水量(市町村)	14,654	14,512
	汚水流入水量(流域下水道)	13,583	13,441
	差異	△1,071	△1,071
	差異/汚水流入水量	△7.9%	△8.0%
胆江	排水量(市町村)	5,836	5,920
	汚水流入水量(流域下水道)	5,564	5,695
	差異	△272	△225
	差異/汚水流入水量	△4.9%	△4.0%
一関	排水量(市町村)	3,303	3,306
	汚水流入水量(流域下水道)	3,500	3,494
	差異	197	188
	差異/汚水流入水量	5.6%	5.4%

出所：下水環境課作成資料

【現状の問題点（意見）】

関連市町からの排水量と汚水流入水量の差は、いわゆる不明水を表すが、以下のような不明水に係るリスクを念頭に、県が関連市町に対して適切に関与しているかどうかの問題となる。

- 「排水量<汚水流入水量」の過大な乖離により、関連市町に過重なコスト負担が生じる可能性
- 「排水量>汚水流入水量」の過大な乖離により、市町負担金の過小請求の可能性

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- 汚水流入水量の計測器に異常がないことを定期点検しているため、特に問題はないこと
- 維持管理負担金は、処理区毎に関連市町と協議し合意のもと、過去の平均流入水量や有収水量を基準に按分しているところであり、毎月計測している流入水量からも不明水の異常値は確認されておらず、緊急性が高い状況とはなっていないこと
- 関連市町に対し、毎年度、各浄化センター流入水量と報告水量の差が分かる資料を情報提供しており、また、不明水の状況に応じて、必要な打合せ等を実施していることから、関連市町の理解は得られているもの
- 関連市町においても、これまで公共下水道の不明水調査・対策を実施した事例があり、今後も必要に応じて取り組んでいくこととしていることから、県のみならず関連市町においても、不明水対策について問題ないという認識であること

しかし、流域下水道における不明水は関連市町の管理が及ばないものであるから、流域下水道における不明水に対応するコスト負担に対して、関連市町の十分な理解を得られない可能性が懸念される。関連市町とも連携した不明水の原因調査をより積極的に行う余地がないといえるか疑問である。

【解決の方向性】

関連市町における不明水の状況（関連市町が測定した家庭等からの排水量と流域下水道との接続点の排水量の差）を把握のうえ、引き続き関連市町と協働して不明水の原因調査と対策を講じる。

6 出資法人管理

県では、県出資等法人の自律的経営を促進するとともに、県出資等法人が効率的に、より質の高いサービスを提供すること、並びにその経営が将来にわたって県の負担を招くことのないよう、経営状況を的確に把握し、課題の解決を図ることを目的として、毎年度、県出資等法人の運営状況を評価するものとされている（県出資等法人指導監督要綱第8条第1項）。

今回の監査対象である公社の概要、出資法人運営評価結果については「添付資料7. 公社の運営評価結果」を参照されたい。

(1) 事業目的と目標設定の整合性

公社の運営評価に掲げる事業目標のうち、事業目標4（下水道施設整備支援事業）及び事業目標5（アセットマネジメント支援事業）は公社の収益事業に係る目標であるが、令和3年度における目標値と実績の状況は以下のとおりである。

	事業目標	目標値	実績
4	下水道施設整備支援事業 ①岩手県並びに市町村の下水道施設整備における設計積算及び現場監督補助等の技術支援	①要請対応率 100%	100%
	②自然災害等により被災した市町村への災害復旧支援	②要請対応率 100%	100%
5	アセットマネジメント支援事業 ①下水道ストックマネジメント計画の策定及び台帳データベース入力業務	①要請対応率 100%	100%

出所：令和4年度岩手県出資等法人運営評価レポート個別法人編（令和4年9月 岩手県）

この設定された目標値や実績（要請対応率 100%）に係る公社の説明は以下のとおりである。

	目標値	公社の説明
下水道施設整備支援事業	要請対応率 100%	令和3年度は公社へ要請のあった県内12市町村と契約しており、令和3年度実績も要請対応率100%である。 市町村に対し、公社への要請の有無を事前に調査しており、公社需要に対して出来る限り対応することとしていることから、要請対応率を重視しているものである。
アセットマネジメント支援事業	要請対応率 100%	令和3年度は公社へ要請のあった県内6市町と契約しており、令和3年度実績も要請対応率100%である。 本件業務は民間コンサルタントでも実施可能な業務であり、民間委託している市町村もあることは承知しているが、公社へ要請のない業務（市町村が民間委託）について詳細は把握していない。

【現状の問題点（意見）】

公社の事業目的には県内市町村の下水道行政の支援が掲げられているため、事業目的と目標設定の整合性が問題となる。

この点につき、公社の説明によると、公社における業務提供体制が限られるため、公社へ要請のあった案件のみを対象に要請対応率を算出している、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、公社の事業目的と目標設定に不整合が生じている印象は否めない。

- ▶ 本件事業は公社の収益事業であり、民間との代替性が認められるため、必ずしも公社への要請有無の確認のみをもって市町村ニーズへの対応状況を評価できないこと
(注) 県は流域下水道事業におけるストックマネジメント計画策定業務を一般競争入札により民間事業者へ委託している。
- ▶ 公社への要請のない市町村の中には公社以外の民間事業者へ委託しているケースが含まれていないか懸念される。このようなケースが含まれる場合、公社の期待役割の発揮状況の評価が困難であること

【解決の方向性】

収益事業は民間との代替性がある点に留意し、必要に応じて公社が担う役割（県内市町村の下水道行政を支援する）と整合した目標指標を設定する。

なお、収益事業に係る市町村ニーズへの対応に係る目標値を設定する場合、県内シェア（同業業務のニーズある県内市町村に対する公社応需の割合）に係る目標設定が考えられる。

(2) 経営課題の識別

公社の運営評価において、県施策の推進や公社が取り組むべき事項として以下の評価が行われている。

(1) 県施策の推進について	
法人	当法人の設立目的は、岩手県及び県内市町村の下水道行政の支援である。施設の老朽化の進行、担当技術者の減少など自治体の下水道事業はますます厳しい状況にあり、社会的要請は設立当初よりも大きくなっている。 下水道事業は建設から維持管理・改築に移行し、市町村からの支援要請は建設・維持管理のみならず、ストックマネジメント計画策定、施設改築など多様化している。当法人の果たすべき役割は今後さらに大きく幅広くなっていくものと考えている。
所管部局	下水道公社は、県の下水道施設推進の一翼を担うために設立されたものであり、施設の長寿命化を見据えた効率的かつ適正な維持管理など、設立時に比べ公社の担う役割は増加していることから、県施策の推進や県内市町村からの要請に対する貢献が一層期待される。

IV 統括部署（総務部）の総合評価	
1 取り組むべきこと（指摘事項）	
法人	<p>現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。</p> <p>この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。</p>
所管部局1	<p>今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。</p>
所管部局2	<p>法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から、県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。</p>

出所：令和4年度岩手県出資等法人運営評価レポート個別法人編（令和4年9月 岩手県）

県出資等法人では、計画的な法人運営を行うため、経営目標（事業目標及び経営改善目標）の設定を含む中期経営計画を策定している。公社の中期経営計画では以下のような経営環境分析を行っている。

区分	環境要因	主な傾向	対応策
機会	下水道事業を取り巻く厳しい経営環境	下水道事業では効率的な事業運営が求められているため、当法人への要請が多くなると見込まれる。	当法人の持つ技術力とノウハウを活用し施設の管理や施設の整備を支援する。
	市町村の技術職員の減少	市町村では熟練職員が退職を迎え、後進にノウハウは伝承されず、技術職確保に支障が出てきている。	職員が少ない市町村への管理運営支援・施設整備支援を強化、継続していくとともに、市町村職員を対象とした研修等の充実を図る。
	下水道老朽化施設の増	多くの下水道施設で機械・電気設備が改築更新時期を迎えている。	機械・電気の専門職員を保有する当法人への施設整備の支援要請に対応する。
脅威	『10年概成』（令和8年度までの汚水処理施設概成）の要請	『10年概成』の取組みに伴い、新規整備事業量は減少しつつある。	収益事業の柱である下水道施設整備支援事業は経営安定化のために必要な事業であるため、市町村のニーズを把握し新規メニューを開拓する。

区 分	環境要因	主 な 傾 向	対 応 策
強み	豊富な下水道維持管理経験に基づくノウハウ・有資格者のストック	長年にわたる流域下水道施設の維持管理経験により、水質管理・施設管理・機器管理等のノウハウを蓄積している	保有するノウハウ・有資格者を活用したエネルギー使用の合理化や効率的施設管理などの技術的な支援を継続する。 今後の事業展開を見据え新たに必要となる資格者の育成に取り組む。
	多くの下水道設計積算・監督の受託実績に基づく技術とノウハウを保有	通常の整備・改築に関する知識と経験のほか、災害への対応に関するノウハウも蓄積している。	知識と経験を活かして、計画的な整備・改築と災害発生時の迅速な復旧を支援する
	設備管理システム等の独自技術を保有	下水道設備台帳として当法人の設備管理システムを採用する市町村が増えてきている	このシステムを活用し下水道施設を計画的かつ効率的に管理するストックマネジメントを市町村に提案する。
弱み	今後の事業量の変化に対応できる体制の確保が課題	処理場管理支援、施設整備支援（改築）などにおいて、新たな需要に柔軟に対応できる体制づくりが課題である。	従来型業務の見直しにより業務の効率化を図るとともに、適正な職員数を確保していく
	プロパー職員は、マネジメント能力や行政的経験が十分ではないこと	職員の専門的な技術力は高いが、全体を俯瞰したマネジメントや調整、行政的な判断力が不足している。	県派遣職員による、行政的視点からのマネジメント方法の指導や、行政的な判断力を育成する

出所：県出資等法人に係る中期経営計画（令和元年度～令和4年度）

また、公社職員に係る年代別職種別の業務経験年数の状況（令和4年4月1日現在）は以下のとおりである。

（単位：人）

経験年数	20代		30代		40代		50代		合計
	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	
0～5年	1	1							2
6～10年			2			1			3
11～15年			1						1
16～20年									
21年～					8		3	1	12
計	1	1	3		8	1	3	1	18

出所：公社作成資料

（注）県派遣職員を除く

【現状の問題点（意見）】

公社の経営環境分析を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

内部環境		強み	弱み
外部環境		県下水道事業に係る豊富なノウハウと経験の蓄積	人的体制の脆弱化
機会	県内市町村ニーズの増大	【積極戦略】 事業収益の増加が見込まれるため、これに対応する計画策定が求められる。	【改善戦略】 公社の強みを維持・発揮するためには、人的体制の充実化が不可欠であり、特に若手技術職員の充実化を図るための計画策定が求められる。
		<中期経営計画上の課題> 対応策が示されているものの、定性的な内容に限られ、財務数値に反映されておらず、計画の実効性に乏しい。	<中期経営計画上の課題> 「計画的な職員採用」を掲げているものの、計画期間の職員構成（人員計画）に大きな変化なく、改善の実効性に乏しい。
脅威	業務量の縮小（整備事業減、民間活用推進）	【差別化戦略】 民間との差別化を図るための具体策を反映した中期経営計画策定が求められる。	【撤退戦略】 公社事業の多くが県受託業務（特命随意契約）であり、民間競争が生じた場合、公社の存続に関わる問題が生じ得る。
		<中期経営計画上の課題> 民間競争を意識した差別化の具体策が不明確である。	<中期経営計画上の課題> 公社に係る重要な事業リスクでありながら、中期経営計画書に明記されていない。

公社が分析した「機会」と「弱み」を踏まえると、公社には様々な「機会」がありながら、これに応えるための人的体制が十分ではない「弱み」が阻害要因となっているため、県施策の推進に向けて、公社の改善策に取り組む必要がある、という経営課題が考えられる。このような経営課題への対応状況が問題となる。

この点につき、公社の説明によると、内部環境分析「弱み」は、仮に多くの要請があった場合、現体制では対応困難であるとしているものであり、実際に多くの要請があり、現状、これに応えることができていないというものではない、とのことである。

しかし、個別検出事項「6（1）事業目的と目標設定の整合性」に記載のとおり、公社の事業目標の1つに掲げられている「要請対応率 100%」が公社の事業目的である県内市町村の下水道行政の支援と不整合が生じている印象は否めないため、県内市町村ニーズに対して公社が期待役割を十分に果たしているかどうかは公社の経営課題と考えられる。このような経営課題の識別や公社の経営改善策・取組成果が経営計画や運営評価上、明らかではないため、公社の運営評価に反映されているといえるか疑問である。

【解決の方向性】

公社の経営環境分析に基づく経営課題の識別を念頭に、県施策の推進における公社の期待役割の発揮状況を評価し、県出資等法人運営評価の実効性の向上を図る。

また、県施策の推進や県内市町村からの要請に対する貢献が一層期待されるものの、公社単独による対処が難しい場合、民間との連携手法を検討する。

(3)派遣職員の人件費負担

県が公社に派遣している職員の状況（令和3年度）は以下のとおりである。

公社の配置 部署	派遣職員 数（人）	県が給与支給 する者（人）	公社における従業務の内容
事務局長兼 技師長	1	1	法人管理運営全般
工務課	2	1	収益事業（専従1名、流域下水道 管理運営支援と兼務1名）
業務課	3	3	流域下水道管理運営支援（専従）
計	6	5	

出所：下水環境課作成資料

派遣職員に関する県の説明は以下のとおりである。

- 派遣職員6名のうち、県が給与支給する者は5名で、県の人件費負担額は総額33,723千円（令和3年度）である。
- 県派遣職員における、通勤手当、超過勤務手当等の実費弁償的な手当及び共済費は派遣先（公社）が負担し、それ以外の部分（給与、期末勤勉手当等の諸手当）を派遣元（県）が負担しているが、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき適切なものである。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）では、派遣職員が専ら派遣先の業務に従事することから、原則として、地方公共団体は派遣職員にはその派遣期間中の給与を支給しないものとされている。

（派遣職員の給与）

第6条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

出所：派遣法

【現状の問題点（意見）】

県が給与支給する派遣職員 5 名のうち、2 名（事務局長兼技師長、工務課）については業務課 3 名と異なり、県受託業務に専従している実態を確認できない。派遣元である県が派遣職員の人件費を負担するのは例外的取扱いであるから、県の人件費負担の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点からいずれも派遣法第 6 条第 2 項に該当するため、県が人件費負担することは適切である、とのことである。

- ▶ 事務局長兼技師長の従事業務は、事業の総合調整等の業務を通じ、県と公社の事業連携を図っているものであること
- ▶ 工務課では流域下水道施設管理運営支援業務のほかに収益事業を行っているが、工務課派遣職員は管理職として流域下水道施設管理運営支援業務における行政マネジメントの技術移転に関わっていること
- ▶ 当該派遣職員の人件費を県が負担することに問題ない点は県出資等法人管理の所管課（行政経営推進課）の確認を受けていること

しかし、以下の点を考慮すると、公社への派遣職員の人件費負担が派遣法の例外規定に該当するといえるか疑問である。

- ▶ 公社の事業活動は県受託業務のみならず、収益事業も実施しているため、公社の法人管理運営全般を担う事務局長兼技師長の業務すべてを派遣法第 6 条第 2 項に該当する業務といえるか疑問であること
- ▶ 公社職員の業務従事記録を集計した業務量調査集計表（公社作成）によると、工務課派遣職員は収益事業の業務実態があること

【解決の方向性】

派遣職員の業務従事実態を考慮し、派遣職員の人件費負担の適否を検討する。

(4) 区分経理の適切性

公益財団法人は、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の 3 つに区分経理することとされている（公益認定等ガイドライン I 18 (2)）。公社における区分経理の状況（令和 3 年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
流域下水道管理運営支援受託収益	131,868		41,660	173,527
公共下水道管理運営支援受託収益	17,259			17,259
公共下水道施設整備事業収益		54,170		54,170
アセットマネジメント事業収益		41,817		41,817
その他	7,066	10,247	5	17,318
経常収益	156,193	106,233	41,665	304,091

	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
給料（事業費）	38,703	23,002		61,705
職員手当等（事業費）	19,805	11,642		31,447
共済費（事業費）	16,748	10,519		27,267
機器補修費（事業費）	41,109			41,109
その他（事業費）	65,064	30,964		96,028
管理費			43,992	43,992
経常費用	181,429	76,127	43,992	301,548
当期経常増減額	△ 25,236	30,106	△ 2,327	2,542
当期経常外増減額		66	500	566
他会計振替額	17,160	△ 19,059	1,899	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 8,076	11,113	72	3,109
法人税、住民税及び事業税		3,774	72	3,846
当期一般正味財産増減額	△ 8,076	7,339	0	△ 737

出所：正味財産増減計算書内訳表

経常収益科目に係る区分経理について、以下の説明がなされている。

問VI - 1 - ②(公益目的事業財産)

法人の管理費の財源はどこに求めたらよいのでしょうか。またその経理方法はどうすればよいのでしょうか。

(中略)

2 事業費に配賦してもなお残る管理費（一般管理費）については、財源となりうる収入源としては、寄附金、補助金、収益事業等からの利益、会費収入、管理費に充てるものとして合理的な範囲で保有し特定資産に計上する金融資産からの運用益が考えられます。（中略）また、公益目的事業しか行わない法人については、用途の定めがなく受け入れた寄附金や公益目的事業に係る対価収入から、適正な範囲で管理費に割り振ることが可能です（問VI-1-③参照）。

3 公益法人は事業ごとの区分経理の方法として、原則として、公益目的事業に関する会計（公益目的事業会計）、収益事業等に関する会計（収益事業等会計）、管理業務に関する会計（法人会計）の3つに会計を区分したものを損益計算書の内訳表で表示していただくことにしていますが（公益法人会計基準の運用指針13 様式2-3）、寄附金、会費収入、財産運用益等を管理費に充当する場合には、管理業務に係る会計（法人会計）の経常収益に直接計上するようにして下さい。（中略）

問VI - 2 - ④(区分経理)

(中略)

3 ご質問のうち、他の会計区分における収益についての取扱いはその科目により異なります。例えば、会費収入など法人内のルールにより、会計区分への配賦の基準が決まっている場合には、振替ではなく、直接各会計の経常収益区分に計上することとなります。

4 各事業対価収入のほか、各事業に発生する収益については直接内訳表の経常収益区分に計上することになりますが、法人に共通的に発生する可能性のある収益科目については、例えば以下の（表1）に示した方法によることとなります。

（表1）直接区分の基準

経常収益科目	配賦方法
寄付金収入	用途の定めにより配賦。なお、公益目的事業のみを実施する法人は、一部を合理的な範囲で管理費の不足相当分に配賦することができる。
補助金収入	用途の定めにより配賦
会費収入	・徴収に当たり用途を定めた場合には用途の定めにより配賦 ・用途の定めのないものは50%を公益目的事業に配賦
財産運用益	・資産の区分方法に従う。
公益目的事業対価収入	公益目的事業のみを実施する法人は、一部を合理的な範囲で管理費の不足相当分に配賦することができる。

出所：「公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）」（令和4年9月版 内閣府）

【現状の問題点（指摘）】

流域下水道管理運営支援受託収益が公益目的事業会計と法人会計に分割計上されているため、区分経理の適否が問題となる。

これに関連し、県の説明によると、流域下水道管理運営支援受託収益は県が公社に委託した業務であり、団体補助の性質を有するものではない、とのことである。また、公社の説明によると、以下の点から区分経理として適切である、とのことである。

- 「寄附金、会費収入、財産運用益等を管理費に充当する場合には、管理業務に係る会計（法人会計）の経常収益に直接計上する」（問VI-1-② 答3）や「例えば、会費収入など法人内のルールにより、会計区分への配賦の基準が決まっている場合には、振替ではなく、直接各会計の経常収益区分に計上する」（問VI-2-④ 答3）に準拠し、流域下水道施設管理運営支援受託収益のうち総務費相当額を法人会計区分の収益としていること
- 流域下水道施設管理運営支援事業の総務費は、法人会計の管理費へ計上しているが、法人会計への受託収益計上については、公益法人移行認定申請にあたり、公認会計士の確認を受けた上で進めたものであること
- 公益目的事業のみ実施する法人に限らず、収益事業も実施する公社のケースにおいても、公益目的事業対価収入の一部を法人会計に配賦する区分経理の仕方で問題ない旨、全国公益法人協会の公認会計士の確認を受けていること

しかし、以下の点を考慮すれば、流域下水道管理運営支援受託収益の一部を法人会計に収益計上するのは区分経理として疑義がある。

- 団体補助ではなく受託収益であるのなら、何らかの事業に係る収益と考えられるため、法人会計の収益と整理することの合理性に疑問があること

- ▶ 公社が受託収益の区分経理の根拠としている公益法人制度等に関するよくある質問(FAQ)は公益目的事業のみを実施する法人を前提としたものである。公社は公益目的事業と収益事業を実施しているため、公社が受託収益の区分経理の根拠としているものは公社には該当しないと考えられること
- ▶ 公益認定等審議会では、法人からの提出資料をもとに審議し、公益法人として必要とされている基準を満たしていることの確認等のうえ、公益法人認定するものであって、公社における収益の区分経理方法を含む申請書に記載された全ての事項、取扱い等に係る適切性を保証する性格のものではないこと

【解決の方向性】

公社事業は公益目的事業と収益事業等を実施していることに留意し、流域下水道管理運営支援受託収益は全て公益目的事業会計として収益計上する。

また、法人会計に公益目的事業に係る事業費が含まれる場合、公益目的事業の経理区分に直接計上する。

II 持続可能性の確保と県民への説明責任

県において、人口減少時代に適合した施策展開の必要性が示されている。

(人口減少の与える影響と人口減少時代に適合した施策展開の必要性)

これらの要因等により、本県では今後においても年間1万人以上の人口減少が続く可能性が見込まれており、全国と同様に厳しい人口減少局面に直面している。出生率の低下等に伴う人口減少の影響は中長期的に続く見込まれ、その結果、地域社会の活力の低下や生業のなり手不足等という形でそれぞれの地域においても顕在化してくることが見込まれる。また、今後の行政サービスの提供にあたって、県民の生命や健康、そして学びなどの生活に直結する県立病院や県立高等学校については、人口減少の影響が受診患者数の減少や生徒数の減少という形で表れることにより、提供体制のあり方そのものの課題が生じる可能性がある。

それぞれの地域社会や産業、行政サービスの提供のあり方に中長期的な影響が見込まれる中であっても、将来にわたって希望ある岩手を実現していくためには、人口減少対策の強化のほか、国の諸制度の見直しの実現も含めて行政サービスの提供体制をどのように人口減少時代に適合させ、本県の強みを活かしてより質の高い行政サービスを提供していくかという攻めの施策を展開していく姿勢が必要となってくる。

あわせて、人口減少に伴う地方税収や地方交付税の減少などの行財政運営にあたっての諸課題も顕在化する可能性があり、これらの課題に遺漏なく対応するため、持続可能な行財政基盤の構築が必要となってくる。

出所: 持続可能で希望ある岩手を実現するための行財政改革に関する報告書(令和4年9月 岩手県)

県下水道事業においても、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来、職員数の減少による執行体制の脆弱化等により、その経営環境は厳しさを増しており、持続可能性の確保に向けた施策展開が求められているといえよう。

一方、個別検出事項を踏まえた包括外部監査人の問題認識は以下のとおりである。

包括外部監査人の問題認識	関連する個別検出事項
県下水道事業に係る持続可能性の確保に向けた経営基盤を構築する必要がある。	2 (1) 持続可能性の検証 2 (2) 持続可能な人員計画の検証 2 (5) 経営戦略の適時更新 5 (2) 長期的収支見通しの開示
抜本的な改革への取組を推進する必要がある。	2 (3) 民間的経営手法の活用 2 (4) 地方公営企業法の適用範囲 5 (3) 広域化・共同化推進による合理化の余地 6 (2) 経営課題の識別

このような問題認識を踏まえ、県は以下に示す「経営能力を発揮するための人的体制の整備」と「経営形態のあり方の検討」を行い、県民の視点に立った更なる説明責任を果たす必要があると考える。

	従来	今後
経営環境	使用水量の増加 施設の新設・拡張 事業増加に対応した職員配置	使用水量の減少 施設の老朽化・更新投資の増加 技術職員の減少
経営上の課題	普及率の向上	最適化と建設運営の効率化 組織運営の合理化・規模の適正化
求められる経営能力	新設・拡張事業の計画的な執行	採算確保の厳しい条件下での効率的な事業経営
人的体制	他の公共事業（インフラ整備）と大きな違いはなく、知事部局内の人事交流で対応可能。	事業特性を理解し、他の事業者と連携しながら事業目的を達成する体制 (経営能力を発揮するための人的体制の整備)
組織（経営形態）	特別会計から地方公営企業法の一部適用（令和2年度）	企業局との組織統合による地方公営企業法の全部適用が望ましい (経営形態のあり方の検討)

添付資料 1. 広域化・共同化計画

1. はじめに

(1) 策定の趣旨

汚水処理については、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められているところです。

このような中、事業運営の効率化を図り、持続可能な事業運営を確保していくためには各汚水処理事業体としての経営改善はもとより、地域や市町村の枠を超えた施設の広域化や維持管理の共同化など、スケールメリットや相互連携を生かした取組が有効とされており、国から都道府県構想の一部として広域化・共同化計画を策定するよう要請（平成 30 年 1 月 17 日付 4 省通知）されています。

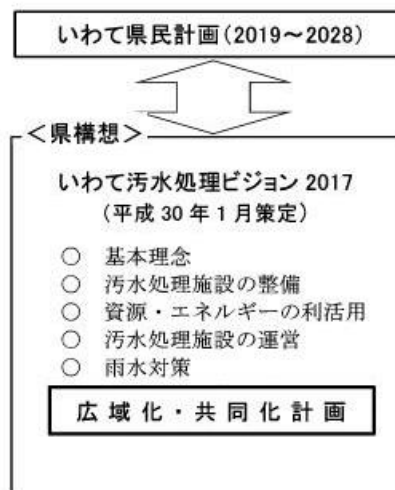
本県では平成 30 年度から、県の行政区分（広域振興局及び行政センター）、流域下水道の処理区分、維持管理、現行事業及び地形等に基づき県内を 8 ブロックに分け、広域化・共同化の具体的な取組の検討を重ねてきたところであり、汚水処理事業の持続可能な事業運営を推進するための広域的な取組方針として岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。



(2) 計画の位置付け

本県では、汚水処理施設の整備目標や普及促進等を定めた、「いわて汚水処理ビジョン 2017」を平成 30 年 1 月に策定しており、本計画は同ビジョンの一部として位置付けるものです。

また、「いわて県民計画（2019～2028）」と整合・調和を図りながら推進する計画です。



2. 汚水処理事業の現状と課題

(1) 施設における現状と課題

- 令和2年度末時点の処理場数は178箇所あり、このうち農業集落排水事業に係る処理場は104箇所と約58%を占めています。
- 供用年数（基準年：令和2年度）が20年以上の処理場の割合は55%と半数以上あり、機械電気設備を中心として更新需要が到来しています。
- 各下水道処理場の平均稼働率^{※1}には幅があり、余力を有する施設も見られます。

【課題】

- ・ 施設の老朽化や耐用年数^{※3}の到来に対応した修繕や改築更新への備えが必要
- ・ 汚水量の減少や施設稼働率を見据えた設備の有効活用の検討が必要

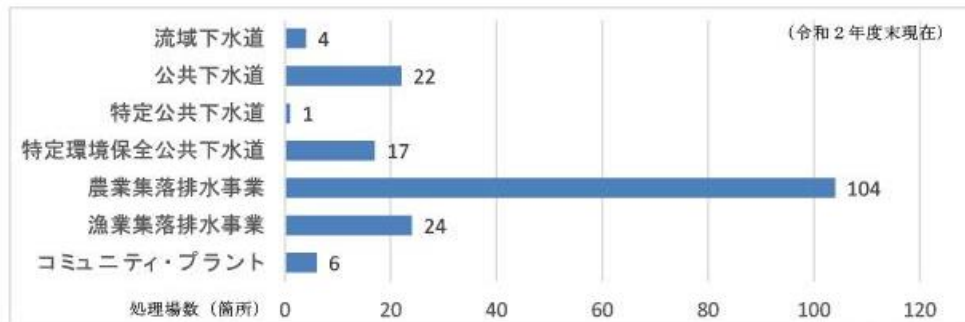


図1 岩手県内の処理場数

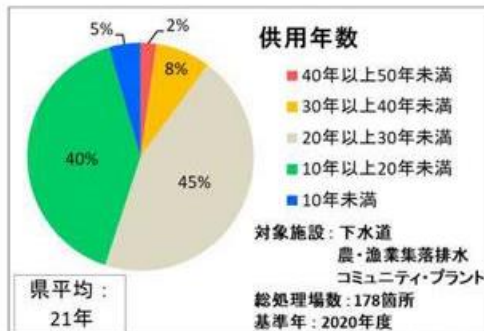


図2 県内の供用年数別処理場数割合

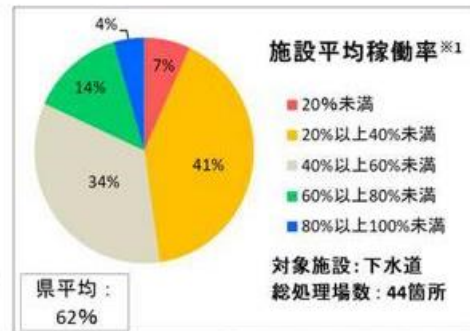


図3 県内の施設平均稼働率別処理場数割合

※1 施設平均稼働率(%) = 晴天時平均処理水量 (m³/日) / 晴天時処理能力^{※2} (m³/日)

※2 処理能力の設計では一般に設計指針に基づき日最大計画汚水量と日平均計画汚水量の比(1:0.7~0.8)を考慮し設定

※3 標準耐用年数：機械設備8年~35年、電気設備7年~20年

(2) 体制における現状と課題

- 多くの市町村において下水道職員数が減少傾向にあり、平成 22 年度から令和 2 年度の 10 年間で約 2 割減少しています。地域別に見ると県南広域振興局管内での減少傾向が強くなっています。
- 下水道職員数が 5 人以下の市町村の割合は 64% と少人数体制の組織が多くなっています。
- 下水道職員数が 1～2 名の市町村の割合は、平成 22 年度から令和 2 年度の 10 年間で約 1 割増加しており、その市町村の半数では職員が下水道と上水道を兼務しています。

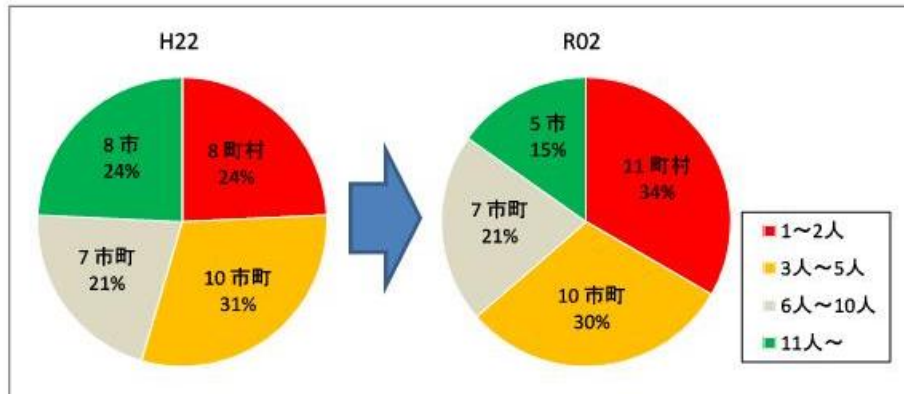
【課題】

- ・ 下水道職員数の減少に伴う組織力の低下への対応が必要
- ・ 少人数体制の組織が多いため、各専門分野レベルでの技術の継承が難しい
- ・ 今後の施設更新や耐震化・耐水化対策に向けた人材確保が必要
- ・ 危機管理への体制確保が必要



出典：平成 22 年度及び令和 2 年度岩手県調査値

図 4 県全体及び管内別の下水道職員数



出典：平成 22 年度及び令和 2 年度岩手県調査値

図 5 人数ランク別の下水道職員数割合の変化

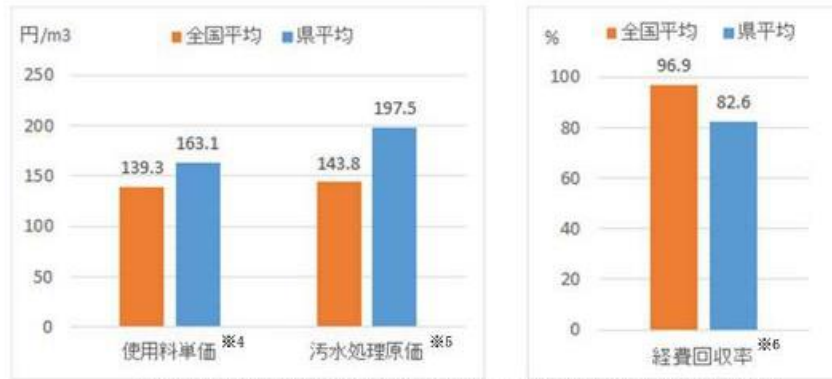
(3) 経営における現状と課題

- 使用料単価及び汚水処理原価は、全国平均と比較して高い水準にあります。
- 汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す経費回収率は、82.6%と100%を下回っており、全国平均の96.9%よりも低い水準となっています。
- 市町村別に見ると、経費回収率100%以上の市町村は4市町のみであり、県内市町村の大半が経費回収率100%未満となっています。
- 年間処理水量が少ないほど水量当たりの処理場維持管理費は高くなる傾向があります。
- 人口減少に伴う使用料収入の減少により、経費回収率の低下が見込まれます。

【課題】

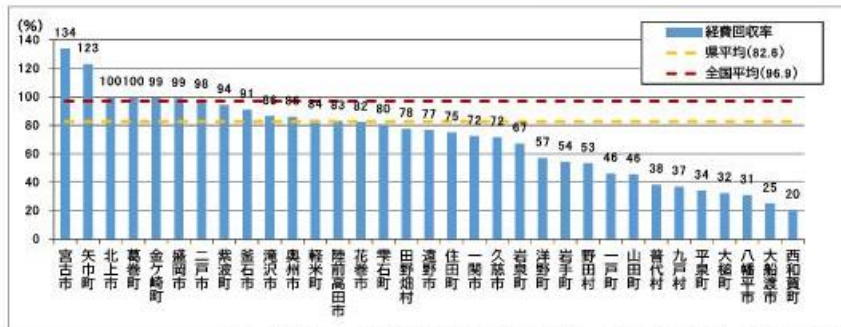
- ・ 汚水処理原価に見合った使用料単価の見直しが必要 **収入**
- ・ 人口減少に伴う使用料収入の減少を見据えた対応が必要 **収入・支出**
- ・ 業務の効率化やコスト縮減など経費回収率の向上に向けた更なる取組が必要 **収入・支出**

(**収入**：収入に関する課題、**支出**：支出に関する課題)



出典：平成29～31年度地方公営企業年鑑（対象事業：公共・特環・農集・漁集、3か年平均）

図6 使用料単価、汚水処理原価及び経費回収率の全国との比較



出典：平成29～31年度地方公営企業年鑑（対象事業：公共・特環・農集・漁集、3か年平均）

図7 市町村別の経費回収率

※4 使用料単価 (円/m³) = 使用料収入 (円/年) / 年間有収水量 (m³/年)

※5 汚水処理原価 (円/m³) = 汚水処理費 (円/年) ※7 / 年間有収水量 (m³/年)

※6 経費回収率 (%) = 使用料収入 (円/年) / 汚水処理費 (円/年)

※7 汚水処理費 (円/年) : 汚水処理に係る維持管理費+資本費※8 (一般会計が負担すべき経費を除く)

※8 汚水処理に係る資本費 : (法適用) 企業債利息、減価償却費他、(法非適用) 地方債利息、地方債償還金他

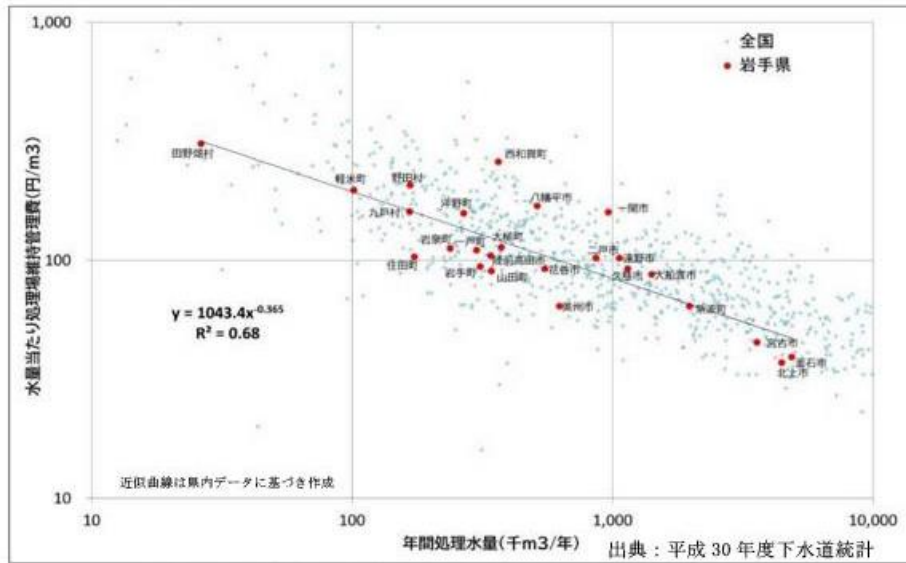


図8 年間処理水量と水量当たり処理場維持管理費の関係

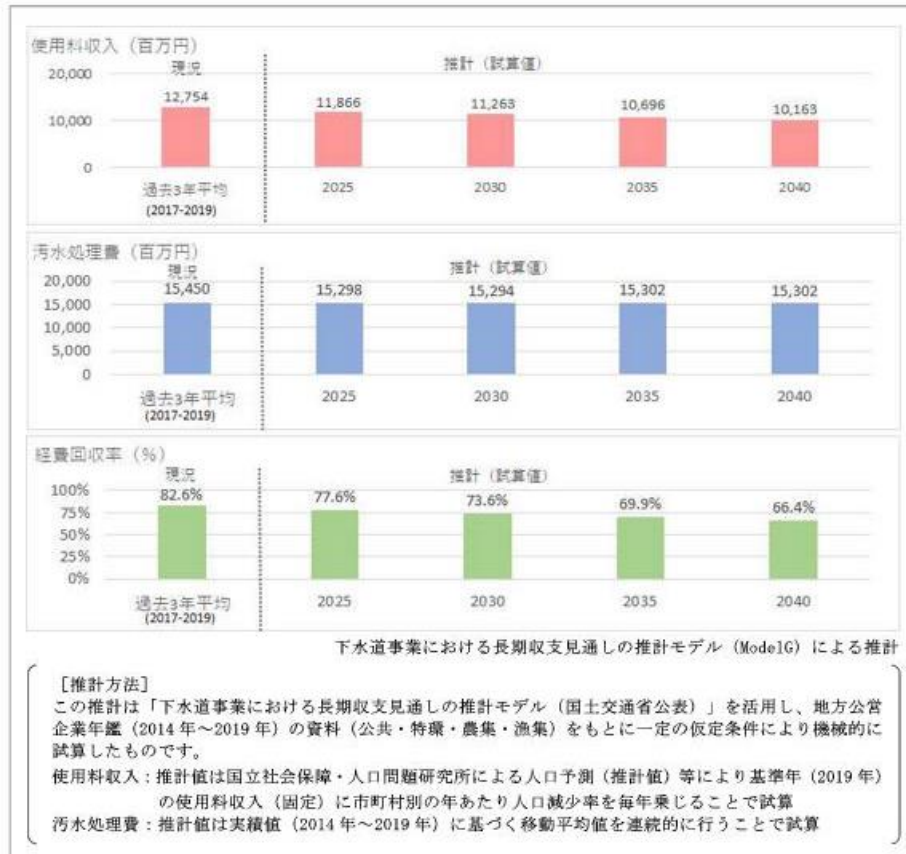


図9 使用料収入、汚水処理費及び経費回収率の将来推計

3. 広域化・共同化計画の取組方針

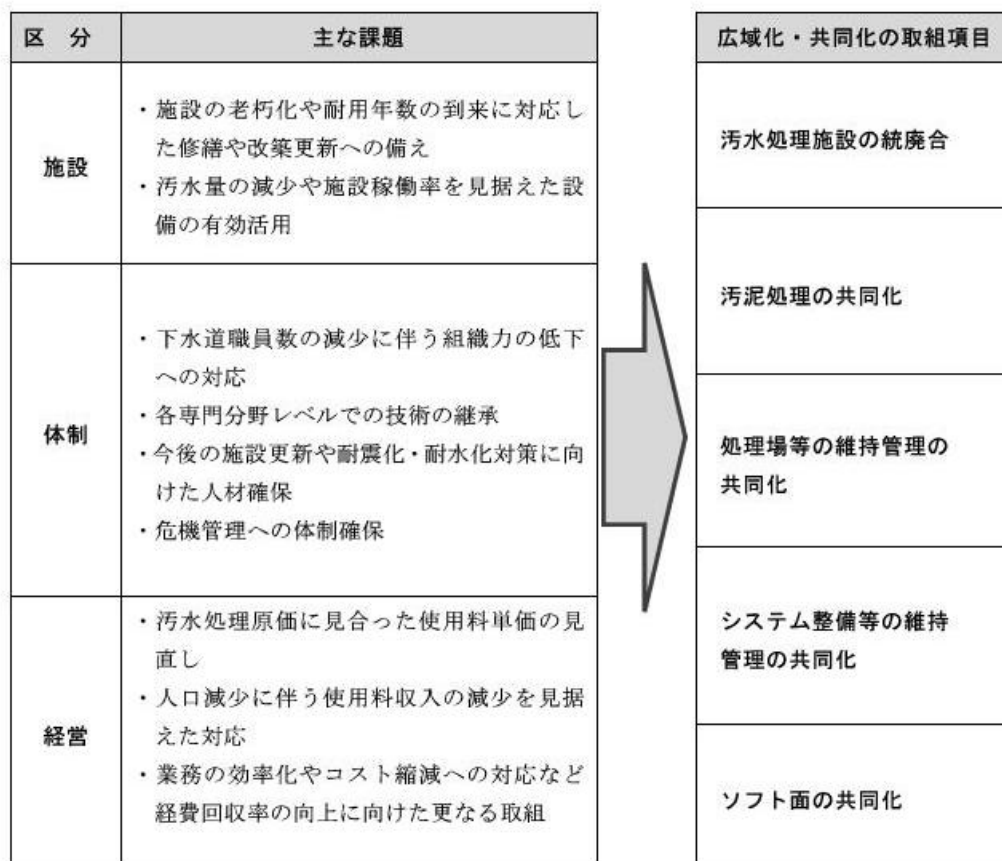
汚水処理事業の経営環境は厳しさを増しており、将来にわたり持続的な運営が図られるよう、より効率的な施設計画や維持管理が求められています。

特に、汚水処理施設に対する改築更新需要が高まるなか、人口減少等に伴う使用料収入の減少が見込まれるため、長期的な視野を持った取組が必要であり、統廃合なども視野に適切な施設管理を進めていく必要があります。

このことを踏まえ、「汚水処理施設の統廃合」、「汚泥処理の共同化」により、汚水量の減少や施設稼働率の状況を見据えた設備の有効活用を推進するとともに、「処理場等の維持管理の共同化」、「システム整備等の維持管理の共同化」により、効率的な維持管理に取り組みます。

また、職員数の減少に伴う組織力の低下や各専門分野での技術の継承を確保するため、人材育成などの「ソフト面の共同化」に取り組みます。

県としては、広域連携による取組を希望する事業者同士の具体的な連携が実現するよう調整していきます。



4. 広域化・共同化計画の具体的な取組

汚水処理事業の経営改善に向けては、維持管理費の縮減や施設更新費用の低減が重要となります。特に汚水処理場の維持管理費や施設更新費用は、費用全体の中で大きなウェイトを占めているため、汚水処理場の統廃合を進めることは、経営改善に繋がっていきます。

このため汚水処理場を多数抱える市町村では、自治体内の汚水処理場の統廃合を優先的に取り組むこととします。また、近隣汚水処理施設との物理的距離や地形的制約によってハード的な連携が難しい市町村では、汚水処理場等やシステム整備等の維持管理の共同化を推進します。

県では、流域下水道を基幹とした効率的な統廃合を推進するとともに、経営基盤強化の参考となる情報収集・提供や先進事例の紹介等を通じて、各事業者の課題解決に向けた取組を支援していきます。

	取組項目	主な内容															
①	汚水処理施設の統廃合	農業集落排水から公共下水道への接続や農業集落排水間の接続等による処理場の統廃合に取り組む  <table border="1" data-bbox="837 806 1220 1086"> <caption>計画処理場数(箇所)の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>下水道</th> <th>農業</th> <th>農業集落排水</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現状 2020年度 (R2年度)</td> <td>44</td> <td>104</td> <td>24</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>将来計画 2052年度 (R34年度)</td> <td>42</td> <td>41</td> <td>23</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table>	年度	下水道	農業	農業集落排水	合計	現状 2020年度 (R2年度)	44	104	24	178	将来計画 2052年度 (R34年度)	42	41	23	109
年度	下水道	農業	農業集落排水	合計													
現状 2020年度 (R2年度)	44	104	24	178													
将来計画 2052年度 (R34年度)	42	41	23	109													
②	汚泥処理の共同化	移動脱水車の共同運用や汚泥の集約運搬処理等、効率的な汚泥処理に取り組む															
③	処理場等の維持管理の共同化	処理場・ポンプ場の維持管理業務の共同発注等に取り組む															
④	システム整備等の維持管理の共同化	管路・設備台帳システム、ストックマネジメント計画の共同発注等に取り組む															
⑤	ソフト面の共同化	職員研修等の人材育成や災害時対応を見据えた防災訓練等に取り組む															

① 汚水処理施設の統廃合

広域圏	広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー (汚水処理施設の統廃合)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
				~2022 (~R4)	短期	中期	長期
					2023~2027 (R5~R9)	2028~2032 (R10~R14)	2033~2052 (R15~R34)
県央	盛岡市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	太田(農集) →都南(流域)		接続検討		
			乙部(農集) →都南(流域)		接続検討		
			太田第二(農集) →都南(流域)		接続検討		
			上飯岡(農集) →都南(流域)		接続検討		
			下飯岡(農集) →都南(流域)		接続検討		
			乙部第二(農集) →都南(流域)		接続検討		
			巻堀(農集) →都南(流域)		接続検討		
			八幡平市	農業集落排水施設の統廃合	寄木(農集) →田頭・平笠(農集)		
			寺田(農集) →平館・寺田南(農集)		協議調整 接続工事 供用開始		
		公共下水道と農業集落排水との統廃合	平館・寺田南(農集) →西根(公共)			協議調整	接続工事 供用開始
	雫石町	公共下水道と農業集落排水との統廃合	安庭(農集) →都南(流域)		協議調整		接続工事 供用開始
			駒木野(農集) →都南(流域)		協議調整 接続工事 供用開始		
			中島(農集) →都南(流域)			協議調整 接続工事 供用開始	
	葛巻町	農業集落排水施設の統廃合	四日市(農集) →葛巻(農集)		協議調整		接続工事 供用開始
	紫波町	公共下水道と農業集落排水との統廃合	上平沢(農集) →紫波(公共)				協議調整 接続工事 供用開始
			山王海(農集) →紫波(公共)				協議調整 接続工事 供用開始
	矢巾町	公共下水道と農業集落排水との統廃合	間野々(農集) →都南(流域)				協議調整 接続工事 供用開始
			下赤林(農集) →都南(流域)		接続工事 供用開始		
矢巾西郷(農集) →都南(流域)						協議調整 接続工事 供用開始	
不動(農集) →都南(流域)						協議調整 接続工事 供用開始	

接続検討：将来における施設統廃合の可能性(既存施設の改築、ダウンサイジング等を含む)を検討すること

協議調整：施設統廃合に係る各種協議、法手続き(財産処分、事業計画の変更等)を実施すること

接続工事：施設統廃合に係る接続設備(管路・ポンプ施設等)の工事を実施すること

供用開始：施設統廃合に係る接続設備(管路・ポンプ施設等)の供用を開始すること

広域圏	広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー (汚水処理施設の統廃合)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
				～2022 (～R4)	短期	中期	長期
					2023～2027 (R5～R9)	2028～2032 (R10～R14)	2033～2052 (R15～R34)
県南	花巻市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	長根(農集) →花北(流域)		接続検討		
			熊野(農集) →花北(流域)		接続検討		
			湯本南方(農集) →花北(流域)		接続検討		
			西南(農集) →花北(流域)		接続検討		
			三日堀(農集) →花北(流域)		接続検討		
			大北(農集) →花北(流域)		接続検討		
			八重畑(農集) →花北(流域)		接続検討		
		農業集落排水施設の統合	猪鼻(農集) →八重畑(農集)		接続検討		
	北上市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	蔵屋敷(農集) →花北(流域)	接続工事	接続工事 供用開始		
			鳩岡崎(農集) →花北(流域)		協議調整 接続工事 供用開始		
			飯豊(農集) →花北(流域)			協議調整 接続工事 供用開始	
			大堰川(農集) →花北(流域)			協議調整 接続工事	供用開始
			村上(農集) →花北(流域)			協議調整 接続工事 供用開始	
			滑田・藤根(農集) →花北(流域)		協議調整	接続工事 供用開始	
			元年(農集) →花北(流域)			協議調整	接続工事 供用開始
	一関市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	原前(農集) →花泉(特環)			協議調整 接続工事 供用開始	
		西黒沢(農集) →一関(流域)			協議調整 接続工事	供用開始	
	奥州市	公共下水道とコミュニティープラントとの統廃合	萩の森(コミプラ) →千厩(公共)	協議調整 接続工事 供用開始			
			増沢(農集) →胆江(流域)	接続工事 供用開始			
			高橋(農集) →胆江(流域)		協議調整 接続工事 供用開始		
			折居(農集) →胆江(流域)	協議調整	接続工事 供用開始		
			上島(農集) →胆江(流域)	接続工事 供用開始			
			上野(農集) →胆江(流域)	協議調整	接続工事 供用開始		
			二子町(農集) →胆江(流域)			協議調整	接続工事 供用開始
			稲置(農集) →前沢(公共)	接続工事 供用開始			
	岩堰(農集) →前沢(公共)		協議調整 接続工事	供用開始			

広域圏	広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー (汚水処理施設の統廃合)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール				
				~2022 (~R4)	短期	中期	長期	
					2023~2027 (R5~R9)	2028~2032 (R10~R14)	2033~2052 (R15~R34)	
県南	奥州市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	辻(農集) →胆江(流域)				協議調整 接続工事 供用開始	
			倉沢(農集) →胆江(流域)			協議調整	接続工事 供用開始	
		農業集落排水施設の統合	川西(農集) →倉沢(農集)	協議調整	接続工事 供用開始			
			石関(農集) →倉沢(農集)			協議調整	接続工事 供用開始	
			上三照(農集) →倉沢(農集)				協議調整 接続工事 供用開始	
			愛宕(農集) →供養塚(農集)				協議調整 接続工事 供用開始	
			供養塚(農集) →辻(農集)				協議調整 接続工事 供用開始	
			古城(農集) →折居(農集)	協議調整	接続工事 供用開始			
			吹張(農集) →上野(農集)	協議調整	接続工事 供用開始			
			六道・寺向(農集) →富田川西(農集)	協議調整	接続工事 供用開始			
	公共下水道とコミュニティープラントとの統廃合	真城が丘(コミプラ) →胆江(流域)		協議調整 接続工事 供用開始				
	西和賀町	公共下水道(特環)の統合	沢内(特環) →湯田(特環)				接続検討	
		公共下水道(特環)と農業集落排水との統廃合	北川舟(農集) →沢内(特環)				協議調整 接続工事 供用開始	
	金ヶ崎町	公共下水道と農業集落排水との統廃合	西郷(農集) →胆江(流域)		協議調整 接続工事 供用開始			
			北方(農集) →胆江(流域)		協議調整	接続工事 供用開始		
			三ヶ尻(農集) →胆江(流域)			協議調整 接続工事	接続工事 供用開始	
			永南(農集) →胆江(流域)				協議調整 接続工事 供用開始	
		農業集落排水施設の統合	下永沢(農集) →永南(農集)				協議調整 接続工事 供用開始	
沿岸	陸前高田市	公共下水道と農業集落排水との統廃合	下矢作(農集) →陸前高田(公共)		接続検討	協議調整 接続工事 供用開始		
	釜石市	公共下水道の統合	上平田(公共) →大平(公共)	協議調整	協議調整 接続工事	供用開始		
		公共下水道と農業集落排水との統廃合	栗林(農集) →鶴住居(公共)	接続工事 供用開始				
県北	久慈市	漁業集落排水施設の統合	田子の木(漁集) →横沼(漁集)				接続検討	
		公共下水道とコミュニティープラントとの統廃合	大川目(コミプラ) →久慈(公共)				接続検討	

②汚泥処理の共同化

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー(汚泥処理の共同化)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
			～2022(～R4)	短期	中期	長期
				2023～2027(R5～R9)	2028～2032(R10～R14)	2033～2052(R15～R34)
遠野市、釜石市、大槌町	汚泥脱水の共同化	【公共下水】処理場 ・遠野市：遠野(公共)、宮守(特環) ・釜石市：大平(公共)、鞆住居(公共) ・大槌町：大槌(公共)		・条件整理	・実施調整	・共同化の実施
大船渡市、陸前高田市、住田町	汚泥脱水の共同化	【公共下水・漁集排水】処理場 ・大船渡市：大船渡(公共)、根白(漁集)、小石浜(漁集)、千歳(漁集)、砂子浜(漁集)、崎浜(漁集) ・陸前高田市：高田(公共)、矢の浦(漁集)、広田(漁集) ・住田町：世田米(公共)		・実施調整	・共同処理の実施	
軽米町、九戸村、一戸町	汚泥脱水の共同化	【公共下水・農集排水】処理場 ・軽米町：軽米(特環) ・九戸村：九戸(特環)、戸田(農集) ・一戸町：一戸(公共)、奥中山(農集)		・条件整理	・実施調整	・共同化の実施
久慈市、野田村	汚泥脱水の共同化	【公共下水】処理場 ・久慈市：久慈(公共) ・野田村：野田(公共)		・条件整理	・実施調整	・共同化の実施

※市町村名は市町村コード順に記載

③処理場等の維持管理の共同化

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー(処理場等の維持管理の共同化)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
			～2022(～R4)	短期	中期	長期
				2023～2027(R5～R9)	2028～2032(R10～R14)	2033～2052(R15～R34)
遠野市、釜石市、大槌町	処理場等維持管理業務委託の共同発注	【公共下水・農集排水・漁集排水】処理場・ポンプ場・MP ・遠野市：遠野(公共)、沢田飯豊(農集) ・釜石市：大平(公共)、唐丹(漁集) ・大槌町：大槌(公共)、吉里吉里(漁集)		・実施調整	・共同発注の実施	
大船渡市、陸前高田市、住田町	処理場等維持管理業務委託の共同発注	【公共下水・漁集排水】処理場 ・大船渡市：根白(漁集)、小石浜(漁集)、千歳(漁集)、砂子浜(漁集)、崎浜(漁集) ・陸前高田市：高田(公共)、矢の浦(漁集)、広田(漁集) ・住田町：世田米(公共)		・実施調整	・共同発注の実施	
軽米町、九戸村、一戸町	処理場等維持管理業務委託の共同発注	【公共下水・農集排水】処理場・ポンプ場・MP ・軽米町：軽米(特環) ・九戸村：九戸(特環)、戸田(農集) ・一戸町：一戸(公共)、奥中山(農集)		・実施調整 ・先行自治体の共同発注の実施	・実施調整(対象拡大)	・共同発注の実施拡大

※市町村名は市町村コード順に記載

④システム整備等の維持管理の共同化

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー(システム整備等の維持管理の共同化)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
			～2022(～R4)	短期	中期	長期
				2023～2027(R5～R9)	2028～2032(R10～R14)	2033～2052(R15～R34)
奥州市、流域下水道(胆江処理区)	ストックマネジメント計画策定の共同化	【公共下水道】処理場・ポンプ場・MP・管路 ・奥州市:前沢(公共) ・流域下水道(胆江処理区)			・実施調整	・計画の共同策定
花巻市、北上市、流域下水道(花北処理区)	ストックマネジメント計画策定の共同化	【公共下水道】処理場・ポンプ場・MP・管路 ・花巻市:東和(公共)、大迫(特環) ・北上市:北上工業団地(特定) ・流域下水道(花北処理区)			・実施調整	・計画の共同策定
宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	ストックマネジメント計画策定の共同化	【公共下水道】処理場・ポンプ場・MP・管路 ・宮古市:宮古(公共)、田老(特環) ・山田町:クリエイトビュアふなこし(公共) ・岩泉町:岩泉(公共) ・田野畑村:田野畑(特環)			・実施調整	・計画の共同策定
軽米町、九戸村、一戸町	ストックマネジメント計画策定の共同化	【公共下水道】処理場・ポンプ場・MP・管路 ・軽米町:軽米(特環) ・九戸村:九戸(特環) ・一戸町:一戸(公共)			・実施調整	・計画の共同策定
軽米町、九戸村、一戸町	台帳システム整備・保守の共同発注	【公共下水道】処理場・ポンプ場・MP・管路 ・軽米町:軽米(特環) ・九戸村:九戸(特環) ・一戸町:一戸(公共)		・実施調整	・共同発注の実施	
二戸市、葛巻町、西和賀町、岩泉町、田野畑村、菅代村、軽米町、野田村、九戸村、一戸町	公営企業会計移行支援業務の共同発注	—	・実施調整 ・共同発注	・公営企業会計移行(運用)		
岩泉町、田野畑村、野田村、九戸村、洋野町	公営企業会計システムの共同発注	—	・実施調整 ・共同発注	・システム導入・稼働		

※市町村名は市町村コード順に記載

⑤ソフト面の共同化

広域化に関わる市町村、流域等	広域的な連携メニュー(ソフト面の共同化)	連携に関わる施設名等	メニューに対するスケジュール			
			～2022(～R4)	短期	中期	長期
				2023～2027(R5～R9)	2028～2032(R10～R14)	2033～2052(R15～R34)
盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	人材育成の共同化	-		・連絡調整組織設置 ・研修等実施		
花巻市、北上市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町	人材育成の共同化	-		・連絡調整組織設置 ・研修等実施		
一関市、平泉町	人材育成の共同化	-		・連絡調整組織設置 ・研修等実施		
一関市、平泉町	災害時対応の共同化	-		・災害対応の情報共有	・災害時合同訓練の実施	
宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	人材育成の共同化	-		・連絡調整組織設置 ・研修等実施		
遠野市、釜石市、大槌町	人材育成の共同化	-		・連絡調整組織設置 ・研修等実施		
大船渡市、陸前高田市、住田町	人材育成の共同化	-		・連絡調整組織設置 ・研修等実施		
二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	人材育成の共同化	-		・既存組織との連携 ・研修等実施		
軽米町、九戸村、一戸町	災害時対応の共同化	-		・災害対応の情報共有 ・下水道BCP計画の共有	・災害時合同訓練の実施	
久慈市、普代村、野田村、洋野町、	人材育成の共同化	-		・既存組織との連携 ・研修等実施		
久慈市、普代村、野田村、洋野町、	災害時対応の共同化	-		・災害対応の情報共有 ・下水道BCP計画の共有	・災害時合同訓練の実施	

※市町村名は市町村コード順に記載

5. 進捗管理

- 計画の実現に向け、県、市町村、関係団体が連携・協力の上、推進していきます。
- 計画に定めた具体的な取組（連携メニュー）については、毎年度の「いわて汚水処理ビジョン2017」の進行管理に併せて各市町村に進捗状況を確認し、PDCAサイクルによるマネジメントを機能させながら取組の実効性を高めていきます。
- 県は、情報収集・提供や先進事例の紹介等を市町村に行うとともに、汚水適正処理推進会議等の検討組織を活用しながら、各取組の課題解決を支援していきます。
- いわて汚水処理ビジョンの見直しと併せて、おおむね5年を目途に必要なに応じて計画の見直しを実施します。



図 11 PDCA イメージ図

出所：岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画（令和4年8月 岩手県）

添付資料 2. 社会資本総合整備計画

計画の名称	岩手県北上川流域の汚水処理の推進（防災・安全）【第3期】
計画の期間	令和02年度～令和06年度（5年間）
交付対象	岩手県
計画の目標	計画的な改築更新の実施により、適正な下水処理体制に万全を期す。
全体事業費	10,728百万円（都南5,296百万円、花北1,991百万円、胆江1,810百万円、一関1,631百万円）

■計画の成果目標（定量的指標）

	当初現況値 (R2当初)	中間目標値 (R4末)	最終目標値 (R6末)
管渠・ポンプ場・処理場におけるストックマネジメント計画策定率 ストックマネジメント計画策定済み施設数(箇所) / ストックマネジメント計画策定すべき施設数(管渠+ポンプ場+処理場) (箇所)	0%	94%	100%
処理場における改築更新実施率 改築更新に着手した設備数(箇所) / ストックマネジメント計画に基づき改築更新を実施すべき設備数(箇所)	0%	43%	100%

出所：社会資本総合整備計画（令和2年1月22日 岩手県）

添付資料 3. 社会資本総合整備計画 事後評価書

計画の名称	岩手県北上川流域の汚水処理の推進	
計画の期間	平成 27 年度～平成 29 年度 (3 年間)	
交付対象	岩手県	
計画の目標	下水道整備の推進により、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に寄与する。	
全体事業費	計画	5,756 百万円 (都南 2,106 百万円、花北 904 百万円、胆江 953 百万円、一関 1,778 百万円、基幹事業 15 百万円)
	実績	2,677 百万円 (都南 1,866 百万円、花北 246 百万円、胆江 386 百万円、一関 167 百万円、基幹事業 11 百万円)

■ 計画の成果目標 (定量的指標)

	当初現況値 (H27 当初)	中間目標値	最終目標値 (H29 末)
① 幹線管渠の整備率 幹線管渠の完了済み延長 (km) / 幹線管渠の築造を実施すべき延長 (km)	96%	-	97%
② 処理場の増設実施率 増設箇所数 (箇所) / 増設すべき箇所数 (水処理施設 (P 含) + 汚泥処理設備) (箇所)	0%	-	57%

2. 事業効果の発言状況、目標値の達成状況					
I 定量的指標に関連する交付対象事業の効果の発現状況		①幹線管渠の整備を進めることにより、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図ることができた。 ②適時適切な施設整備(増設)を進めることにより、処理場規模に応じた円滑な運転を実施することができた。			
II 定量的指標の達成状況	指標(①幹線管渠の整備率)	最終目標値	97%	目標値と実績値に差が出た要因	
			152,427m / 156,859m		
	最終実績値	98%			
		153,240m / 156,859m			
指標(②処理場の増設実施率)	最終目標値	57%	目標値と実績値に差が出た要因	関連市町村の面整備の進捗状況や今後の人口減少等を踏まえた処理場への流入汚水量の将来予測を見極めながら事業計画を見直したことによる。 特に多大な事業費を要する水処理施設及び汚泥処理施設の増設工事については、過大整備とならないよう適時適切な整備を図ったことによるもの。	
		4箇所 / 7箇所			
	最終実績値	29%			
			2箇所 / 7箇所		
III 定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況 (必要に応じて記述)		・北上川上流及び磐井川流域下水道処理区内の汚水処理人口普及率が 61.8% (H26 末) から 70.4% (H29 末) に増加した。			
3. 特記事項 (今後の方針等)					
・引き続き各事業を進めることにより、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に寄与する。					

出所：社会資本総合整備計画書 事後評価書 (令和元年 9 月 9 日 岩手県)

添付資料 4. 投資・財政計画（収支計画）

【都南処理区】

(単位:千円,%)

年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	2,105,335	2,019,369	2,259,649	2,268,365	2,280,586	2,289,411	2,288,513	2,288,441	2,284,054	2,275,912	2,271,535	2,268,666
	(1) 営 業 収 益 (B)	1,882,759	1,790,215	2,067,517	2,072,041	2,098,443	2,111,902	2,117,406	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533
	ア 料 金 収 入												
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	1,882,759	1,790,215	2,067,517	2,072,041	2,098,443	2,111,902	2,117,406	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533
	(2) 営 業 外 収 益 (D)	222,576	229,154	192,132	196,324	182,143	177,509	171,107	162,908	158,521	150,379	146,002	143,133
	ア 他 会 計 繰 入 金	147,434	153,268	113,715	119,842	105,661	101,027	94,625	86,426	82,039	73,897	69,520	66,651
	イ そ の 他	75,142	75,886	78,417	76,482	76,482	76,482	76,482	76,482	76,482	76,482	76,482	76,482
	2 総 費 用 (E)	2,201,848	1,842,026	1,913,125	2,035,307	2,042,037	2,047,373	2,045,159	2,043,352	2,046,849	2,040,108	2,034,534	2,028,925
	(1) 営 業 費 用 (F)	1,972,312	1,614,922	1,704,651	1,832,836	1,846,010	1,857,034	1,861,742	1,868,693	1,878,910	1,878,785	1,879,309	1,879,641
	ア 職 員 給 与 費	82,774	91,050	96,517	90,113	90,113	90,113	90,113	90,113	90,113	90,113	90,113	90,113
	イ そ の 他	1,889,538	1,523,872	1,608,134	1,742,723	1,755,897	1,766,921	1,771,629	1,778,580	1,788,797	1,788,672	1,789,196	1,789,528
	(2) 営 業 外 費 用 (G)	229,536	227,104	208,474	202,471	196,027	190,339	183,417	174,659	167,939	161,323	155,225	149,284
	ア 支 払 利 息	197,213	191,365	182,778	176,610	170,166	164,478	157,556	148,798	142,078	135,462	129,364	123,423
イ そ の 他	32,323	35,739	25,696	25,861	25,861	25,861	25,861	25,861	25,861	25,861	25,861	25,861	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 96,513	177,343	346,524	233,058	238,549	242,038	243,354	245,089	237,205	235,804	237,001	239,741	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,583,606	1,738,913	1,946,788	2,256,503	2,503,195	1,839,114	957,450	1,903,583	1,910,285	1,912,253	1,921,958	1,928,631
	(1) 地 方 債 償 還 金	301,565	368,186	376,323	392,600	451,700	322,500	156,000	335,100	335,100	335,100	335,100	335,100
	うち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	233,602	266,445	255,543	272,527	285,069	284,838	285,324	279,507	286,209	288,177	297,882	304,555
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	761,693	801,937	981,298	1,194,200	1,310,300	905,000	355,700	949,400	949,400	949,400	949,400	949,400
	(6) 工 事 負 担 金	282,470	298,069	329,348	392,900	451,850	322,500	156,150	335,300	335,300	335,300	335,300	335,300
	(7) そ の 他	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276	4,276
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,695,014	1,873,065	2,177,734	2,489,561	2,741,744	2,081,152	1,200,804	2,148,672	2,147,490	2,148,057	2,158,959	2,168,372
	(1) 建 設 改 良 費	1,240,969	1,392,805	1,687,951	1,980,000	2,214,000	1,550,000	668,000	1,620,000	1,620,000	1,620,000	1,620,000	1,620,000
	うち 職 員 給 与 費	26,964	20,677	31,532	26,391	26,391	26,391	26,391	26,391	26,391	26,391	26,391	26,391
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	454,045	480,260	489,783	509,561	527,744	531,152	532,804	528,672	527,490	528,057	538,959	548,372
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 111,408	△ 134,152	△ 230,946	△ 233,058	△ 238,549	△ 242,038	△ 243,354	△ 245,089	△ 237,205	△ 235,804	△ 237,001	△ 239,741	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 207,921	43,191	115,578										
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	650,553	442,632	485,823	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	442,632	485,823	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	601,401	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	175,400	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911	194,911	
実 質 収 支 黒 字 (P)	267,232	290,912	406,490	406,490	406,490	406,490	406,490	406,490	406,490	406,490	406,490	406,490	
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	79%	87%	94%	89%	89%	89%	89%	89%	89%	89%	88%	88%	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	1,882,759	1,790,215	2,067,517	2,072,041	2,098,443	2,111,902	2,117,406	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	1,929,258	1,882,759	1,790,215	2,067,517	2,072,041	2,098,443	2,111,902	2,117,406	2,125,533	2,125,533	2,125,533	2,125,533	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	10,191,543	10,082,925	9,975,715	9,858,754	9,782,710	9,574,058	9,197,254	9,003,682	8,811,292	8,618,335	8,414,476	8,201,204	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		147,434	153,268	113,715	119,842	105,661	101,027	94,625	86,426	82,039	73,897	69,520	66,651
	うち 基 準 内 繰 入 金	122,534	123,821	113,506	110,427	105,661	101,027	94,625	86,426	82,039	73,897	69,520	66,651
	うち 基 準 外 繰 入 金	24,900	29,447	209	9,415								
資本的収支分		233,602	266,445	255,543	272,527	285,069	284,838	285,324	279,507	286,209	288,177	297,882	304,555
	うち 基 準 内 繰 入 金	232,384	265,821	254,561	272,227	284,919	284,838	285,174	279,307	286,009	287,977	297,682	304,355
	うち 基 準 外 繰 入 金	1,218	624	982	300	150			150	200	200	200	200
合 計		381,036	419,713	369,258	392,369	390,730	385,865	379,949	365,933	368,248	362,074	367,402	371,206

【花北処理区】

(単位:千円,%)

区 分		年 度											
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	976,403	1,013,984	1,009,445	1,059,545	1,091,604	1,106,434	1,122,828	1,123,544	1,122,387	1,120,608	1,120,976	1,121,020
	(1) 営 業 収 益 (B)	939,137	968,198	970,910	1,026,990	1,058,389	1,077,182	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368
	ア 料 金 収 入												
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	939,137	968,198	970,910	1,026,990	1,058,389	1,077,182	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368
	(2) 営 業 外 収 益	37,266	45,786	38,535	32,555	33,215	29,252	26,460	27,176	26,019	24,240	24,608	24,652
	ア 他 会 計 繰 入 金	25,801	40,202	24,015	22,032	22,692	18,729	15,937	16,653	15,496	13,717	14,085	14,129
	イ そ の 他	11,465	5,584	14,520	10,523	10,523	10,523	10,523	10,523	10,523	10,523	10,523	10,523
	2 総 費 用 (D)	857,436	933,674	769,726	888,336	949,663	961,028	974,414	984,583	990,375	991,897	998,941	998,005
	(1) 営 業 費 用	758,191	839,782	683,373	809,912	876,366	891,957	907,874	920,343	929,243	933,718	943,098	943,781
	ア 職 員 給 与 費	57,736	50,844	33,433	47,338	47,338	47,338	47,338	47,338	47,338	47,338	47,338	47,338
	イ そ の 他	700,455	788,938	649,940	762,574	829,028	844,619	860,536	873,005	881,905	886,380	895,760	896,443
	(2) 営 業 外 費 用	99,245	93,892	86,353	78,424	73,297	69,071	66,540	64,240	61,132	58,179	55,843	54,224
	ア 支 払 利 息	83,980	78,281	71,771	66,201	61,074	56,848	54,317	52,017	48,909	45,956	43,620	42,001
	イ そ の 他	15,265	15,611	14,582	12,223	12,223	12,223	12,223	12,223	12,223	12,223	12,223	12,223
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	118,967	80,310	239,719	171,209	141,941	145,406	148,414	138,961	132,012	128,711	122,035	123,015	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	614,884	819,856	724,806	677,463	692,785	1,377,706	1,333,162	943,960	932,556	927,890	916,467	918,468
	(1) 地 方 債 債 償 還 金	119,128	107,274	129,279	114,400	125,200	226,600	232,200	164,000	164,000	164,000	164,000	164,000
	ア うち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	115,868	145,938	137,607	92,563	100,835	87,756	68,462	80,060	68,656	63,990	52,567	54,568
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	255,367	512,780	344,780	356,000	341,500	836,700	800,000	535,800	535,800	535,800	535,800	535,800
	(6) 工 事 負 担 金	124,521	53,864	113,140	114,500	125,250	226,650	232,500	164,100	164,100	164,100	164,100	164,100
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	729,087	1,136,978	884,691	848,672	834,726	1,523,112	1,481,576	1,082,921	1,064,568	1,056,601	1,038,502	1,041,483
	(1) 建 設 改 良 費	409,293	829,552	587,537	585,000	592,000	1,290,000	1,265,000	864,000	864,000	864,000	864,000	864,000
	ア うち 職 員 給 与 費	11,887	9,115	10,834	10,612	10,612	10,612	10,612	10,612	10,612	10,612	10,612	10,612
	(2) 地 方 債 債 還 金 (H)	319,794	307,426	297,154	263,672	242,726	233,112	216,576	218,921	200,568	192,601	174,502	177,483
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 114,203	△ 317,122	△ 159,885	△ 171,209	△ 141,941	△ 145,406	△ 148,414	△ 138,961	△ 132,012	△ 128,711	△ 122,035	△ 123,015	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	4,764	△ 236,812	79,834										
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)	321,994	326,758	89,946	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	326,758	89,946	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	169,780	
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	104,445	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512	7,512	
実 質 収 支 黒 字 (P)	222,313	82,434	162,268	162,268	162,268	162,268	162,268	162,268	162,268	162,268	162,268	162,268	
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	83%	82%	95%	92%	92%	93%	94%	93%	94%	95%	96%	95%	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	939,137	968,198	970,910	1,026,990	1,058,389	1,077,182	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	
地方財政法による ((R)/(S)×100) 資金不足の比率													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	937,648	939,137	968,198	970,910	1,026,990	1,058,389	1,077,182	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	1,096,368	
健全化法第22条により算定した ((T)/(V)×100) 資金不足比率													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	3,774,527	3,575,297	3,413,672	3,264,400	3,146,874	3,140,362	3,155,986	3,101,065	3,064,497	3,035,896	3,025,394	3,011,911	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度											
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		25,801	40,202	24,015	22,032	22,692	18,729	15,937	16,653	15,496	13,717	14,085	14,129
	うち 基 準 内 繰 入 金	13,860	26,358	23,806	17,582	22,692	18,729	15,937	16,653	15,496	13,717	14,085	14,129
	うち 基 準 外 繰 入 金	11,941	13,844	209	4,450								
資本的収支分		115,868	145,938	137,607	92,563	100,835	87,756	68,462	80,060	68,656	63,990	52,567	54,568
	うち 基 準 内 繰 入 金	115,861	145,865	137,269	92,463	100,785	87,706	68,162	79,960	68,556	63,890	52,467	54,468
	うち 基 準 外 繰 入 金	187	73	338	100	50	50	300	100	100	100	100	100
合 計		141,669	186,140	161,622	114,595	123,527	106,485	84,399	96,713	84,152	77,707	66,652	68,697

【胆江処理区】

(単位:千円,%)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
		前年度	本年度													
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	629,492	635,251	635,250	667,043	669,499	674,274	706,469	712,234	717,742	717,548	717,327	717,131			
	(1) 営 業 収 益 (B)	591,391	598,687	599,804	638,273	647,882	656,336	693,004	701,909	710,767	710,767	710,767	710,767			
	ア 料 金 収 入															
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
	ウ そ の 他	591,391	598,687	599,804	638,273	647,882	656,336	693,004	701,909	710,767	710,767	710,767	710,767			
	(2) 営 業 外 収 益	38,101	36,564	35,446	28,770	21,617	17,938	13,465	10,325	6,975	6,781	6,560	6,364			
	ア 他 会 計 繰 入 金	36,984	35,836	24,167	24,395	17,242	13,563	9,090	5,950	2,600	2,406	2,185	1,989			
	イ そ の 他	1,117	728	11,279	4,375	4,375	4,375	4,375	4,375	4,375	4,375	4,375	4,375			
	2 総 費 用 (D)	604,015	610,913	554,053	576,257	576,363	579,304	604,897	609,018	613,109	611,348	612,909	610,821			
	(1) 営 業 費 用	534,394	544,701	490,586	520,971	525,899	532,809	561,503	568,764	575,988	576,805	579,899	579,161			
	ア 職 員 給 与 費	25,268	21,259	22,388	22,972	22,972	22,972	22,972	22,972	22,972	22,972	22,972	22,972			
	イ そ の 他	509,126	523,442	468,198	497,999	502,927	509,837	538,531	545,792	553,016	553,833	556,927	556,189			
	(2) 営 業 外 費 用	69,621	66,212	63,467	55,286	50,464	46,495	43,394	40,254	37,121	34,543	33,010	31,660			
	ア 支 払 利 息	59,286	55,722	51,668	47,249	42,427	38,458	35,357	32,217	29,084	26,506	24,973	23,623			
	イ そ の 他	10,335	10,490	11,799	8,037	8,037	8,037	8,037	8,037	8,037	8,037	8,037	8,037			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	25,477	24,338	81,197	90,786	93,136	94,970	101,572	103,216	104,633	106,200	104,418	106,310				
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	607,922	518,295	240,383	181,426	546,558	811,366	650,116	428,529	403,653	373,662	371,638	374,382			
	(1) 地 方 債 償 還 金	81,871	126,480	27,405	16,000	79,100	137,900	111,800	73,900	73,900	73,900	73,900	73,900			
	うち 資 本 費 平 準 化 債															
	(2) 他 会 計 補 助 金	121,898	128,612	133,892	117,426	138,608	126,416	106,216	67,529	42,653	12,662	10,638	13,382			
	(3) 他 会 計 借 入 金															
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	288,283	176,048	54,616	32,000	249,700	409,100	320,200	213,200	213,200	213,200	213,200	213,200			
	(6) 工 事 負 担 金	115,870	87,155	24,470	16,000	79,150	137,950	111,900	73,900	73,900	73,900	73,900	73,900			
	(7) そ の 他															
	2 資 本 的 支 出 (G)	749,657	585,686	332,713	299,257	639,694	906,336	751,688	531,745	508,286	479,862	476,056	480,692			
	(1) 建 設 改 良 費	539,898	366,535	106,558	64,000	408,000	685,000	544,000	361,000	361,000	361,000	361,000	361,000			
	うち 職 員 給 与 費	11,568	8,870	1,974	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471			
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	209,759	219,151	226,155	235,257	231,694	221,336	207,688	170,745	147,286	118,862	115,056	119,692			
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 141,735	△ 67,391	△ 92,330	△ 117,831	△ 93,136	△ 94,970	△ 101,572	△ 103,216	△ 104,633	△ 106,200	△ 104,418	△ 106,310				
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 116,258	△ 43,053	△ 11,133	△ 27,045												
積 立 金 (K)																
前年度からの繰越金 (L)	306,110	189,852	146,799	135,666	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621				
前年度繰上充用金 (M)																
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	189,852	146,799	135,666	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621				
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	966															
実 質 収 支 黒 字 (P)	188,886	146,799	135,666	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621	108,621				
(N)-(O) 赤 字 (Q)																
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)																
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	77%	77%	81%	82%	83%	84%	87%	91%	94%	98%	99%	98%				
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足の率 (R)																
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	591,391	598,687	599,804	638,273	647,882	656,336	693,004	701,909	710,767	710,767	710,767	710,767				
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)																
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)																
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)																
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	586,355	591,391	598,687	599,804	638,273	647,882	656,336	693,004	701,909	710,767	710,767	710,767				
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)																
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																
地 方 債 残 高 (X)	2,749,679	2,657,407	2,464,907	2,245,650	2,093,056	2,009,620	1,913,732	1,816,887	1,743,501	1,698,539	1,657,383	1,611,591				

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		前年度	本年度												
収益的収支分		36,984	35,836	24,167	24,395	17,242	13,563	9,090	5,950	2,600	2,406	2,185	1,989		
	うち 基 準 内 繰 入 金	29,033	26,587	23,958	21,469	17,242	13,563	9,090	5,950	2,600	2,406	2,185	1,989		
	うち 基 準 外 繰 入 金	7,951	9,249	209	2,926										
資本的収支分		121,898	128,612	133,892	117,426	138,608	126,416	106,216	67,529	42,653	12,662	10,638	13,382		
	うち 基 準 内 繰 入 金	121,694	128,499	133,825	117,426	138,558	126,366	106,116	67,529	42,653	12,662	10,638	13,382		
	うち 基 準 外 繰 入 金	204	113	67	50	50	100								
合 計		158,882	164,448	158,059	141,821	155,850	139,979	115,306	73,479	45,253	15,068	12,823	15,371		

【一関処理区】

(単位:千円,%)

区 分		年 度												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	472,410	480,079	484,827	522,390	511,895	524,325	538,157	543,539	543,571	543,669	543,912	544,280	
	(1) 営 業 収 益 (B)	400,147	393,790	415,226	451,934	464,858	478,050	491,666	491,666	491,666	491,666	491,666	491,666	
	ア 料 金 収 入													
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	400,147	393,790	415,226	451,934	464,858	478,050	491,666	491,666	491,666	491,666	491,666	491,666	
	(2) 営 業 外 収 益	72,263	86,289	69,601	70,456	47,037	46,275	46,491	51,873	51,905	52,003	52,246	52,614	
	ア 他 会 計 繰 入 金	34,405	34,084	25,773	25,826	2,407	1,645	1,861	7,243	7,275	7,373	7,616	7,984	
	イ そ の 他	37,858	52,205	43,828	44,630	44,630	44,630	44,630	44,630	44,630	44,630	44,630	44,630	
	2 総 費 用 (D)	460,461	569,735	506,402	522,390	440,693	450,624	462,143	487,401	489,225	490,891	491,236	490,195	
	(1) 営 業 費 用	424,446	534,958	470,462	492,930	413,318	423,943	434,910	460,157	462,479	464,583	465,156	464,242	
	ア 職 員 給 与 費	16,128	14,557	18,599	16,428	16,428	16,428	16,428	16,428	16,428	16,428	16,428	16,428	
	イ そ の 他	408,318	520,401	451,863	476,502	396,890	407,515	418,482	443,729	446,051	448,155	448,728	447,814	
	(2) 営 業 外 費 用	36,015	34,777	35,940	29,460	27,375	26,681	27,233	27,244	26,746	26,308	26,080	25,953	
	ア 支 払 利 息	28,819	27,613	25,592	23,745	21,660	20,966	21,518	21,529	21,031	20,593	20,365	20,238	
	イ そ の 他	7,196	7,164	10,348	5,715	5,715	5,715	5,715	5,715	5,715	5,715	5,715	5,715	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	11,949	△ 89,656	△ 21,575		71,202	73,701	76,014	56,138	54,346	52,778	52,676	54,085		
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	414,004	529,625	278,874	206,557	672,797	1,103,644	862,761	605,813	602,870	600,022	600,869	604,061	
	(1) 地 方 債 償 還 金	83,436	70,760	46,993	27,000	124,000	214,000	161,000	114,000	114,000	114,000	114,000	114,000	
	ア うち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	92,024	91,809	93,657	97,057	18,947	12,294	7,111	26,513	23,570	20,722	21,569	24,761	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	178,881	313,762	96,816	55,000	405,700	662,700	532,700	350,600	350,600	350,600	350,600	350,600	
	(6) 工 事 負 担 金	59,663	53,294	41,408	27,500	124,150	214,650	161,950	114,700	114,700	114,700	114,700	114,700	
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	459,789	579,729	278,874	206,557	743,999	1,177,345	938,775	661,951	657,216	652,800	653,545	658,146	
	(1) 建 設 改 良 費	368,391	488,263	185,663	110,000	654,000	1,092,000	856,600	580,000	580,000	580,000	580,000	580,000	
	ア うち 職 員 給 与 費	5,762	4,418	3,965	4,715	4,715	4,715	4,715	4,715	4,715	4,715	4,715	4,715	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	91,398	91,466	93,211	96,557	89,999	85,345	82,175	81,951	77,216	72,800	73,545	78,146	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 45,785	△ 50,104			△ 71,202	△ 73,701	△ 76,014	△ 56,138	△ 54,346	△ 52,778	△ 52,676	△ 54,085		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 33,836	△ 139,760	△ 21,575											
積 立 金 (K)														
前年度からの繰越金 (L)	253,871	220,035	80,275	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700		
前年度繰上充用金 (M)														
形 式 収 入 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	220,035	80,275	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700	58,700		
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	37,798	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555	7,555		
実 質 収 支 黒 字 (P)	182,237	72,720	51,145	51,145	51,145	51,145	51,145	51,145	51,145	51,145	51,145	51,145		
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	86%	73%	81%	84%	96%	98%	99%	95%	96%	96%	96%	96%		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)														
営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (S)	400,147	393,790	415,226	451,934	464,858	478,050	491,666	491,666	491,666	491,666	491,666	491,666		
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	394,948	400,147	393,790	415,226	451,934	464,858	478,050	491,666	491,666	491,666	491,666	491,666		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	1,354,334	1,333,851	1,293,883	1,224,326	1,258,327	1,386,982	1,465,807	1,497,856	1,534,640	1,575,840	1,616,295	1,652,149		

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
収益的収支分		34,405	34,084	25,773	25,826	2,407	1,645	1,861	7,243	7,275	7,373	7,616	7,984	
	うち基準内繰入金	28,819	27,613	25,566	23,745	2,407	1,645	1,861	7,243	7,275	7,373	7,616	7,984	
	うち基準外繰入金	5,586	6,471	207	2,081									
資本的収支分		92,024	91,809	93,657	97,057	18,947	12,294	7,111	26,513	23,570	20,722	21,569	24,761	
	うち基準内繰入金	91,398	91,466	93,211	96,557	18,797	11,644	6,161	25,813	22,870	20,022	20,869	24,061	
	うち基準外繰入金	626	343	446	500	150	650	950	700	700	700	700	700	
合 計	126,429	125,893	119,430	122,883	21,354	13,939	8,972	33,756	30,845	28,095	29,185	32,745		

出所: 流域下水道事業経営戦略

添付資料 5. 抜本的な改革等の取組状況

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和4年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
岩手県	下水道事業	流域下水道	—

実施状況

抜本的な改革の取組						現行の経営体制を継続	
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用		地方独立行政法人への移行
		●		●			

抜本的な改革の取組状況

取組事項		(下水道事業)広域化等			
実施済	●	(実施類型) 汚水処理施設の統合 ● 処理場廃止あり ● 処理場廃止なし	(取組の概要) 農業集落排水(奥州市増沢地区)を流域下水道関連公共下水道へ接続し、農業集落排水の処理場を廃止し、効率的な汚水処理を行うため。		(実施(予定)時期) 令和 4 年 3 月 31 日
	実施予定		公共下水・流域下水の統合 公共下水同士との統合 集落排水・公共下水との統合 ● 特環下水と公共下水との統合 その他	汚泥処理の共同化 維持管理・事務の共同化 最適な汚水処理施設の選択(最適化)	(取組の効果額) 10.3 百万円(年)
検討中			(取組の概要)	(検討状況・課題)	

取組事項		民間活用(包括的民間委託)			
実施済	●	(取組の概要) 一部の流域下水道浄化センターの運転方法等について、民間事業者の創意工夫を活用し、安定的かつ効率的な施設の維持管理を目指すため、包括的民間委託を実施している。	(実施済のみ)性能発注内容) 要求基準を設定の上、運転操作・監視業務、保守点検業務、環境計測業務、施設管理業務、小修繕業務、物品調達業務などを一括して発注している。		(実施(予定)時期) 平成 19 年 4 月 1 日
	実施予定		(取組の効果額) 0.2 百万円(年)	(取組の効果額内訳) 【効果額記載例】 ・効果額 0.2百万円(年) ・内訳 (百万円) ①維持管理費 年 ▲0.2 計 年 ▲0.2	
検討中			(取組の概要)	(検討状況・課題)	

出所：地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況（令和4年3月31日時点 総務省）

添付資料 6. 処理区域内人口密度の状況（市町村別）

	平成 26 年度						令和 2 年度					
	全体計画人口 (人)	現在処理区域 内人口(人)	全体計画面積 (ha)	現在処理区域 内面積 (ha)	計画区域内人口 密度(人/ha)	処理区域内人口 密度(人/ha)	全体計画人口 (人)	現在処理区域 内人口(人)	全体計画面積 (ha)	現在処理区域 内面積 (ha)	計画区域内人口 密度(人/ha)	処理区域内人口 密度(人/ha)
公共下水道												
盛岡市	290,500	260,086	8,277	4,878	35	53	261,700	256,890	6,278	5,010	42	51
八幡平市	9,000	7,039	815	347	11	20	8,160	7,198	617	365	13	20
雫石町	13,300	9,454	1,101	601	12	16	10,070	9,284	924	661	11	14
葛巻町					-	-					-	-
岩手町	6,280	5,197	351	198	18	26	6,280	6,015	332	235	19	26
滝沢市	45,120	34,250	2,055	663	22	52	44,980	39,111	1,355	774	33	51
紫波町	19,500	19,505	892	653	22	30	19,600	20,427	867	665	23	31
矢巾町	26,000	19,953	1,237	756	21	26	21,640	21,897	1,282	863	17	25
奥州市	71,470	50,357	2,974	1,659	24	30	58,030	52,622	2,931	1,773	20	30
金ヶ崎町	8,680	8,579	824	558	11	15	9,130	8,691	871	558	10	16
花巻市	60,290	57,053	3,547	2,291	17	25	60,290	58,790	3,118	2,459	19	24
遠野市	10,500	11,192	520	414	20	27	9,000	10,443	519	465	17	22
北上市	77,100	61,951	4,150	2,224	19	28	56,610	64,109	2,861	2,352	20	27
西和賀町					-	-					-	-
一関市	54,800	35,087	2,312	1,188	24	30	43,430	38,478	2,370	1,459	18	26
平泉町	4,810	3,171	358	175	13	18	3,020	3,018	203	189	15	16
釜石市	27,100	21,719	894	534	30	41	25,911	20,751	1,088	642	24	32
大槌町	11,500	3,154	392	150	29	21	7,800	5,714	382	235	20	24
宮古市	32,800	33,464	1,170	983	28	34	24,000	31,201	1,170	1,046	21	30
山田町	8,080	2,918	495	162	16	18	8,497	6,781	473	310	18	22
岩泉町	3,000	2,819	160	99	19	28	3,000	2,572	160	100	19	26
田野畑村					-	-					-	-
大船渡市	26,400	10,364	1,404	438	19	24	19,580	14,516	1,137	795	17	18
陸前高田市	9,200	3,979	440	326	21	12	8,300	4,801	517	493	16	10
住田町					-	-					-	-
久慈市	23,000	13,577	1,375	483	17	28	21,700	15,206	1,375	546	16	28
普代村					-	-					-	-
野田町	3,310	2,682	153	91	22	29	3,161	2,873	154	101	21	28
洋野町					-	-					-	-
二戸市	18,700	11,135	1,054	442	18	25	13,190	11,774	927	515	14	23
軽米町					-	-					-	-
九戸村					-	-					-	-
一戸町	5,700	4,584	373	232	15	20	4,100	4,086	283	234	14	17
農業集落排水												
盛岡市	11,680	7,944	1,863	1,863	6	4	11,680	7,256	1,863	1,863	6	4
八幡平市	9,638	9,455	417	417	23	23	9,638	8,138	417	417	23	20
雫石町	2,970	2,010	109	109	27	18	2,970	1,777	109	109	27	16
葛巻町	4,390	2,164	67	67	66	32	4,390	1,860	67	67	66	28
岩手町					-	-					-	-
滝沢市	1,460	934	269	269	5	3					-	-
紫波町	8,332	6,409	352	352	24	18	8,332	5,763	352	352	24	16
矢巾町	7,610	5,370	2,006	2,006	4	3	6,660	4,136	1,894	1,894	4	2
奥州市	30,980	18,460	1,053	1,002	29	18	30,980	16,287	1,005	1,005	31	16
金ヶ崎町	8,080	5,228	5,750	1,268	1	4	8,080	4,848	5,750	1,268	1	4
花巻市	19,505	16,210	761	761	26	21	19,505	13,718	720	720	27	19
遠野市	3,670	790	87	35	42	23	1,030	757	35	35	29	22
北上市	17,770	12,872	476	476	37	27	17,770	11,759	476	476	37	25
西和賀町	700	456	28	28	25	16	700	381	29	29	24	13
一関市	8,590	5,417	292	251	29	22	7,220	3,735	186	186	39	20
平泉町	1,410	802	75	75	19	11	1,410	724	75	75	19	10
釜石市	860	764	19	19	45	40	860	646	19	19	45	34
大槌町					-	-					-	-
宮古市	880	675	16	16	55	42	880	584	16	16	55	37
山田町					-	-					-	-
岩泉町					-	-					-	-
田野畑村					-	-					-	-
大船渡市					-	-					-	-
陸前高田市	1,170	911	39	39	30	23	1,170	660	39	39	30	17
住田町					-	-					-	-
久慈市					-	-					-	-
普代村					-	-					-	-
野田町	880	577	18	18	49	32	880	464	18	18	49	26
洋野町	1,630	1,174	49	49	33	24	1,630	1,063	49	49	33	22
二戸市					-	-					-	-
軽米町					-	-					-	-
九戸村	670	503	20	20	34	25	670	434	20	20	34	22
一戸町	1,188	1,050	49	49	24	21	1,018	1,045	49	49	21	21

(注) 計画区域内人口密度は「全体計画人口÷全体計画面積」、処理区域内人口密度は「現在処理区域内人口÷現在処理区域内面積」で算出

出所：地方公営企業年鑑（総務省）をもとに包括外部監査人が作成

添付資料 7. 公社の運営評価結果

No. 38 公益財団法人 岩手県下水道公社

I 法人の概要

1 基本情報

令和4年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県下水道公社		所管部局 室・課等	県土整備部 下水環境課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 八重樫 弘明		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和62年4月1日	事務所の所在地	〒020-0832 岩手県盛岡市東見前3地割10番地2			
	平成23年6月1日	電話番号	019-638-2623			
	公益財団法人へ移行登記	HPアドレス	https://www.isf.or.jp			
資(基)本金等	10,000,000円	うち県の出資等 ・割合	5,000,000円	50.0%		
設立目的	当法人は、岩手県及び県内市町村の下水道行政を支援するため、下水道の普及啓発や下水道施設の管理運営等の支援事業を行い、もって県民の衛生的で快適な居住環境の改善及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。					
事業内容	1 公益目的事業 (1) 下水道の普及啓発事業 (2) 下水道施設の管理運営支援事業 (3) 下水道技術者育成事業 (4) 下水道に関する調査研究事業 (5) 排水設備工事責任技術者の資格認定事業 (6) その他公社の公益目的を達成するために必要な事業 2 収益目的事業 (1) 下水道施設整備支援事業 (2) アセットマネジメント支援事業 (3) その他前号に掲げる事業に関する事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収	7,609千円	平均年齢	62.0才	※令和3年度実績	
常勤職員の状況	合計	23名	うち県派遣	5名	うち県OB	0名
	平均年収	6,273千円	平均年齢	43.2才	※令和3年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	下水道施設の管理運営支援事業、施設整備支援事業、普及啓発事業等を行うことで、県内の下水道行政を支援する。自然災害等により被災した下水道施設について、復旧・復興に向けた市町村の汚水処理施設整備を支援する。
2	流域下水道の管理運営支援者として、流域下水道4処理区の適切な維持管理に貢献する。
3	下水道出前講座や下水道施設の見学会を実施し、汚水処理事業の普及啓発を推進する。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

類似団体として、地方共同法人日本下水道事業団が挙げられるが、市町村から要請のある処理場維持管理支援などに十分対応していないといった課題があるため、これらの課題に対応できる下水道公社と業務の棲み分けが行われている。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

下水道の維持管理は、機械・電気・化学・土木の各職種における高度な専門的知識と経験が必要であるが、県直営の場合、人事異動があるため維持管理に精通した職員の継続的な配置が困難であり、技術力・経験・体制が確保されている下水道公社の支援が必要である。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

年度当初の下水道三者連絡会議において、今年度の県の取組方針と公社の業務方針に係る情報交換を行うとともに、それぞれの課題に係る協議の機会を通じ具体的な支援、指導をいただいている。また、県汚水適正処理推進会議幹事会に参画し、下水道関係機関・団体との情報共有が図られている。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和3年度》	実績	《令和4年度》	-
	下水道の普及啓発 ①浄化センター等の見学対応、出前講座の開催 ②普及啓発イベントの開催等	① 開催及び協力回数 60件	69件	開催及び協力回数60件	
		② 集客者数等 2,000人	1,217人	集客者数等2,000人	
取組内容	①新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、浄化センター等の施設見学、及び出前講座の開催は中止した。その代わりに普及啓発用教材資料の配布（67校2,270部）とオンライン出前講座の試行（2件）を実施した。 ②新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、施設見学会の開催、及び市町村が開催するイベントへの協力を中止した。その代わりにホームページ上でバーチャル下水道探検ツアー'21（開催期間アクセス数295件）を掲載したほか、普及啓発のホームページを充実させ、アクセス数（922件）を参加人数とした。また、外部イベントへの普及啓発パネル等を貸し出した。				
課題	①新型コロナウイルス感染症の終息が見込めず、浄化センター等の施設見学や小学校等へ出向いて行う出前講座を実施することができないこと。代わりに令和3年度末からオンラインによる出前講座を開始したが、活用実績が少ないため小学校等に広報を行うことが必要。 ②新型コロナウイルス感染症の影響により普及啓発イベントを開催できないこと。また、代替で実施したホームページについては、当社のホームページが広く一般の方に閲覧してもらえるようPRすること。				
2	事業目標	目標値《令和3年度》	実績	《令和4年度》	-
	下水道の管理運営支援 ①適正な放流水質（流域下水道） ②省エネルギー対策（流域下水道） ③適正な放流水質（公共下水道）	① 放流水質BOD目標値5mg/L以下の目標達成日数90%以上	100%	目標達成日数90%以上	
		② 省エネ法に基づくエネルギー消費原単位対H28年度比5%削減	10.1%削減	H28年度比6%削減	
		③ 放流水透視度100cm以上の目標達成日数90%以上	88.0%	目標達成日数90%以上	
取組内容	①下水処理後の放流水質（BODとSS）の目標達成率の確認、水質悪化時の早急な対応（運転方法変更や薬剤投入など） ②下水処理施設のエネルギー使用量を毎月確認し、省エネルギーを意識したポンプや送風機の運転方法を実施した。目標値は省エネ法に基づく中長期計画で定めており、H28を基準に毎年1%削減としている。 ③放流水透視度確認、水質悪化時の早急な対応（運転方法変更や薬剤投入など）				
課題	水温が低くなる冬期間や季節の変わり目は、処理が不安定になる傾向があり、活性汚泥の状態等に注意して対応する必要がある。また、省エネルギー対策は、下水処理施設のエネルギー使用量が降雨量などの気象条件や設備の点検や工事により影響を受けてしまうためコントロールするのが困難である。				
3	事業目標	目標値《令和3年度》	実績	《令和4年度》	-
	下水道技術者育成 ①県・市町村の職員を対象とした各種下水道研修の実施	① 利用数 延べ100市町村（県）	108市町村（県）	延べ100市町村（県）	
		② 研修受講者満足度		満足度4.0以上	
取組内容	技術研修会（6月、12月）、テーマ別研修会の開催（地方公営企業会計をテーマとした研修会（6月、8月、10月、12月））				
課題	市町村ごとに下水道事業の進捗が異なることから、ニーズに沿った研修とすることが難しい。 また、下水道担当職員が少ないため、本研修を受講できない市町村への支援が課題である。				
4	事業目標	目標値《令和3年度》	実績	《令和4年度》	-
	下水道施設整備支援事業 ①岩手県並びに市町村の下水道施設整備における設計積算及び現場監督補助等の技術支援 ②自然災害等により被災した市町村への災害復旧支援	① 要請対応率 100%	100%	要請対応率 100%	
		② 要請対応率 100%	100%	要請対応率 100%	
取組内容	①設計積算及び現場監督補助、市町村へのPR（6月） 自然災害等により被災した下水道管路の復旧等に必要設計積算及び現場監督補助を行うことで、技術職員が不足している市町村等への支援を行っている。事業の円滑な執行に繋げていただくよう、当社の支援項目及び支援内容について、県内のすべての市町村にPRを実施し、支援要請を受けた業務は、すべて受託することを目標としている。 ②設計積算及び現場監督補助、市町村ニーズの把握（5月、11月） 市町村から受託した事業を執行する上で、実際に困っていることや当社へお願いしたいこと等の聞き取りを行いながら、きめ細やかな支援を実施している。				
課題	市町村の技術職員の不足が進行していることに加え、市町村職員は異動があるため、初任者等にも分かりやすく当社の支援内容を知ってもらい、事業の円滑な執行に繋げる必要がある。				
5	事業目標	目標値《令和3年度》	実績	《令和4年度》	-
	アセットマネジメント支援事業 ①下水道ストックマネジメント計画の策定及び台帳データベース入力業務	① 要請対応率 100%	100%	要請対応率 100%	
取組内容	①下水道ストックマネジメント計画の策定及び台帳データベース入力、市町村へのPR（6月） 老朽化した下水道施設の計画的な改築更新にあたり、ストックマネジメント計画策定や設備台帳の整備を行うことで、技術職員が不足している市町村への支援を行っている。計画の策定等により、施設の改築事業へ繋げていただくよう、当社の支援項目及び支援内容についてPRを実施し、支援要請を受けた業務はすべて受託することを目標としている。				
課題	市町村の技術職員の不足が進行していることに加え、市町村職員は異動があるため、初任者等にも分かりやすく当社の支援内容を知ってもらい、事業の円滑な執行に繋げる必要がある。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和3年度》	実績	《令和4年度》	-
	事務事業における効率化 ① 超過勤務の効率化	① 超過勤務時間 月平均ひとり 15時間まで	11時間40分	15時間/月まで	
取組内容	毎月の社内会議において超過勤務時間を把握し、各課長が担当者変更など業務配分の調整を行っている。				
課題	特定の時期に業務が集中するため、業務量を平準化することが難しい。				
2	経営改善目標	目標値《令和3年度》	実績	《令和4年度》	-
	労働環境の改善 ① 年次休暇取得日数	① 取得日数 12日/人以上	13.4日	12日/人以上	
取組内容	毎月の社内会議において年次取得日数を確認し、計画的に年次休暇取得を進めている。また、年次休暇を中々取得しない職員へは所属する課長が職員の意見を聞いたうえで積極的に年次休暇取得の働きかけを行っている。				
課題	職員個々の意識により、取得する日数にばらつきが生じる。				
3	経営改善目標	目標値《令和3年度》	実績	《令和4年度》	-
	職員能力向上 ① 職員採用 ② 資格保有数の増加	① 1名採用（機械職） ② 保有資格数58（累計）	1名採用 54資格	2名採用（電気職、化学職） 保有資格数60	
取組内容	令和4年4月機械職1名採用に向け企業説明会を5月に開催し職員採用を募集した結果、1名の採用に至った。資格取得支援により資格取得の意識向上を図った。				
課題	① 技術系職員の採用は、民間企業との競合により近年人員確保が難しい状況である。 ② 資格保有数の増加は、試験会場への移動において新型コロナウイルス感染の不安から資格取得に対し消極的となっている。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和4年7月1日現在）

（単位：人）

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	8	1	1	6	7	1	1	5	7	1	1	5
計	9	1	2	6	8	1	2	5	8	1	2	5

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和4年7月1日現在）

（単位：人）

		令和2年度				令和3年度				令和4年度						
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他			
常勤	管理職 (役員兼務)	4	1	3		4	1	3		4	2	2				
	一般職	19	16	3		19	16	3		19	16	3				
	小計	23	17	6		23	17	6		23	18	5				
非常勤	管理職 (役員兼務)															
	一般職	10			2	8	11		1	10	10		1	9		
	小計	10			2	8	11		1	10	10		1	9		
計		33	17	6	2	8	34	17	6	1	10	33	18	5	1	9

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数
 令和2年度 人 令和3年度 人 令和4年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和4年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					4		4
	プロパー					2		2
	県派遣					2		2
	県OB							
	その他							
	一般職		3	4	10	2		19
	プロパー		2	3	9	2		16
	県派遣		1	1	1			3
	県OB							
	その他							
計		3	4	10	6		23	

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

派遣職員 R3→R4 1名減

プロパー職員 R3→R4 1名増 新規採用

〔県の関与の状況について〕

プロパー職員の採用により、県派遣職員の解消に努めている。

〔職員の年齢構成について〕

40歳代の職員の割合が高く、若手・中堅層の割合が低いため、若手のプロパー職員採用に向けて取り組んでいる。

IV 財務の状況

(単位：千円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(令3-令2)	
貸借対照表	資産	277,555	282,333	288,714	6,381	
	流動資産	197,795	186,045	186,049	4	
	うち現預金	137,899	128,555	121,927	▲ 6,628	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	79,760	96,288	102,665	6,377	
	基本財産	10,000	10,000	10,000	0	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	特定資産	54,779	58,896	64,045	5,149	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	その他固定資産	14,981	27,392	28,620	1,228	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	60,680	61,531	68,648	7,117	
	流動負債	43,591	39,631	43,471	3,840	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	17,089	21,900	25,177	3,277		
うち有利子負債	0	0	0	0		
正味財産	216,875	220,802	220,065	▲ 737		
指定正味財産	10,000	10,000	10,000	0		
一般正味財産	206,875	210,802	210,065	▲ 737		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(令3-令2)	
正味財産増減計算書	経常収益	307,128	311,620	304,090	▲ 7,530	
	経常費用	293,121	302,080	301,548	▲ 532	
	事業費	250,986	257,432	257,557	125	
	うち人件費	147,220	148,890	152,587	3,697	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	42,135	44,648	43,991	▲ 657	
	うち人件費	35,261	35,105	35,904	799	
	評価損益等増減額	0	0	0	0	
	当期経常増減額	14,007	9,540	2,542	▲ 6,998	
	経常外収益	8,212	204	566	362	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	8,212	204	566	362	
	法人税、住民税及び事業税	7,954	5,817	3,845	▲ 1,972	
	当期一般正味財産増減額	14,265	3,927	▲ 737	▲ 4,664	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0		
正味財産期末残高	216,875	220,802	220,065	▲ 737		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(令3-令2)	
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
	短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
	損失補償(残高)	0	0	0	0	
	補助金(運営費)	0	0	0	0	
	補助金(事業費)	0	0	0	0	
	委託料(指定管理料除く)	186,997	215,300	188,169	▲ 27,131	流域下水道施設管理運営支援、流域下水道施設整備支援等
	指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(令3-令2)	
財務指標	自己資本比率(%)	78.1	78.2	76.2	▲ 2.0	=正味財産/総資産×100
	流動比率(%)	453.8	469.4	428.0	▲ 41.4	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率(%)	14.4	14.8	14.6	▲ 0.2	=管理費/経常費用×100
	人件費比率(%)	62.3	60.9	62.5	1.6	=人件費/経常費用×100
	独立採算度(%)	107.6	103.2	101.0	▲ 2.2	=経常・経常外収益-補助金【運営費】/(経常・経常外費用)×100
	総資本当期経常増減率(%)	6.5	4.3	1.2	▲ 3.1	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(令3-令2)	
財務評価	A	A	A		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

<p>〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕 実費弁償方式による県から受託している流域下水道管理運営支援業務において、施設の修繕費が減少したことにより経常収益と経常費用が共に減少していること、下水道施設整備事業収益において、受託件数は増加しているが次年度に繰越され収益が減少したことから当期一般正味財産増減額が減少している。</p> <p>〔県の財政的関与について〕 県から流域下水道管理運営支援業務と流域下水道施設整備支援業務を受託している。 令和3年度は、流域下水道施設整備支援業務の要請件数が増加した。</p> <p>〔財務指標・財務評価について〕 ・流動比率の減少は、受託している業務の完了件数が少なくなったことで、年度内に委託料の入金が少ないことによる。 ・人件費率の増加は、受託件数が増加した事業に会計年度任用職員1名を増員したことによる。 ・独立採算度については、収益事業の経常収益が下がったことによるものであるが、採算ラインの100%を超えている。</p>
--

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人の設立目的は、岩手県及び県内市町村の下水道行政の支援である。施設の老朽化の進行、担当技術者の減少など自治体の下水道事業はますます厳しい状況にあり、社会的要請は設立当初よりも大きくなっている。 下水道事業は建設から維持管理・改築に移行し、市町村からの支援要請は建設・維持管理のみならず、ストックマネジメント計画策定、施設改築など多様化している。当法人の果たすべき役割は今後さらに大きく幅広くなっていくものと考えている。
所管部局	下水道公社は、県の下水道施設推進の一翼を担うために設立されたものであり、施設の長寿命化を見据えた効率的かつ適正な維持管理など、設立時に比べ公社の担う役割は増加していることから、県施策の推進や県内市町村からの要請に対する貢献が一層期待される。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	県・市町村は、下水道管理者として、事業実務や経営に関する業務を実施する必要があるが、技術職員の減少、職員の異動等による技術の継承に課題がある一方、当法人は多様な専門職の技術者を有し、長年にわたり技術を継承している強みを活かし、下水道管理者を補完する役割を担っている。 更に当法人が実施している下水道設計積算業務は、公平中立的な観点から民間会社では困難な業務である。 類似事業を行っている非営利団体として、日本下水道事業団が挙げられるが、市町村からの要請内容や規模で棲み分けを行っている。
所管部局	下水道公社が実施している業務は、下水道管理者の視点で公益性、公共性の高い業務を補完していることから民間団体との棲み分けがされていると認められる。 なお、日本下水道事業団では、市町村から要請のある処理場維持管理支援などに十分対応していないといった課題があるため、これらの課題に対応できる下水道公社との業務の棲み分けが行われている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	簡素効率的かつ安定した組織運営に向け、平成28年度に県南支社を本社に統合し円滑な運営が行われている。また、事業や機能ごとに組織を3課に分け役割を明確にしながらも、セクション間の連携が必要な場面では課の枠にとらわれず柔軟に対応している。また、人材育成については、基本研修計画及び専門研修計画を定め、役職、職種、経験年数に応じて計画的な人材育成に取り組んでいる。この他、資格取得を奨励し受験費用の支援を行っている。
所管部局	平成28年度の組織再編以降、組織の簡素効率化、業務課に同じ職種職員の職員チームを編成するため、バックアップ体制が充実し、適切な組織管理に繋がっている。また、人材育成については、役職、職種、経験年数に応じて、外部の研修への受講を奨励するほか、資格取得支援や日常業務におけるOJTによって職員の能力向上に努めている。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	個人情報保護マネジメントシステム構築に努め、情報セキュリティ対策の強化を図っている。また、社内の不正等の防止のためコンプライアンス通報・相談窓口を設置している。
所管部局	個人情報保護の強化の観点から、個人情報保護マネジメントシステム構築に努めているほか、これまでの個人情報保護に係る方針や要綱等の見直しを行い、要綱等に基づくセキュリティハンドブックを作成したほか、職員研修により周知を図っている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	役員には理事会、評議員会で中期経営計画、業務方針、事業目標等について報告し、了承を得ている。 社内向けには、毎月の社内会議において事業目標及び経営改善目標に対する達成状況を確認し、収益事業の営業強化や超過勤務時間の縮減など対策を講じている。
所管部局	経営理念・経営基本方針に沿った事業の推進について、役員に対する説明、職員への周知・情報共有の推進に努めている。また、社内会議を通じて経営目標における進捗状況の確認や調整を行うほか、業務執行状況報告を理事会及び評議員会で行うなど、計画に対しての取り組みが概ね適正に行われている。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県から法人へ職員5名の派遣を行っている。このうち、県派遣職員4名については、県から委託している流域下水道管理に関する業務等への従事及び支援の度合いが高いため、県が給与を負担することとしている。 下水道の維持管理は、様々な専門職（土木、電気、機械、化学等）の高度な専門的知識と経験が必要であること、施設の老朽化に伴う適切な維持管理体制の確保や人口減少による技術者不足等の下水道行政を取り巻く環境の変化に対応することが求められるため、相互の人材の技術継承や市町村支援のニーズの増加によるプロパー職員の増員等の必要性を総合的に判断し、中期経営計画に基づき段階的に派遣職員を縮小しようとしている。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	情報公開に関する規則を定め適切に公開している。また、法人ホームページで積極的な情報公開に努めている。県民からの意見聴取の仕組みとしてホームページにお問い合わせフォームを開設している。
所管部局	公益財団法人への移行と同時に情報公開規則を定め、ホームページ等により定款・事業報告書等の財務・業務に関する資料のほか、流域下水道の各処理区における維持管理状況（水量・水質・汚泥等）等を積極的に情報公開・情報提供している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	<p>現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。</p> <p>この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分にを行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。</p>
所管部局1	<p>今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。</p>
所管部局2	<p>法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。</p>

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和2年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 公共下水道施設の管理運営支援に必要な専門知識が不足している市町村に対して、管理運営支援業務や、急務となっている地方公営企業会計の導入に係る職員研修等の下水道技術者育成等の実施により、引き続き支援していく必要があります。	実施済	令和2年度は、2市2町1村の6処理場において管理運営支援業務を実施した。また、地方公営企業会計研修を4回開催の他、個別相談会等を実施した。今後も市町村に対し積極的な支援を継続していく。	R3.3
	2 汚水処理事業の運営に係る広域化・共同化計画の策定に関し、令和4年度の策定に向けて作業が本格化していくことから、県及び市町村と連携して、法人としての支援の在り方についてさらに検討を進めていく必要があります。	実施済	オブザーバーとして、県が開催する広域化・共同化に関する打合せに参加することで県の施策に関与している。今後も市町村が実施する下水道事業を補完する立場で支援を継続していく。（技術継承のための研修実施など）	R3.3
所管部局	1 県及び市町村の下水道行政を支援するために法人が展開する事業について、より効率的なものとなるように、連携・協働を強化し、適切な指導・助言をしていく必要があります。	実施済	当法人と県の下水道環境課及び北上川上流流域下水道事務所で構成する「下水道三者連絡協議会」で相互の連絡協調体制は確立されているので、引き続き連携・情報共有を図っていく。	R3.3
	2 自立的な運営に向けて、法人プロパー職員のマネジメントスキルが向上するよう、効果的な支援を継続的に取り組んでいく必要があります。	実施済	産業技術短期大学で開催している社員研修系の研修へ主任以上の役職に応じて参加し、マネジメントスキルの向上に努めるなど継続した取組を実施している。	R3.3

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 事業目標として設定している「下水道技術者育成①県・市町村の職員を対象とした各種下水道研修の実施」の目標値「利用者延べ100市町村（県）」について、前回の運営評価に続き、実績が目標値を上回っています。法人の経営努力の成果として評価されるべきものと考えます。一方で、所管部局に対する指摘として記載しましたが、目標値に研修受講者の満足度等も追加し、PDCAサイクルを運用することで、回数の実績だけでなく、内容の充実も図られることが期待されます。所管部局と連携して、中期経営計画策定の際に、検討を行う必要があります。	実施済	下水道技術者育成事業として実施する、技術研修会とテーマ別研修の事業方針目標として、利用者延べ100市町村（県）のほか、令和4年度から研修受講者に満足度に関するアンケートを実施し、内容の充実を図るものとした。今後も市町村のニーズに答えられる研修とするよう努めていく。	R4.3
所管部局	1 法人は、県及び市町村の下水道技術者の育成を図る上で重要な役割を担っています。そうした観点から事業目標として設定している「下水道技術者育成①県・市町村の職員を対象とした各種下水道研修の実施」の目標値「利用者延べ100市町村（県）」について、前回の運営評価に続き、実績が目標値を上回っています。法人の経営努力の成果として評価されるものと考えます。一方で、県内の市町村においては、技術の継承及び地方公営企業会計への対応に課題を有している団体も多く、法人が果たす役割に対する期待は増大しているものと考えます。そうした法人の役割を踏まえ、より充実した研修が実施されるよう、目標値に研修受講者の満足度等を追加することで、県施策推進への法人の貢献の度合いをより的確に測定できるものと考えます。中期経営計画策定の際に、検討する必要があります。	実施済	当法人が実施する技術研修会は、県及び市町村の下水道担当者を対象に、下水道管理者として修得しておくべき基本事項について実施しており、県及び市町村の技術の継承に貢献している。また、平成26年度からは、「地方公営企業会計」をテーマに地方公営企業会計導入を支援する研修を実施しており、県及び市町村の下水道事業の地方公営企業法適用に大きく貢献している。 令和4年度からは、事業方針目標に研修受講者の満足度を追加することで、研修内容の充実が図られていくものと考えている。	R4.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	当法人の自立的な運営に向けて、各職種の業務量や年代的バランスを考慮したプロパー職員の採用を行い、県派遣職員解消を進めると共に、管理者層をはじめとする県派遣職員からプロパー職員への行政マネジメントスキルの継続的な移転を図るよう指導助言を継続する。なお、県派遣職員の必要性と妥当性については、毎年度確認し検討したうえで実施している。	R4.3

出所：令和4年度岩手県出資等法人運営評価レポート個別法人編（令和4年9月 岩手県）